

平成20年  
行政監査報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、  
平成20年行政監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成21年2月10日

東京都監査委員	こ	い	そ	明
同	名	取	憲	彦
同	三	栖	賢	治
同	筆	谷		勇
同	金	子	庸	子

# 目 次

庁舎の管理（安全対策と環境対策を中心として）について  
..... 1

青少年の健全育成について ..... 6 1

庁舎の管理（安全対策と環境対策を中心として）について

# 目 次

第 1	監査の概要	7
1	監査の目的	7
2	監査の対象	8
3	監査の観点及び監査方法	8
4	実地監査の場所及び期間	11
第 2	庁舎の管理に係る法定事項等	14
1	安全対策に関する法令等	14
2	環境対策に関する法令等	15
3	その他庁舎管理関係法令等	15
第 3	安全対策・環境対策に関する取組	16
第 4	監査の結果	19
1	結果の概要	19
2	観点別に見た問題点	19
3	指摘、意見・要望事項	25
(1)	庁舎の安全対策について	25
	安全対策・震災対策・火災対策は適切に行われているか	25
(指摘事項 - 1)	扉の改修等の抜本的な改善に早急に取り組むべきもの	25
(指摘事項 - 2、3)	震災時に必要な物品等の整備について	26
	ア 広域輸送拠点として必要なスペースを確保すべきもの	26
	イ 震災マニュアル等に従い必要な物品等を確保すべきもの	26
(指摘事項 - 4)	非常用自家発電機の管理を適切に行うべきもの	27
(意見・要望事項 - 1)	訓練生用の非常用食料等の備蓄を行うことを検討すべきもの	28
(意見・要望事項 - 2)	什器・備品類の転倒・落下防止対策を検討すべきもの	29
(指摘事項 - 5)	共同防火管理体制を適正に整えるべきもの	31
(指摘事項 - 6)	消防計画等について適正に管理すべきもの	32
(指摘事項 - 7、8)	消防設備の管理について	33
	ア 不良箇所を適切に改善すべきもの	33

イ	消防設備を適正に管理すべきもの	34
(指摘事項 - 9)	火災予防上適切な措置を講ずべきもの	35
(指摘事項 - 10)	避難通路及び避難口を適切に確保すべきもの	35
	防犯対策等は適切に行われているか	37
(指摘事項 11、12、13、14、15、16)	防犯対策等について	37
ア	ICカードの仕様を見直すべきもの	37
イ	庁舎管理を適切に行うべきもの	37
ウ	設備等の整備を適切に行うべきもの	37
エ	セキュリティ対策を適切に行うべきもの	37
オ	警備を適切に行うべきもの	38
カ	ICカードの管理基準を設けるとともに取扱いを適切に行うべきもの	38
	薬品・危険物等の管理は適切に行われているか	39
(指摘事項 17、18、19)	取扱いに注意すべき物品の管理について	39
(1)	毒物・劇物の管理を厳正に行うべきもの	39
ア	学校に対し毒物・劇物の保管管理方法を具体的に指導すべきもの	39
イ	庁内管理者として毒物・劇物の存置状態について関係者に早急な改善を求めるべきもの	40
(2)	薬品等を適切に管理すべきもの	41
	来庁者に対する配慮は十分なものになっているか	42
(指摘事項 - 20)	庁舎内の危険箇所に対する安全対策を講ずべきもの	42
(2)	庁舎の環境対策について	43
	省エネルギーや地球温暖化防止対策に適切に取り組んでいるか	43
(指摘事項 - 21)	コージェネレーションシステムについて適切に対応すべきもの	43
(指摘事項 - 22)	東京都グリーン購入ガイドに従って電気製品を購入すべきもの	44
(意見・要望事項 - 3)	アイドルリング・ストップを周知するよう努めるべきもの	45
	廃棄物の減量と処理は適正・適切に行われているか	46
(指摘事項 - 23、24、25、26、27)	廃棄物の減量について	46
ア	廃棄物の減量に適切に取り組むべきもの	46
イ	公印帳票類の廃棄処理について適切な管理を行うべきもの	47
ウ	ごみの排出原因を追究するとともに削減に努めるべきもの	47
エ	廃棄物の発生の抑制に努めるべきもの	48

オ	パソコンの再資源化に適切に取り組むべきもの	48
(指摘事項 - 28、29)	廃棄物処理について	50
ア	廃棄物処理を適切に行うべきもの	50
イ	廃棄物処理料金を適切に支出すべきもの	51
	特別管理産業廃棄物の管理等は適正・適切に行われているか	52
(指摘事項 - 30、31)	特別管理産業廃棄物について	52
ア	特別管理産業廃棄物に関する帳簿を適切に記載すべきもの	52
イ	PCB廃棄物を適切に保管すべきもの	53
(意見・要望事項 - 4)	ウ 各局が適切に現況調査を行うよう指導強化に努めるべきもの	54
(3)	庁舎の適正・効率的な管理について	55
	行政財産使用許可等は適正に行われているか	55
(指摘事項 - 32)	財産の使用許可を適切に行うべきもの	55
(指摘事項 - 33)	行政財産使用料の請求を適正に行うべきもの	56
	光熱水費の節減に積極的に取り組んでいるか	57
(指摘事項 - 34、35)	電気料金の節減について	57
ア	契約電力を見直し電気料金の節減に努めるべきもの	57
イ	電力契約を変更する等電気料金の節減に努めるべきもの	57
	その他	
(意見・要望事項 - 5)	本庁舎の適正な庁舎管理に努めるべきもの	59

# 庁舎の管理（安全対策と環境対策を中心として）について

## 第1 監査の概要

### 1 監査の目的

都の庁舎は、都が事業目的などに利用する公有財産であるとともに、都民共有の貴重な財産でもあることから、適切に管理されなければならない。

先に発生した四川省大震災（平成20年5月）や岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）では、多数の犠牲者・被災者が出たところである。庁舎の管理に当たっては、多くの利用者が訪れる施設として、火災や震災などに対する安全対策への十分な配慮が必要である。

また、都は、東京都環境基本計画（平成20年3月改訂）に基づいて、ディーゼル車対策の推進や地球温暖化対策への取組を進めてきたことに加え、平成19年12月に策定した「10年後の東京」において、「世界でもっとも環境負荷の少ない都市を実現する」こととし、気候変動の危機の克服に向けた独自の取組を開始している。

平成20年6月には、これまで以上に環境への負荷を低減するために、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を改正し、大規模なCO<sub>2</sub>排出事業所に対する総量削減義務と、排出量取引制度の導入などを行った。

CO<sub>2</sub>排出の総量削減義務などの平成22年4月からの施行に伴い、条例への対応を民間事業者に働きかけていくため、都の庁舎においても、省エネルギーや温暖化対策への率先した取組みが求められている。

庁舎管理については、これまでも定例監査等で問題点を指摘しているところであるが、指摘されないものについては放置されがちである。このため、あらかじめ問題となる事項をリストアップし、全庁的に監査することが有効であると判断した。

そこで、今回の監査では、テーマを「庁舎の管理（安全対策と環境対策を中心として）」とし、共通の観点と着眼点により、各局横断的に検証していくこととした。



\* 都の庁舎の例

種別	事例
事務所等	都庁本庁舎、都税事務所、都バス営業所、水道局営業所など
医療・福祉施設	病院、療育センター、老人ホームなど
浄水場等	浄水場、水再生センターなど
学校等	高等学校、看護専門学校、職業能力開発センターなど
その他	地下鉄駅舎、中央卸売市場、図書館など

## 2 監査の対象

監査に当たっては、各局の庁舎の中から、原則として

延床面積が大きい、利用者が多いなど、庁舎の規模が大きいこと  
災害対策上重要な庁舎であること

を条件として、可能な限り多種多様になるよう選定した事業所と、都庁本庁舎等を所管する部署等を合わせ、8部82事業所(19局73庁舎)に対して実地監査を行った。

なお、大規模な改修や移転などが予定されている庁舎は対象としなかった。また、指定管理者が管理している庁舎は、平成19年行政監査の対象としたので除外した。

## 3 監査の観点及び監査方法

監査は、以下の観点を踏まえ、チェックリストを作成し、庁舎及び敷地内の現地踏査によって問題点を捕捉するとともに、関係書類の閲覧及び聞き取り調査を行った。

実査に当たっては、一部の庁舎に技術職員が同行し、技術的な着眼点からも問題点の捕捉が可能となるようにした。

なお、光熱水費の節減状況、廃棄物の減量状況を見る必要があるため、平成18年度から監査日現在までを監査の対象期間とした。

また、庁舎の耐震化については、「東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震化整備プログラム」が策定され、優先度に応じて計画的に耐震化が進められていること(詳細は10ページ以下に記載のとおり)から、今回の監査ではその進捗を見守ることとし、監査しないこととした。

**( 1 ) 庁舎の安全対策について**

震災対策、火災対策は適切に行われているか  
薬品、危険物の管理は適切に行われているか  
来庁者に対する配慮は十分なものとなっているか

**( 2 ) 庁舎の環境対策について**

省エネルギーや地球温暖化対策への取組みは適切に行われているか  
廃棄物の減量と処理は適切に行われているか

**( 3 ) 庁舎の適正・効率的な管理について**

庁舎の行政財産使用許可は適正に行われているか  
建物管理、設備保守点検等の契約は適切に行われているか

\* チェックリスト (抜粋)

観点・着眼点	
庁舎の安全対策	1 震災対策・火災対策等は適切に行われているか
	1 震災対策
	事業所防災計画は策定(更新)されているか、什器等について、設置場所、転倒防止策は適切か、非常用発電機、備蓄品は適切に維持管理されているか
	2 火災対策
	消防設備(誘導灯含む)の保守点検、修繕は適切か、防火管理者の選任、消防計画の策定などは適切か、避難通路は確保されているか(幅員は確保されているか)
	3 テロ対策、防犯対策等
	不法侵入を防止できる態勢となっているか、警備状況は適切か(時間帯・ルートなど)、防犯カメラは適切に運用されているか(死角はないか、監視体制は)
	2 薬品・危険物の管理は適切に行われているか
	1 薬品(毒物・劇物)、危険物(灯油、ガソリン等)
	管理規定は策定されているか、保管方法は適切か(転倒防止、施錠、表示)、在庫数量の管理は適切か(記録、点検)、今後の使用見込みがない物を速やかに、適正に処理しているか
庁舎の環境対策	3 来庁者に対する配慮は十分なものとなっているか
	1 案内表示(点字ブロック含む)等
	必要な場所に設置されているか(インターホンの位置は適切か)
	2 安全対策等
	安全対策、段差対策、傾斜対策は適切か
	1 省エネルギーや地球温暖化対策への取組みは適切に行われているか
	1 省エネ対策
	光熱水の使用量の推移を分析・把握しているか、電気製品の購入に当たって、省エネ性能を勘案しているか
	2 地球温暖化対策
	敷地内の緑化、屋上緑化に取り組んでいるか、アイドリングストップは徹底されているか、駐車場に表示があるか、グリーン購入を考慮しているか、雨水浸透施設が設置されているか(水害対策を含む)
庁舎管理の適正性及び効率性	2 廃棄物の減量と処理は適切に行われているか
	1 廃棄物の減量
	廃棄物の内容を分析・把握した上で、減量目標を立てているか、リサイクルは適切に行われているか、レジ袋を庁舎外から持ち込まないなど具体的な対策を立てているか
	2 適正処理
	適切な区分(一廃/産廃)で処理しているか、受託業者は適切に選定されているか、適切な処理量に基づいて支払をしているか、契約単価は条例の規定以下か、消費税の扱いは適正か
	3 その他
	P C B 廃棄物は適切に保管されているか(責任者・保管場所・処理計画)
	1 庁舎の行政財産使用許可は適正に行われているか
	1 許可手続き等
	使用者の選定方法は適切か(グリーン購入ガイドに配慮しているか)、許可内容(面積・期間・目的など)は適切か、使用料の減免は適切か
2 使用状況に対する指導	
共用部分への看板、壁面へのチラシなど許可範囲の逸脱はないか、自販機の設置状況(通路幅確保、防火扉の障害など)は適切か	
2 建物管理、設備保守点検等の契約は適切に行われているか	
1 設備保守点検等	
遊休している設備に必要以上の保守を行っていないか	
3 その他	
1 光熱水費の節減	
契約電力の変更による電気料金の節減は行われているか	
2 その他	
分煙の状況は適切か(喫煙場所の位置はどうか)	

## 4 実地監査の場所及び期間

### (1) 実地監査場所

局 名	部 ・ 庁 舎 名
総 務 局	総務部（本庁舎の庁内管理）
	職員研修所、竹芝庁舎（公文書館）
財 務 局	建築保全部（本庁舎の財産・設備の管理）
主 税 局	中央都税事務所、中野都税事務所、大田都税事務所、豊島合同庁舎、練馬都税事務所、立川合同庁舎
生活文化スポーツ局	東京ウィメンズプラザ、計量検定所（タクシメーター深川検査場を含む）
都 市 整 備 局	第一区画整理事務所、再開発事務所、多摩建築指導事務所
環 境 局	環境政策部、都市地球環境部、廃棄物対策部
	廃棄物埋立管理事務所、多摩環境事務所
福 祉 保 健 局	東村山老人ホーム、東村山ナーシングホーム、北多摩看護専門学校 府中療育センター、北療育医療センター城南分園、児童会館
病院経営本部	広尾病院、墨東病院、大塚病院、松沢病院
産 業 労 働 局	東京障害者職業能力開発校、城南職業能力開発センター、 中央・城北職業能力開発センター板橋校、 労働相談情報センター八王子事務所、同国分寺事務所、同大崎事務所
中央卸売市場	築地市場、大田市場、食肉市場、北足立市場
建 設 局	第一建設事務所、第五建設事務所・江東治水事務所合同庁舎、西多摩建設事務所、 北多摩南部建設事務所
港 湾 局	港南庁舎（東京港建設事務所、東京港管理事務所）、日の出庁舎、辰巳庁舎 調布飛行場管理事務所
東 京 消 防 庁	総務部（本部庁舎の管理）
	消防防災資料センター、立川都民防災教育センター、八王子消防署
交 通 局	渋谷自動車営業所、江戸川自動車営業所、大島総合庁舎、都庁前駅、 志村車両検修場、木場車両検修場
水 道 局	多摩水道立川庁舎、本郷庁舎（水運用センター・水質センター・水道歴史館）、 和泉庁舎（西部支所・西部建設事務所・水道緊急隊）、研修・開発センター、 玉川浄水場、水の科学館
下 水 道 局	流域下水道本部、蔵前庁舎（基幹施設再構築事務所・北部第一下水道事務所） 有明水再生センター（虹の下水道館を含む）、多摩川上流水再生センター
教 育 庁	農芸高等学校、西高等学校、立川ろう学校、羽村特別支援学校、 中央図書館、多摩教育センター（多摩図書館・多摩教育事務所ほか）
警 視 庁	総務部（本部庁舎及び多摩総合庁舎の管理）
	府中運転免許試験場、鮫洲運転免許試験場
議 会 局	管理部（都議会議事堂の庁内管理）

## (2) 庁舎の概要

(単位:m<sup>2</sup>、小数点以下切捨)

所管局	庁舎名	所在地	敷地面積	延床面積	しゅん工年
総務局	第一本庁舎	新宿区西新宿二丁目8番1号	14,349	196,755	平成3年
財務局	第二本庁舎		14,030	139,949	
議会局	都議会議事堂		14,560	44,986	
総務局	竹芝庁舎	港区海岸一丁目13番17号	3,461	11,302	昭和43年
主税局	中央都税事務所	中央区新富二丁目6番1号	833	4,438	昭和38年
	大田都税事務所	大田区西蒲田七丁目11番1号	1,417	5,123	昭和44年
	中野都税事務所	中野区中野四丁目6番15号	1,618	5,386	平成2年
	練馬都税事務所	練馬区豊玉北六丁目13番10号	1,968	6,050	平成8年
	豊島合同庁舎	豊島区西池袋一丁目17番1号	1,102	9,304	平成8年
	立川合同庁舎	立川市錦町四丁目30番1号	4,281	5,017	昭和39年
生活文化スポーツ局	計量検定所	港区海岸一丁目7番4号	6,286	5,048	昭和45年
	東京ウィメンズプラザ	渋谷区神宮前五丁目53番67号	2,584	4,566	平成7年
都市整備局	第一区画整理事務所	江東区東陽七丁目3番2号	2,561	4,363	平成5年
	再開発事務所	中野区中野一丁目2番5号	1,823	4,132	平成2年
	多摩建築指導事務所	立川市錦町四丁目6番3号	1,937	1,985	平成15年
環境局	廃棄物埋立管理事務所	江東区青海二丁目地先	42,327	16,450	平成8年
福祉保健局	東村山老人ホーム	東村山市青葉町一丁目7番1号	173,983	32,899	昭和50年
	東村山ナーシングホーム			11,002	昭和63年
	府中療育センター	府中市武蔵台二丁目9番2号	17,655	14,906	昭和43年
	北療育医療センター城南分園	大田区東雪谷四丁目5番10号	4,975	3,404	平成6年
	児童会館	渋谷区渋谷一丁目18番24号	3,922	9,684	昭和39年
	北多摩看護専門学校	東大和市桜が丘三丁目44番10号	8,000	10,405	平成3年
病院経営本部	広尾病院	渋谷区恵比寿二丁目34番10号	22,172	40,624	昭和55年
	大塚病院	豊島区南大塚二丁目8番1号	18,702	45,692	昭和62年
	墨東病院	墨田区江東橋四丁目23番15号	19,987	72,736	平成11年
	松沢病院	世田谷区上北沢二丁目1番1号	192,558	59,845	昭和48年
産業労働局	東京障害者職業能力開発校	小平市小川西町二丁目34番1号	35,795	11,878	昭和54年
	城南職業能力開発センター	品川区東品川三丁目31番16号	5,659	11,298	平成2年
	中央・城北職業能力開発センター板橋校	板橋区船戸二丁目2番1号	7,332	11,115	昭和62年
	労働相談情報センター八王子事務所	八王子市明神町三丁目5番1号	2,606	3,148	昭和53年
	労働相談情報センター国分寺事務所	国分寺市南町三丁目22番10号	1,734	3,110	昭和46年
	労働相談情報センター大崎事務所	品川区大崎一丁目11番1号	460	1,654	平成11年
中央卸売市場	築地市場	中央区築地五丁目2番1号	230,836	288,180	昭和50年
	大田市場	大田区東海三丁目2番1号	386,426	276,721	昭和63年
	食肉市場	港区港南二丁目7番19号	64,108	93,139	平成14年
	北足立市場	足立区入谷六丁目3番1号	61,076	77,823	昭和54年

所管局	庁舎名	所在地	敷地面積	延床面積	しゅん工年
建設局	第一建設事務所	中央区明石町2番4号	1,920	2,961	昭和47年
	第五建設事務所・江東治水事務所合同庁舎	葛飾区東新小岩一丁目14番11号	3,423	3,935	昭和46年
	西多摩建設事務所	青梅市東青梅三丁目20番1号	2,326	3,315	昭和60年
	北多摩南部建設事務所	府中市緑町一丁目27番1号	4,189	3,003	昭和47年
港湾局	港南庁舎	港区港南三丁目9番56号	24,663	13,643	平成7年
	日の出庁舎	港区海岸二丁目7番104号	4,522	2,617	昭和57年
	辰巳庁舎	江東区辰巳一丁目1番16号	952	1,724	昭和56年
	調布飛行場管理事務所	調布市西町290番地3	239,297	546	昭和57年
東京消防庁	本部庁舎	千代田区大手町一丁目3番5号	4,297	31,509	昭和51年
	消防防災資料センター	新宿区四谷三丁目10番4号	1,808	8,050	平成4年
	立川都民防災教育センター	立川市泉町1156番1	32,000	12,114	平成4年
	八王子消防署	八王子市大横町1番4	1,329	1,157	昭和44年
交通局	都庁前駅	新宿区西新宿二丁目8番1号		17,533	平成9年
	大島総合庁舎	江東区大島九丁目9番22号	6,084	10,134	昭和54年
	渋谷自動車営業所	渋谷区東二丁目25番36号	11,736	1,140	昭和45年
	江戸川自動車営業所	江戸川区中葛西四丁目9番11号	15,215	2,360	昭和49年
	木場車両検修場	江東区木場五丁目6番	4,615	8,887	平成11年
	志村車両検修場	板橋区高島平九丁目1番1号	137,227	30,792	昭和43年
水道局	多摩水道立川庁舎	立川市緑町6番地の7	3,155	13,095	平成18年
	研修・開発センター	世田谷区玉川田園調布一丁目19番1号	78,410	7,329	平成17年
	玉川浄水場			821	平成19年
	本郷庁舎1・2号館	文京区本郷二丁目7番1号	17,877	14,276	平成6年
	和泉庁舎	杉並区和泉三丁目8番10号	6,184	9,708	平成3年
	水の科学館	江東区有明二丁目4番1号	6,549	3,421	平成7年
下水道局	蔵前庁舎	台東区蔵前一丁目1番8号	26,405	4,644	平成9年
	有明水再生センター	江東区有明二丁目3番5号	46,600	3,178	平成7年
	流域下水道本部	立川市錦町一丁目7番26号	2,378	2,580	昭和54年
	多摩川上流水再生センター	昭島市宮沢町三丁目15番1号	149,659	1,834	昭和53年
教育庁	農芸高等学校	杉並区今川三丁目25番1号	71,620	30,091	平成11年
	西高等学校	杉並区宮前四丁目21番32号	32,230	12,706	平成8年
	立川ろう学校	立川市栄町一丁目15番7号	25,083	16,100	昭和62年
	羽村特別支援学校	羽村市五ノ神319番地1	25,231	8,761	昭和50年
	中央図書館	港区麻布五丁目7番13号	9,157	23,196	昭和48年
	多摩教育センター	立川市錦町六丁目3番1号	9,160	19,998	昭和62年
警視庁	本部庁舎	千代田区霞ヶ関二丁目1番1号	19,034	99,249	昭和55年
	多摩総合庁舎	立川市緑町3280番地	23,998	26,389	平成7年
	府中運転免許試験場	府中市多磨町三丁目1番1号	93,211	19,596	昭和50年
	鮫洲運転免許試験場	品川区東大井一丁目12番5号	23,068	8,396	昭和43年

(3) 実地監査の期間

平成20年9月24日から同年11月14日まで

## 第2 庁舎の管理にかかる法定事項等

今回のテーマに関して、主な法令等によって規定されている事項は以下のとおりである。各事業所では、これらに基づいて庁舎の適切な管理に努めている。

### 1 安全対策に関する法令等

#### (1) 法律

建築基準法（昭和25年法律第201号）

建築物やその内部の設備について、構造等を規定

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号、以下「バリアフリー法」という。）

移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置などを規定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

都道府県における、防災計画策定の義務付けなどを規定

消防法（昭和23年法律第186号）

防火管理者の任命、消防計画の策定の義務付け、危険物の貯蔵、取扱いなどについて規定

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号、以下「毒劇法」という。）

毒物などの保管方法などについて規定

#### (2) 条例

火災予防条例（昭和37年条例第65号）

避難施設の管理、自衛消防訓練の義務付け、少量危険物の貯蔵、取扱いなどについて規定

東京都震災対策条例（平成12年条例第202号）

事業所防災計画の作成、防災組織の訓練の義務付けなどについて規定

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年条例第155号）

バリアフリー法に基づいて、事項ごとに詳細な基準を規定

## 2 環境対策に関する法令等

### (1) 法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号、以下「省エネルギー法」という。)

エネルギーの利用者に対し、その使用の合理化に努める義務などを規定

国等による環境物品等の調達推進に関する法律(平成12年法律第100号)

国等の公的部門に対し、環境物品等の調達推進に努める義務などを規定

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)

事業者に対する、製品の回収、リサイクルの義務付けなどを規定

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)

地方公共団体実行計画の策定、実施状況の公表などを規定

特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)

事業者に対する、廃家電製品の再商品化等の義務付けなどを規定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃掃法」という。)

事業者に対する、廃棄物の減量及び適正な処理の義務付けなどを規定

### (2) 条例

東京都環境基本条例(平成6年条例第92号)

都の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努める義務などを規定

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年条例第215号)

大規模なCO<sub>2</sub>排出事業所に対する総量削減義務などを規定

## 3 その他庁舎管理関係法令等

地方自治法(昭和22年法律第67号)

行政財産の使用許可について規定

東京都公有財産規則(昭和39年規則第93号)

行政財産使用許可の範囲、期間、手続などについて規定

東京都庁内管理規則(昭和45年規則第92号)

庁内における秩序及び美観の保持、火災及び盗難の予防など、庁内管理上必要な事項を規定



### 第3 安全対策・環境対策に関する取組

都は、上記の法令等を踏まえ、以下のとおり、庁舎の管理に関わる各種の計画等を策定し、取り組んでいる。

#### 1 東京都地域防災計画（昭和36年、最新改訂平成19年5月）

災害対策基本法の規定に基づき、国、都、区市町村、警視庁、東京消防庁、自衛隊、公共事業者等の関係機関などで構成され、都知事が会長となっている東京都防災会議が策定する計画。

震災編と火山・風水害等編に分け、災害の予防、応急対策、復旧・復興対策などについて計画している。毎年検討を加え、必要に応じて修正しているため、直近に発生した震災や集中豪雨などの状況が反映されている。

この中で、事業者の責務として「管理する施設・設備について安全の確保に努めなければならない」とするとともに、事業所防災計画の作成を義務付けている。

これに基づき、各事業所は事業所防災計画を作成するとともに、「災害マニュアル」等で詳細な事項について定めている。

#### 2 都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン（平成19年3月）

財務局、福祉保健局など関係各局と学識経験者で構成される、都立施設整備ユニバーサルデザイン策定委員会によって作成されたもの。

ユニバーサルデザインの考え方は、全ての人に対して配慮した整備を行うことであり、公平性の原則、安全性の原則などの7原則が定義されている。

都立建築物の整備にあたって、より利用者の視点を重視するためには、従来のように高齢者や障害者など、特定の人への配慮という概念で捉えるのではなく、全ての人を利用者と捉えることが必要とし、ユニバーサルデザインの考え方を導入することとしている。

このガイドラインでは、全ての都立建築物について、年齢・性別・能力等を問わずあらゆる利用者を対象として、建築物の整備における計画から事後評価までの手法を示している。

また、ユニバーサルデザインの視点として、建築物の部位ごとに、安全性の確保にかかる詳細などを、チェックリストで確認できるようにしており、建築物の設計の際の検討要素に加えるなどで活用されている。

#### 3 東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震化整備プログラム（平成20年3月）

平成20年3月に公表された「東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト」によれば、表1のとおり、十分な耐震性を有するものは、平成1

8年度末現在で約90%となっている。

このプログラムは、都が、リストの公表と共に、耐震診断が未実施なもの及び十分な耐震性が確保されていないものについて、耐震化整備等の計画を示したものである。

この中で、表2のとおり、消防署、警察署など防災上特に重要な公共建築物については平成22年度末までに耐震化を完了するなど、耐震性の状況に基づく今後の耐震化の整備内容や完了予定時期を示しており、平成27年度末までに耐震化率を100%にするとしている。

(表1) 耐震性の状況 (平成18年度末現在)

耐震性の説明	棟数及び割合	
十分な耐震性を保有するもの	4,419	90.2%
診断の結果、十分な耐震性が確保されていないもの	379	(合計477)
耐震診断を未実施のもの	98	9.8%
合 計	4,896	

(表2) 耐震化の目標

耐震化の目標		対象棟数
耐震化を行うもの	「防災上特に重要な公共建築物」は平成22年度末までに耐震化完了(建替え予定等で完了時期が平成23年度以降になるものを除く)	128
	上記以外のもの	278
耐震診断を行うもの	平成20年度末までに耐震診断を完了(早期に用途廃止予定等のものを除く)診断の結果、耐震化の必要があるものは平成27年度末までに耐震化を完了	(注)71
合 計		477

(注) 表1の「耐震診断を未実施のもの」98棟から、用途廃止予定等の27棟を除いた数。

#### 4 地球温暖化対策都庁プラン(平成17年8月)

都が、都庁全体における温暖化対策を更に進展させるため、地球温暖化対策に特化した実行計画として策定したものの。

都庁全体の事務事業活動に伴う温暖化効果ガス排出量(CO換算)を平成21年度までに、平成16年度比10%削減するとし、エネルギー使用量の多い大規模都有施設で、重点的・計画的な取組を行うなど、5つの戦略的取組を定めている。

この取組の実効性を高めるため、局ごとに「局温暖化対策実行プラン」を策定している。

5 東京都環境マネジメントシステム（平成11年7月）

都が、持続的発展が可能な社会の構築を目指し、その姿勢を明確化するとともに、都内最大の事業者として率先して環境への配慮を進めるため策定された、環境改善に関する目標管理のシステム。

環境改善への積極的な努力、事業活動における環境配慮の徹底、などを基本方針として、環境目的、環境目標を定め、定期的に見直すことで、継続的な改善を進める。この中で、各局が年度ごとの目標を設定している。

6 東京都グリーン購入推進方針（平成15年4月、最新改訂平成20年4月）

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、環境に配慮した物品や役務の調達をより一層推進することにより、日常業務活動から生じる環境負荷の低減を図ることを目的として策定されたもの。

品目別の環境配慮仕様を満たすものを調達することを原則とするとして、物品や役務の種類ごとに詳細を記載した「東京都グリーン購入ガイド」を策定し、毎年度内容の更新を行っている。

## 第4 監査の結果

### 1 結果の概要

監査の結果、各局に対して改善を求めた指摘事項は35件、改善の検討を求めた意見・要望事項は5件、計40件である。

内訳は、以下のとおりである。

庁舎の安全対策に関するもの  
(指摘事項20件、意見・要望事項2件、計22件)

庁舎の環境対策に関するもの  
(指摘事項11件、意見・要望事項2件、計13件)

庁舎の適正・効率的な管理に関するもの  
(指摘事項4件、意見・要望事項1件、計5件)

なお、報告書登載の段階では既に改善済みの案件もあるが、全庁的に注意を喚起するため、監査日現在において不適切な状況であったものについて、指摘等とした。

### 2 観点別に見た問題点

#### (1) 庁舎の安全対策について

##### 震災対策・火災対策の面から見て問題のある主な事例

墨東病院では、平成18年3月及び平成19年2月の消防署による立入検査で、同じ内容の指摘を受けているが、監査日現在、是正していない。また、平成18年3月には、一時的な是正をし改善報告を提出した後、再び不適正な状態としているなど、抜本的な改善に取り組んでいない。

(指摘事項 1)

各庁舎における、書庫や更衣箱等の什器・備品類の設置場所、固定・補強等の状況について見たところ、多数の事業所(計55箇所)で、地震発生時に転倒・落下等を防止するための措置が不適切である。

(意見・要望事項 2)

- ・ 上記のほか震災時への備え、消防設備の管理、避難通路の確保などの点で多数の不適切な事例があった。
- ・ また、安全等に関する法令の基準は満たしているが、表3のように、現状では、

利用者に対する防災上の対策が必ずしも十分ではない事例が認められた。法令上の基準は遵守すべき最低限であり、各局においては、ユニバーサルデザインの考え方に照らし、全ての利用者にとって安全な庁舎となるよう対策を検討することが望まれる。

(表3) 利用者に対する防災上の対策が必ずしも十分とは言えない事例

区分	内容
避難誘導	誘導灯が地下階のみに設置され、利用者が訪れる各階には誘導灯が設置されておらず、避難口を瞬時に把握しがたい。
避難経路の確保	緊急時の避難路となる空きスペースに喫煙所を設け、空気清浄機や椅子などを設置している。通路幅は確保しているものの、停電時の避難には、椅子などが思わぬ障害となりかねない。

- ・ 次に、各庁舎のバリアフリー化の状況について見たところ、比較的新しい庁舎や不特定多数の利用者が訪れる庁舎においては概ね良好であった。  
一方、比較的古い庁舎や来庁者のほとんどが業務関連の事業者で、一般の利用者は少ない庁舎の中には、車椅子対応のエレベーターがないところも見受けられたが、このような庁舎では、1階の窓口で利用者の用件を確認するなどの対応がされており問題は認められなかった。なお、一部には車椅子用のインターホンの位置が高すぎるものなど改善を要する庁舎もあった。
- ・ 庁舎の安全対策にかかる問題は、個々の事例としては軽微に見えても、放置しておけば、万一災害が発生した場合には、人命に関わる結果をもたらしたり、被害をより大きくする結果を招くこともある。
- ・ 問題が放置されている要因としては、日常業務を円滑に実施することを優先させたり、日々の忙しさに追われていることがあげられるが、安全対策は何よりも重要であることを十分に認識する必要がある。

### 防犯対策の面から見て問題のある主な事例

水道局の一部の庁舎において、侵入を捕捉する警備機器が不十分であること、夜間の巡回時間帯には監視体制が手薄になることなど、警備の状況が不適切である。

(指摘事項 15)

- ・ 上記のほかICカードの取扱いなど不適切な事例が多数明らかになったが、防犯対策がおろそかになっている要因としては、慣れるに従って危機感が薄れていること、確実に防犯対策を行う重要性を十分に認識していないことがあげられる。

- ・ 庁舎には、個人情報を含む重要な資料、データが保管されていることから、防犯対策には細心の注意を払う必要がある。

### 薬品・危険物等の管理の面から見て問題のある主な事例

都立学校における理化学実験用の毒物・劇物の保管管理について見たところ、管理規定が制定されていない、管理簿で定期的な在庫確認が行われていない、劇物の収納保管庫が施錠されていないなどの不適正な事例があった。

(指摘事項 17)

薬品等の管理状況を見たところ、12事業所において庁舎や敷地内に硫酸や水酸化ナトリウムなどの薬品等が無造作に放置されており、不適切な状況である。

(指摘事項 19)

- ・ 毒物・劇物や危険物を日常的に取り扱うなかで、慣れにより、決められた手続きを煩雑に感じ安易な処理に流れるなどの問題が生じがちである。各局においては、薬品や危険物の管理状況の定期的な点検が必要である。

庁舎の安全対策については、多数の問題点が認められた。

この要因は、繰返しになるが、万一の事態に対する油断や現状への慣れから生じる危機感の不足であり、何らかのきっかけがないと、改善されにくいものである。

各局においては、今回の監査を契機として、所管する庁舎や敷地内を再点検するとともに、今後とも定期的に点検する態勢をとり、安全対策に万全を期することが望まれる。

## (2) 庁舎の環境対策について

### 省エネルギーや地球温暖化対策の面から見て問題のある主な事例

大田市場に併設されている市場会館のコージェネレーションシステムが、故障したまま稼働できない状況になっているが、市場では会館を使用している団体が改修すべきとして、システムを有効利用していない。

(指摘事項 21)

各事業所における電気製品の購入について見たところ、購入契約の仕様書に、性能や寸法などを記載し、東京都グリーン購入ガイドの環境配慮仕様について記載していないため、環境配慮仕様を満たしていない製品が納品されている。

(指摘事項 22)

- ・ 各局においては、東京都グリーン購入ガイドの毎年度の改訂状況に留意し、適切に対応することが望まれる。
- ・ 都をあげて地球温暖化対策に取り組んでいるにもかかわらず、問題が発生している要因としては、それぞれの事業所で、自らの問題として考えることなく行動していることがあげられる。

地球温暖化対策などには、細かな努力や工夫の積み重ねが必要であり、効果的でもある。各局が、所管する事業所に都の施策を十分に浸透させ、行動を促していくことが望まれる。

### 廃棄物の減量の面から見て問題のある主な事例

中央図書館では、ペットボトルを多量(平成19年度1,490kg)に排出しているが、ごみ減量対策が不十分な状況であるにもかかわらず、その原因を追究していない。

(指摘事項 25)

- ・ このほかにも、印刷書類、納入用段ボールなどの減量が不十分なものなどが認められた。
- ・ また、都庁本庁舎及び都議会議事堂における廃棄物の排出量について見たところ、平成20年度の排出量は、表4のとおり増加傾向にあり、特に廃プラスチック等については大幅に増加していることが認められた。

本庁舎等の廃棄物処理を所管する財務局では、各局に対する分別指導に加え、再三にわたり廃棄物減量への取組みを要請していることは認められるが、局ごとの排出量が明確にならないこともあり、各局の取組みは十分なものとなっていない。

廃棄物を減量するためには、部署ごとに、廃棄物の種類に応じた排出量の現状を調査・把握したうえで、効果的な対策を講じる必要がある。

(表4) 本庁舎等の廃棄物排出量

(単位: kg)

年度	種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	前年対比
平成19年度	可燃ごみ、古紙類	103,240	52,580	54,130	41,940	42,420	25,380	319,690	
	廃プラスチック等	6,675	13,975	4,907	8,006	14,560	7,396	55,519	
	合計	109,915	66,555	59,037	49,946	56,980	32,776	375,209	
平成20年度	可燃ごみ、古紙類	103,420	54,870	49,080	56,010	43,150	34,990	341,520	107%
	廃プラスチック等	7,910	16,820	9,420	6,530	13,950	18,697	73,327	132%
	合計	111,330	71,690	58,500	62,540	57,100	53,687	414,847	111%

- ・ 廃棄物の減量が進まない要因としては、職員一人ひとり、また職場全体で、減量に対する取組みが継続していないことにある。
- ・ 今後、本庁舎を含めて、各事業所における廃棄物の減量を進めていくために、具体的で徹底した対策を実施し、減量意識を浸透させることが重要である。各局の積極的な取組みが望まれる。

#### 廃棄物の適正な処理の面から見て問題のある主な事例

PCB廃棄物については、廃掃法により、特別管理産業廃棄物として、その処理が終わるまでの間、厳重に保管するよう義務付けられている。

環境局への届出によれば、都庁全体では392箇所でPCB廃棄物を保管しているが、今回監査した32事業所のうち17所で、飛散・流出防止措置をしていないなどの不適切な状況がある。

(指摘事項 31)

(意見・要望事項 4)

- ・ 廃棄物の適正処理についての問題の要因としては、廃棄物に関する情報及び知識が不足していることがあげられる。

この問題は、これまでも、定例監査でも繰り返し指摘されており、各局においては、安易に前例を踏襲したり、委託業者に依存することのないよう、担当者説明会などで情報提供し、知識を付与していくことが必要である。

都は、都民とともに、率先して、地球温暖化対策等に取り組んでいくこととしていることから、各局においても、庁舎の環境対策に積極的に取り組むことが望まれる。



### (3) 庁舎の適正・効率的な管理について

#### 庁舎管理の適正性及び効率性の面から見て問題のある主な事例

都庁本庁舎の利用状況について見たところ、行政財産の使用許可範囲を逸脱して共用部分である通路に看板等を設置している事例、商品ワゴンやパンフレット台が防火扉の閉鎖障害になっている事例、など不適正・不適切な事例が多数ある。

(意見・要望事項 5)

中央図書館、鮫洲運転免許試験場及び府中運転免許試験場の直近2年間の毎月の最大需要電力実績を見たところ、毎月契約電力を下回っていることから、契約電力を見直すこと等で、9か月分で328万余円の電気料金の節減が可能であった。

(指摘事項 34、35)

- ・ このほか、遊休設備に必要以上の保守を行っていないか、庁舎の分煙状況が適切かについて確認したところ、使用されていない自動ドアに、稼働中のものと同様の保守点検をかけていたり、一部の庁舎において、庁舎内を禁煙とし、喫煙場所を設けて分煙としているにもかかわらず、喫煙場所以外に灰皿が設置されている例が認められた。
- ・ 庁舎管理の問題の要因としては、これまで、財産の使用許可や光熱水費に関して、適正な許可や料金の支払といった手続き面に、業務の重点が置かれがちであったことがあげられる。

しかしながら、行政財産の使用許可は、条件を付した限定的なものであることから、行政財産の使用中に不適切な点が認められる場合には、速やかに改善すべきである。

また、庁舎の効率的な管理・運営に当たっては、本庁の持つ専門知識やノウハウを活用した、事業所に対する効果的な指導や調整が求められる。

今回監査を行った、庁舎の管理の問題に関しては、安全対策のように即時に対応すべきものから、環境対策のように継続的に取り組むべきものまで、様々な対処が求められている。

各局は、今後とも、常に都民の目線で見直しを行い、**庁舎の適切な管理に努める必要がある。**

### 3 指摘、意見・要望事項

#### (1) 庁舎の安全対策について

安全対策・震災対策・火災対策は適切に行われているか

##### (指摘事項 - 1)

扉の改修等の抜本的な改善に早急に取り組むべきもの

病院経営本部が所管する墨東病院は、平成18年3月2日及び平成19年2月28日に、消防法第4条による消防署の立入検査を受け、再三にわたり、以下の指摘を受けているにもかかわらず、監査日現在、是正しておらず適正でない。

ア 診療棟地下1階病歴保管室は、カルテ等を保管しているため、水による消火ではなく、室全体を無酸素状態にして消火を行うことから、扉は常時閉めなければならないが、扉の敷居の段差を解消するスロープを設置しているため、扉の閉鎖障害が常態となっている。

イ 病棟地下2階リネン室において、くさび止め及びスロープの設置が防火扉の閉鎖障害となっている。

ウ 診療棟5階ダクトスペースにある配管設備の前に、多量の文書箱を放置している。

さらに、これらの指摘事項については、一時的に是正を行い、平成18年3月30日に改善報告を消防署長に提出した後に、再び不適正な状態としている等、抜本的な改善に取り組んでいないことも適正でない。

本部は、扉の改修等の抜本的な改善に早急に取り組まれない。

(病院経営本部)

(指摘事項 2、3)

**震災時に必要な物品等の整備について**

**ア 広域輸送拠点として必要なスペースを確保すべきもの**

中央卸売市場が所管する各市場は、東京都地域防災計画により、広域輸送拠点(陸上輸送基地)として他府県等からの緊急物資の受入れ、一時保管、積替えなどの役割が与えられている。

ところで、北足立市場及び大田市場は、発災時に、他府県等からの緊急物資と市場が確保した生鮮食品との混在を防ぐため、緊急物資の受入れ、一時保管、積替えなどに必要なスペースを、予め定めておかなければならないと、災害マニュアルで規定しているが、これを行っておらず適切でない。

市場は、広域輸送拠点として必要なスペースを確保されたい。

(中央卸売市場)

**イ 災害マニュアル等に従い必要な物品等を確保すべきもの**

中央卸売市場及び福祉保健局が所管する各庁舎における、災害マニュアル等で定めている救出、救護用の資機材、非常用物品等の確保状況等について見たところ、表5のとおり、不適切な事例が認められた。

市場及び局は、災害マニュアル等に従い、必要な物品等を確保されたい。

(福祉保健局・中央卸売市場)

(表5) 非常用物品等の確保状況等における不適切な事例

局名	庁舎名	状況
福祉保健局	北療育医療センター 城南分園	懐中電灯等の防災用品を所定場所に整備、保管していない。
	北多摩看護専門学校	学生用の非常食料、飲料水等の災害用備蓄品の確保を行っていない。
中央卸売市場	北足立市場 大田市場	・懐中電灯等の必要品を備えた災害ボックスの設置がない。 ・飲料水等を汲み上げるための移動式小型発電機に係る周辺機材等の備蓄品が不足している。(大田市場)

(指摘事項 - 4)

**非常用自家発電機の管理を適切に行うべきもの**

福祉保健局の各施設では、地震等の大規模災害時においても、施設内における必要な電力の供給を一定期間維持するために、軽油等を燃料とする非常用自家発電機を設置している。また、同発電機の定期点検の際、試運転を行い、性能の維持、管理に努めている。

ところで、児童会館及び北療育医療センター城南分園に設置してある同発電機の管理状況を調査したところ、燃料槽に確保すべき燃料の数量を定めていないため、定期点検の都度、燃料である軽油が消費され、貯蔵量が減少しているにもかかわらず、必要に応じて補給するなどの措置がとられていない。

局は、燃料槽に確保すべき軽油の数量を明確にし、その維持に努めるなど、非常用自家発電機の管理を適切に行われたい。

(福祉保健局)

(意見・要望事項 - 1)

**訓練生用の非常用食料等の備蓄を行うことを検討すべきもの**

東京都震災対策条例第10条により、事業者は、東京都地域防災計画に基づき、事業所防災計画を作成している。

東京都地域防災計画では、発災直後、都や区市町村の応急対策活動は、救命救助・消火等に重点を置くため、外出者に対する公的な支援は限界があることから、事業者に対し、自助の考え方に基つき、組織は組織で対応することを徹底するとともに、一斉帰宅行動を抑止し、従業員や生徒を一時的に事業所または学校に待機させるために必要な飲料水、食料、生活必需品等の備蓄等の帰宅困難者対策の体制整備に努めることを求めている。

ところで、各局の事業所における帰宅困難者対策について見たところ、自らの組織に属する生徒・学生を一時的に事業所等に待機させるために必要な非常用食料等について、表6のとおり、事業所防災計画等に明記したうえで、備蓄を行っている事業所がある。

一方、産業労働局では、表7のとおり、所管する職業能力開発センター各校（以下「センター」という。）に、多数の訓練生が属しているが、訓練生の非常用食料等の備蓄について事業所防災計画等に明記していないため、備蓄を行っていない状況が認められた。

しかしながら、訓練生は、授業料を納入し、一定期間センターに在籍している点等において実質的に生徒・学生と同様であることから、センターは、訓練生の非常用食料等の備蓄を事業所防災計画等で定める必要がある。

局は、訓練生の非常用食料等について、事業所防災計画等に明記するとともに、備蓄を行うことを検討されたい。

(産業労働局)

(表6) 事業所防災計画等における非常用食料等の備蓄の取り扱い

	首都大学東京 (学生分)	看護学校 (学生分)	都立学校(特別支援校含む) (生徒分)	センター (訓練生分)
事業所防災計画等における備蓄の明記	あり	あり	あり	なし

(表7) 職業能力開発センター(16校)の施設内訓練生規模 (単位:人)

	1日当たり定員	各校の1日平均	訓練期間
平成18年度	3,915	約245	2か月~2か年
平成19年度	3,535	約221	

(意見・要望事項 - 2)

**什器・備品類の転倒・落下防止対策を検討すべきもの**

各事業所においては、東京都震災対策条例第10条による事業所防災計画に基づき、地震による災害を防止し、職員その他の生命及び身体の安全並びに都の所有に属する財産及び物品の保全を図ることとしている。

ところで、各庁舎内に設置されている什器、備品類に対する固定・補強等の状況について見たところ、庁内を点検のうえ適切に固定・補強している事業所が認められる一方、表8のとおり、書庫、更衣箱、テレビ等に対して地震発生時の転倒・落下等を防止するための措置が不十分な事業所が多数認められた。

各局は、早急に各庁舎の状況を点検のうえ、有効な固定・補強を行うなど、地震が発生した場合の庁舎内における什器・備品類の転倒・落下等の防止対策を検討されたい。

総務局・主税局・生活文化スポーツ局・都市整備局・  
環境局・福祉保健局・病院経営本部・中央卸売市場・  
建設局・港湾局・東京消防庁・交通局・  
水道局・下水道局・教育庁・警視庁

(表8) 什器・備品類の転倒・落下防止措置が不十分な事業所一覧

局名	事業所(庁舎)名
総務局	第一本庁舎
主税局	中央都税事務所、大田都税事務所、立川都税事務所(立川合同庁舎)
生活文化スポーツ局	計量検定所、東京ウィメンズプラザ
都市整備局	第一区画整理事務所、再開発事務所、多摩建築指導事務所(立川合同庁舎)
環境局	廃棄物埋立管理事務所、多摩環境事務所(立川合同庁舎)
福祉保健局	東村山老人ホーム、東村山ナーシングホーム、府中療育センター、北療育医療センター城南分園、児童会館、北多摩看護専門学校
病院経営本部	広尾病院、墨東病院、大塚病院、松沢病院
中央卸売市場	築地市場、大田市場
建設局	第一建設事務所、第五建設事務所・江東治水事務所合同庁舎、西多摩建設事務所、北多摩南部建設事務所
港湾局	東京港建設事務所(港南庁舎) 東京港管理事務所(港南庁舎、日の出庁舎、辰巳庁舎) 調布飛行場管理事務所
東京消防庁	八王子消防署、立川都民防災教育センター、本部庁舎、消防防災資料センター
交通局	都庁前駅、渋谷自動車営業所、江戸川自動車営業所、志村車両検修場
水道局	多摩水道改革推進本部・立川給水管理事務所(立川庁舎) 研修・開発センター、水運用センター・水質センター・水道歴史館(本郷庁舎) 西部支所・西部建設事務所・水道緊急隊(和泉庁舎) 水の科学館
下水道局	有明水再生センター、流域下水道本部、多摩川上流水再生センター
教育庁	農芸高等学校、西高等学校、立川ろう学校、羽村特別支援学校、中央図書館、多摩教育センター
警視庁	府中運転免許試験場

(指摘事項 - 5)

**共同防火管理体制を適正に整えるべきもの**

都庁第一本庁舎(以下「庁舎」という。)は、消防法で定める特定防火対象物であり、東京都のほか各テナント等がそれぞれ管理権原者、防火管理者(以下「管理権原者等」という。)を選任し、複数権原による共同防火管理体制を取らなければならない。このため、庁舎の管理者である総務局は、東京都本庁舎共同防火管理協議会協議事項を定めるとともに、同局及び各テナント等を構成員とした東京都本庁舎共同防火管理協議会を設置し、庁舎建物全体の共同防火管理を実施している。

また、庁舎内の東京都各局に関しては、東京都本庁舎消防計画により総務局長の管理権原下に置かれることから管理権原者等を選任していない。

ところで、行政財産の使用許可に基づき第一本庁舎の1フロアの一部を使用しているAの取扱いについて見たところ、庁舎内の東京都各局と同様に管理権原者等を選任していないことが認められた。

しかしながら、Aは総務局長の管理権原下に置かれる組織ではないため、庁舎の管理者である総務局は、Aに管理権原者等を選任させ、東京都本庁舎共同防火管理協議会の構成員として共同防火管理に参加させなければならない。

局は、消防法に基づく共同防火管理体制を適正に整えられたい。

(総 務 局)



( 指摘事項 - 6 )

消防計画等について適正に管理すべきもの

消防法では、建築物等の防火対象物の防火管理者は、消防計画を作成し、その旨を所轄消防署長に届け出なければならないとし、内容を変更したときも同様とするとしている。消防計画については、消防署長への届出後これを紛失した場合には、その時点で失効することとなり、新たに作成を要することとなる。

また、火災予防条例では、防火対象物の使用を開始する日の7日前までに、その旨を所轄消防署長に届け出なければならないとしている。

ところで、各庁舎における消防計画等について見たところ、表9のとおり、不適正な事例が認められた。

各局は、消防計画等について適正に管理されたい。

( 建設局・港湾局・教育庁 )

( 表9 ) 消防計画等の不適正な管理状況

局名	庁舎名	状況
建設局	第五建設事務所・江東治水事務所合同庁舎	・合同庁舎全体及びそれぞれの事務所の消防計画の所在が不明となっている。 ・合同庁舎の統括防火管理者及び江東治水事務所の防火管理者の変更届を提出していない。
港湾局	港南庁舎	複数局の合同庁舎となっているが、組織改正に伴う、消防計画の変更届を提出していない。
	調布飛行場管理事務所	平成18年に国から譲り受けた管理事務所について、防火対象物の使用開始届を提出していない。
教育庁	農芸高等学校	消防計画の所在が不明となっている。

(指摘事項 7、8)

消防設備の管理について

各事業所の消防設備の保守管理について見たところ、以下のとおり、問題点が認められた。

ア 不良箇所を適切に改善すべきもの

各庁舎における、平成19年度及び平成20年度の消防設備点検に係る結果報告書について見たところ、表10のとおり、改善すべき事項について、点検業務の受託者から、繰り返し指摘等を受けているにもかかわらず、各所では、監査日現在においても、改善に向けた対応が行われておらず、点検業務委託の成果が活用されていない。

各局は、点検結果報告に基づき、消防設備の不良箇所を適切に改善されたい

( 都 市 整 備 局 ・ 産 業 労 働 局 ・ 交 通 局 ・ 教 育 庁 )

(表10) 消防設備の不良箇所を改善していない事例

局名	庁舎名	内 容
都市整備局	再開発事務所	消火器の交換、非常電源の部品交換
産業労働局	東京障害者職業能力開発校	防火・排煙設備の不良箇所
交通局	都庁前駅	スプリンクラー設備及び防火・排煙設備の不良箇所
	志村車両検修場	製造から10年以上経過した消火器は、更新が望ましい旨報告されているが、製造から19年が経過した消火器が使用されている。
教育庁	農芸高等学校	消火器ホース金具破損、誘導灯・標識部品紛失

## イ 消防設備を適正に管理すべきもの

各庁舎における、消防設備の管理状況について見たところ、表11のとおり、不適正な事例が認められた。

各局は、消防設備を適正に管理されたい。

〔 主 税 局 ・ 都 市 整 備 局 ・ 環 境 局 ・ 病 院 経 営 本 部 ・  
産 業 労 働 局 ・ 交 通 局 ・ 教 育 庁 〕

(表11) 消防設備の不適正な事例

局 名	庁 舎 名	内 容
主税局	立川都税事務所	庁舎南側にある作業場に設置された消火器は、平成14年以降保守点検から漏れている。
都市整備局	多摩建築指導事務所	倉庫内の消防設備は、所管換により倉庫を取得した平成7年以降保守点検から漏れている。
環境局	多摩環境事務所	検査室内の消防設備は、建築により検査室を取得した平成4年以降保守点検から漏れている。
病院経営本部	大塚病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下駐車場に配置されている消火器は、設置図面上の位置と実際の設置場所が異なっている。</li> <li>・地下駐車場の倉庫については、保管している物品が障害となり、消火器の設置場所が確認できない。</li> <li>・消火器1本が所在不明となっている。</li> </ul>
産業労働局	東京障害者職業能力開発校	1階正面玄関左側防火戸前に不用となった立看板を置いているため、防火戸の機能が確保されていない。
	城南職業能力開発センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室の内装工事に伴って、設置されていた消火器5本を保管庫に一時的に移動したが、工事完了後も消火器を教室に戻していない。</li> <li>・このため、当該消火器に関する2回の保守点検が漏れている。</li> <li>・消火器の点検が漏れているにもかかわらず、委託料を支払っている。</li> </ul>
交通局	木場車両検修場	6階、7階に設置されている避難器具(緩降機)が、開設(平成11年)以来点検されていない。
教育庁	羽村特別支援学校	消火栓の前に車椅子4台、椅子1台、段ボール等が山積みになっている。

(指摘事項 - 9)

**火災予防上適切な措置を講ずべきもの**

交通局の各事業所の状況を確認したところ、表12のとおり、火災予防上適切でない事例が認められた。

局は、火災予防上適切な措置を講じられたい。

( 交 通 局 )

(表12) 火災予防上不適切な事例

庁 舎 名	内 容
渋谷自動車営業所	火気厳禁としている油類倉庫の出入口そばに灰皿を設置している。
江戸川自動車営業所	火気厳禁としている給油スタンド脇に吸殻入れを設置している。
木場車両検修場	工作室のグラインダー(電動ヤスリ)は、作業時に火花を発するが、機器の周辺に、可燃廃棄物置場があり、灯油のポリタンクを置いている。

(指摘事項 - 10)

**避難通路及び避難口を適切に確保すべきもの**

火災等の災害発生時の安全で円滑な避難のためには、障害物のない避難通路・避難口の確保が不可欠である。

各庁舎における、避難通路等の状況について見たところ、表13のとおり、不適切な状況が多数認められた。

各局は、避難通路及び避難口を適切に確保されたい。

( 総 務 局 ・ 主 税 局 ・ 都 市 整 備 局 ・ 福 祉 保 健 局 ・  
建 設 局 ・ 東 京 消 防 庁 ・ 交 通 局 ・ 水 道 局 ・  
教 育 庁 ・ 警 視 庁 ・ 議 会 局 )

(表13) 避難通路及び避難口が適切に確保されていない事例

局名	庁舎名	内容
総務局	公文書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6階講堂奥の避難通路に、長ソファが配置されているため、通路の幅員が確保されていない。</li> <li>・ 屋内消火栓前に、地図等の大型図面ケースが山積みされている。</li> <li>・ 消火器の設置数、設置場所が、配置図と相違していることを防火管理者が把握していない。</li> </ul>
主税局	中央都税事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各階通路部分にパーテーションを固定し、避難経路が見通せない。</li> <li>・ 1階避難口のドアは内側から開けることができず、また、その外側は自転車置場となっている。</li> </ul>
	立川都税事務所	2F会議室奥の避難通路に物品を保管している。
都市整備局	第一区画整理事務所	2階南側の避難階段に通じる避難口はその表示板が通路からは死角となり見えず、また、避難口前を会議コーナーとしており、テーブル等で避難の際の障害となっている。
	多摩建築指導事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倉庫の通路は、法定の幅員を確保していないところがある。</li> <li>・ 倉庫の避難通路である1階階段の前は避難の障害となる物品が雑然と置かれている。</li> </ul>
福祉保健局	東村山老人ホーム	桜棟各階両端の2か所の避難口及び非常出入口の前が喫煙場所になっているが、空気清浄機、ソファなどが設置され、避難等の際の障害となっている。
	東村山ナーシングホーム	避難階段への入口にブランターが置かれており、防火扉の障害にもなっている。
	北療育医療センター城南分園	避難口手前の通路にベビーベッドが置かれており、車椅子の通行に必要な幅員が確保されていない。
建設局	第五建設事務所	2階廊下に衝立が置かれており、災害発生時には避難口を塞ぐ危険がある。
東京消防庁	消防防災資料センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常進入用ベランダ3か所に設置された赤色灯が全て消えていた。</li> <li>・ 3～8階の非常出入口としている窓は、法定の幅を満たしていない。</li> </ul>
交通局	都庁前駅	避難経路に指定されている通路部分にロッカーを設置しているため、法定の通路幅が確保されていない。
	大島総合庁舎	庁舎5階北側の非常出入口兼非常口前に転倒防止策を施していないロッカーが設置されている。
水道局	本郷庁舎	水道歴史館は、防犯上の理由から避難扉を施錠しており、非常時に避難できない。
	和泉庁舎	3階の通路において壁際に洗面台を設置した場所の幅員は、法定の幅員を確保していない。
教育庁	多摩教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2階レストランのフロアにおいて</li> <li>・ 避難通路に食器棚が設置されていること、厨房の扉が通路側に常時開いていることから、法定の幅員が確保されていない。</li> <li>・ 防火戸の前にレストランの物品が置かれているため、閉鎖障害を生じている。</li> </ul>
警視庁	府中運転免許試験場	消防計画により避難経路として指定している場所にパーテーションを設置し物置としている。
議会局	都議会議事堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2階議会図書館の入口に設置された荷物ロッカーに転倒防止措置がされておらず、転倒した場合には、避難通路を遮断してしまう状況となっている。</li> <li>・ 1階北側の議員食堂の入口付近にガラス張のサンプルケースが置かれているが、転倒防止やガラスの飛散防止対策がされていないため、避難通路の安全性が確保されていない。</li> </ul>

## 防犯対策等は適切に行われているか

( 指摘事項 11、12、13、14、15、16 )

### 防犯対策等について

各局が所管する庁舎における防犯対策等について見たところ、次のとおり不適切な状況が認められた。

#### ア ICカードの仕様を見直すべきもの

主税局は、セキュリティ対策のため、一部の庁舎への入館については、ICカードによる入館規制を行っている。

ところで、ICカードの仕様について見たところ、セキュリティ確保の点から、不十分なものとなっている。

局は、ICカードの仕様を見直されたい。

( 主 税 局 )

#### イ 庁舎管理を適切に行うべきもの

主税局が所管する庁舎の庁舎管理について見たところ、一部の庁舎において、警備範囲が不十分、出入口の施錠が不十分、サーバ室の空調管理が不十分、素通しの窓のため、保管書庫内部が見通せてしまう、等管理状況が不十分な状況が認められた。

局は、庁舎管理を適切に行われたい。

( 主 税 局 )

#### ウ 設備等の整備を適切に行うべきもの

中央卸売市場が所管する庁舎における設備等の整備について見たところ、一部の庁舎において、監視設備の修繕を行わず、放置している状況が認められた。

市場は、設備等の整備を適切に行われたい。

( 中央卸売市場 )

#### エ セキュリティ対策を適切に行うべきもの

交通局における、セキュリティ対策について見たところ、一部の庁舎において、扉の施錠対策に不十分な状況が認められた。

局は、セキュリティ対策を適切に行われたい。

( 交 通 局 )

#### オ 警備を適切に行うべきもの

水道局が所管する一部の庁舎（24時間稼働）における警備は、警備機器を併用した警備員常駐の守衛業務を委託契約により行っているが、その実態について見たところ、侵入を捕捉する警備機器が不十分であることに加え、夜間の巡回時間帯には監視態勢が手薄になることなど、警備の不適切な状況が認められた。

局は、警備を適切に行われたい。

（ 水 道 局 ）

#### カ ICカードの管理基準を設けるとともに取扱いを適切に行うべきもの

教育庁では、セキュリティ対策のため、ICカードによる学校への入校等規制を行っている。ところで、ICカードの取扱い等について見たところ、庁は、管理基準を定めておらず、このため、一部の学校では、予備カードの保管や貸与カードの整理等の状況が不適切なものとなっている。

庁は、ICカードの管理基準を設けるとともに取扱いを適切に行われたい。

（ 教 育 庁 ）

## 薬品・危険物等の管理は適切に行われているか

(指摘事項 - 17、18、19)

### 取扱いに注意すべき物品の管理について

各事業所における薬品等取扱いに注意すべき物品の存置状況について見たところ、以下のとおり、問題点が認められた。

#### (1) 毒物・劇物の管理を厳正に行うべきもの

各種用途のため毒物・劇物を保有している事業所においては、毒物・劇物の保管管理は、安全確保のため、毒劇法に基づき、危害防止(管理)規定の制定、管理簿による数量把握、容器と保管場所への毒物・劇物の表示、転倒防止の措置をした鍵のかかる保管庫での保管により、厳重に行わなければならない。

ところで、毒物・劇物を保有している事業所の保管管理の実態について見たところ、次のとおり、不適正な点が認められた。

#### ア 学校に対し毒物・劇物の保管管理方法を具体的に指導すべきもの

農芸高等学校、立川ろう学校、西高等学校における理化学実験用の毒物・劇物の保管管理について見たところ、次のとおり、不適正な点が認められた。

各校ともに、危害防止(管理)規程が制定されていない。

各校ともに、保管庫、容器に毒物・劇物の表示がされていない事例が見受けられた。

各校ともに、管理簿で定期的な在庫確認がなされていない。

立川ろう学校、西高等学校では、管理簿(受払簿)に在庫量の記入がされていない。

農芸高等学校では、

ア 劇物の収納保管庫が1か所、転倒防止の措置がされておらず、また、3か所、施錠されていない。

イ 希釈硫酸(劇物)が適切に保管されず、実験テーブルの上に置かれていた。

これらの主な原因は、教育庁における毒物・劇物の保管管理については、「安全教育の手引き」(東京都教育委員会編)で、一般的な注意事項と、根拠法令として毒劇法があることを示すのみで、危害防止(管理)規程、管理簿の様式やその他の取扱方法について、庁が具体的に指導していないことによるものである。

庁は、学校に対して、毒物・劇物の保管管理方法を具体的に指導されたい。

( 教育 庁 )



イ 庁内管理者として毒物・劇物の存置状態について、関係者に早急な改善を求めるべきもの  
廃棄物埋立管理事務所における薬品等の管理状況について見たところ、Bへの事業委託(旧  
環境事務所分、平成19.4.1開始)の履行場所となっている庁内フロアにおいて、以  
下のとおり、Bが所有する毒物・劇物の不適切な存置状態が認められた。

- 8階の研究室では、薬品保管室に毒物・劇物が保管されているが、
- ア 毒物・劇物の表示については、薬品保管室及び保管容器に表示がない。
  - イ 保管状態については、鍵のかかる保管庫に収納しているものもあるが、無施錠のスチ  
ール棚にも置かれている。

1階工作室では、劇物の苛性ソーダが劇物の表示のないポリ容器で7個、鍵のかかる保  
管庫に収納されないまま、床に放置されている。

所は、当該毒物・劇物の直接の保管管理責任者ではないものの、庁舎内の状況については  
十分認識しているはずであり、このような状態を放置黙認してきたことは、庁内の安全を確  
保すべき庁内管理者として適切でない。

局は、庁内管理者として、毒物・劇物の存置状態について、関係者に早急な改善を求めら  
れたい。

( 環 境 局 )

( 2 ) 薬品等を適切に管理すべきもの

事業所が取り扱う薬品等については、濃度や保管量等に応じて、管理方法等に関する法令の規制の対象とならないものがある。しかしながら、薬品等の有毒性、引火や接触による危険性から、当然、適切な管理が求められる。

そこで、各局の事業所における薬品等の管理状況について見たところ、表14のとおり、不適切な状況が認められた。

各局は、庁舎内の点検を行うとともに、薬品等を適切に管理されたい。

総務局・財務局・主税局・  
生活文化スポーツ局・福祉保健局・病院経営本部・  
産業労働局・中央卸売市場・交通局

( 表 1 4 ) 薬品等が適切に管理されていない事例

局名	庁舎名	内 容
総務局	竹芝庁舎	・ 2 か所の現像室に不用となった現像液、薬品、廃液等が多数放置されている。 ・ ごみ集積所に、蓋が開いた状態で薬品入りの段ボール箱を置いている。
財務局	都議会議事堂	地下1階機械室で、「苛性ソーダ」と表示されたポリタンクを適切な保管庫に入れず、保管している。
主税局	大田都税事務所	ドライエリアに使用予定のないバッテリー等や、内容物が不明のドラム缶が2本放置されている。
	立川都税事務所	ポンプ室内部に、管理者が不明の灯油等が放置されている。
生活文化スポーツ局	計量検定所	空調機械室外ドライエリア倉庫に、「フロン」と表示された缶は、錆が生じ劣化している状況で看過されている。
福祉保健局	東村山老人ホーム	不用となった自動車用バッテリー8個が、青葉棟正面玄関前の駐車スペースに放置されている。
病院経営本部	大塚病院	「水酸化ナトリウム」の入ったポリタンクが、屋上に2個放置されている。
産業労働局	中央・城北職業能力開発センター板橋校	「クロム酸」を含有する溶液(リチウムプロマイド)の入ったポリタンク容器8個が屋上機械室に放置されている。
中央卸売市場	食肉市場	水処理センター脇の屋外の資材置場に、アセチレンガスボンベ、内容物が不明の一斗缶、開口状態のグリース缶などが放置されている。
交通局	大島総合庁舎	庁舎地下1階の棚に、「塩酸」を放置している。
	木場車両検修場	・ 危険物貯蔵庫内で、ホワイトガソリンを適切な容器に入れず、ペットボトルに入れて保管している。 ・ 指定管理場所以外の場所に、トルエンを放置している。
	志村車両検修場	工場危険物倉庫内の床に、「硫酸」が置かれている。

来庁者に対する配慮は十分なものになっているか

(指摘事項 - 20)

庁舎内の危険箇所に対する安全対策を講ずべきもの

各庁舎について見たところ、表15のとおり、職員及び利用者にとって危険な状況が認められた。

各局は、バリアフリー法やユニバーサルデザインガイドラインの観点等を踏まえ、利用者等にとっての危険箇所等を再点検するとともに、安全対策を講じられたい。

(主 税 局 ・ 病院経営本部 ・ 東京消防庁 )

(表15) 危険箇所の事例

局 名	庁舎名	内 容
主 税 局	大田都税事務所	床高が低く、人の転落の危険がある窓に、転落防止措置がされていない。
	立川合同庁舎	・ 2階の採光窓は、大人でも出入りできる十分な幅と高さを有し、床高も低く、人が転落する危険があるが、安全対策を講じないまま、全開状態で使用している状況となっている。 ・ 階下が吹き抜けとなっている2階廊下の手すりは、床高が低いうえに、子どもでも足をかけることができる仕様のため、人が転落する危険があるが、安全対策を講じていない。
病院経営本部	大塚病院	P C B 廃棄物などを保管する、地下1階の特別管理産業廃棄物保管庫は、扉が閉まると内側から開かない構造となっており、閉じ込められる危険がある。
東京消防庁	八王子消防署	天日干している消防ホースの真下が職員用の喫煙所となっている。

## (2) 庁舎の環境対策について

省エネルギーや地球温暖化防止対策に適切に取り組んでいるか

### (指摘事項 - 21)

コージェネレーションシステムについて適切に対応すべきもの

中央卸売市場は、Cに対して、大田市場に併設されている市場会館(以下「会館」という。)の行政財産使用許可を行っている。

ところで、会館のコージェネレーションシステム(注)(以下「システム」という。)について見たところ、故障時に市場が修繕に係る対策を講じなかったため、平成17年度から現在に至るまでシステムが稼働できない状況になっていることが認められた。

このことについて市場は、「大田市場会館建設に係る覚書」により、大規模修繕を除く会館内の設備保守については、Cが改修を行うべきとして改修していないが、このシステムは、CO<sub>2</sub>削減という環境施策の一環として、市場が設置したものであり、覚書を理由に、システムを有効利用していないのは適切でない。

市場は、当該システムについて、修繕した場合の費用対効果等を検証の上、適切に対応されたい。

(中央卸売市場)

### (注) コージェネレーションシステム

「大田市場の「市場会館」で都市ガスを利用した、コージェネレーションシステム(ガスを燃料にタービンやエンジンを動かし、電気を発電すると同時に、その時発生する熱を冷・暖房や給湯に利用するシステムです。)を導入し、館内の空調・給湯・温水プールの温度調節に利用して、地球環境の保護に気を配っています。」

(中央卸売市場のホームページ(KIDS版)市場の環境対策より)

(指摘事項 - 22)

東京都グリーン購入ガイドに従って電気製品を購入すべきもの

都は、「東京都グリーン購入ガイド」に従い、環境に配慮した物品及び役務の調達を行うこととしている。

ところで、各庁舎における電気製品の購入について見たところ、購入契約の仕様書に、東京都グリーン購入ガイドの環境配慮仕様を記載せず、性能や寸法などを記載しているため、表16のとおり、環境配慮仕様を満たしていない製品が納品されていることが認められた。

各局は、東京都グリーン購入ガイドに従って電気製品を購入されたい。

〔 総 務 局 ・ 福 祉 保 健 局 ・ 病 院 経 営 本 部 ・  
中 央 卸 売 市 場 ・ 交 通 局 ・ 教 育 庁 〕

(表16) 東京都グリーン購入ガイドの環境配慮仕様を満たしていない電気製品

局 名	庁 舎 名	購 入 年 月	購 入 品 目	数 量
総務局	竹芝庁舎	平成 19 年 8 月	エアコン	1
福祉保健局	東村山ナーシングホーム	平成 20 年 4 月	冷蔵庫	1
		平成 20 年 6 月	冷蔵庫	7
		平成 20 年 9 月	テレビ	1
		平成 19 年 7 月	冷蔵庫	1
	府中療育センター	平成 19 年 7 月	電子レンジ	1
		平成 20 年 8 月	冷蔵庫	1
児童会館	平成 20 年 8 月	冷蔵庫	1	
北多摩看護専門学校	平成 19 年 3 月	エアコン	2	
病院経営本部	墨東病院	平成 19 年 7 月	テレビ	1
	大塚病院	平成 19 年 7 月	冷蔵庫	1
		平成 19 年 11 月	冷蔵庫	1
		平成 20 年 1 月	冷蔵庫	1
		平成 19 年 12 月	テレビ	1
		平成 20 年 2 月	テレビ	1
	平成 19 年 12 月	白熱電球	50	
松沢病院	平成 20 年 7 月	テレビ	2	
中央卸売市場	北足立市場	平成 19 年 5 月	冷蔵庫	1
交通局	渋谷自動車営業所	平成 20 年 3 月	エアコン	1
	江戸川自動車営業所	平成 20 年 3 月	エアコン	2
教育庁	農芸高等学校	平成 19 年 12 月	パソコン	2
		平成 20 年 3 月	冷蔵庫	1
			ノートパソコン	2
			パソコン	4
	羽村特別支援学校	平成 19 年 3 月	テレビ	2
		平成 20 年 5 月	テレビ	1
		平成 19 年 3 月	冷蔵庫	1
		平成 20 年 8 月	エアコン	1

(意見・要望事項 - 3)

**アイドリング・ストップを周知するよう努めるべきもの**

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第54条によれば、20台以上の駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、必要な事項を表示したものの掲出等の方法により周知しなければならない、と定められている。

ところで、各庁舎の20台以上の駐車場について見たところ、表17のとおり、監査日現在、アイドリング・ストップについての表示が掲出されていない、表示はあるが駐車車両から見やすい位置に掲出されていない、などの状況が認められた。

各局は、自動車の排気ガス削減のため、適切な方法でアイドリング・ストップを周知するよう努められたい。

{
 都市整備局・福祉保健局・病院経営本部・産業労働局・  
 建設局・港湾局・東京消防庁・交通局・  
 下水道局・教育庁

(表17) アイドリング・ストップの周知が不適切な状況

表示が掲出されていない駐車場		
局名	庁舎名	
都市整備局	多摩建築指導事務所	
福祉保健局	東村山老人ホーム、東村山ナーシングホーム、府中療育センター、北療育医療センター城南分園	
病院経営本部	松沢病院	
産業労働局	東京障害者職業能力開発校、城南職業能力開発センター、労働相談情報センター八王子事務所	
建設局	第五建設事務所・江東治水事務所合同庁舎、西多摩建設事務所	
港湾局	港南庁舎、日の出庁舎、辰巳庁舎	
東京消防庁	立川都民防災教育センター	
交通局	大島総合庁舎	
下水道局	蔵前庁舎	
教育庁	羽村特別支援学校、多摩教育センター	
表示が駐車車両から見やすい位置に掲出されていない駐車場		
局名	庁舎名	状況
病院経営本部	広尾病院	駐車車両から見える位置に表示されていない
	墨東病院	立体駐車場のエレベータ脇に表示があるが、車両からは見えない
港湾局	調布飛行場管理事務所	3箇所の駐車場のうち、事務所前駐車場には表示がない
下水道局	多摩川上流水再生センター	事務所前駐車場には表示があるが、工事業者使用部分にはない

## 廃棄物の減量と処理は適正・適切に行われているか

(指摘事項 23、24、25、26、27)

### 廃棄物の減量について

東京都環境基本条例第15条では、環境への負荷の低減を図るため、都の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない、と定められている。

#### ア 廃棄物の減量に適切に取り組むべきもの

第五建設事務所と江東治水事務所は合同庁舎になっており、建物管理等の事務については、第五建設事務所が所管している。

この庁舎における廃棄物減量に対する取組みについて見たところ、以下のとおり不適切な状況が認められた。

廃棄物の集積場所に排出されたごみを見たところ、コピー用紙、封筒、空箱など、リサイクル可能な紙類が、可燃ごみとして、また、リサイクルすべきペットボトルが、不燃ごみとして、それぞれ大量に排出されている状況であり、廃棄物の分別及び減量の取組みが適切に行われているとは言えない。

廃棄物処理委託契約の仕様書では、びん、缶のリサイクルについては記載されているが、ペットボトルについては記載がない。

所では、受託者が、排出された不燃ごみの袋からペットボトルを手作業で分別し、再資源化するとしているが、再資源化施設に搬入したことを示す伝票類がなく、確認できない。

所は、区の条例に基づいて、毎年度当初に廃棄物の減量等に関する計画書を区に提出している。しかしながら、提出された計画書を見ると、表18のとおり、平成18年度と平成19年度の排出実績量が廃棄物の種別ごとに全て一致しており、所は、廃棄物の排出量を把握していないことが認められた。このため、平成20年度の排出見込量も、平成19年度の実績量と同一となっており、適切な減量計画となっていない。

局は、廃棄物の減量に適切に取り組まれない。

(建設局)

(表18) 計画書に記載された廃棄物排出実績量と排出見込量

(単位：トン)

ごみ種	平成18年度実績	平成19年度実績	平成20年度見込
コピー用紙・OA用紙等	5.2	5.2	5.2
雑誌・パンフレット	3.0	3.0	3.0
新聞紙・折込広告等	2.0	2.0	2.0
段ボール	3.0	3.0	3.0
その他の紙類	13.0	13.0	13.0
厨芥	1.5	1.5	1.5
木・草・繊維等	0.1	0.1	0.1
びん・缶・ペットボトル	4.0	4.0	4.0

## イ 公印帳票類の廃棄処理について適切な管理を行うべきもの

主税局は、税務総合支援システムから出力される公印帳票類のうち、印刷工程で発生した破損、汚損、刷り損じ及び在庫破棄分については、帳票類印刷業務等の受託者に対して、溶解等の方法によって処理するよう、委託仕様書に明記している。

ところで、この廃棄処理について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

公印帳票類の印刷数に比して、38%を超える大量の廃棄数量が発生しているにもかかわらず、発生原因を分析し、廃棄数量の妥当性を確認することなく、受託者から報告された数量をそのまま、廃棄物として承認している。

作業指示書等による具体的な指示を行わないまま、廃棄処理を受託者に一任しているため、廃棄処理された帳票の種類、数量が特定できない。

溶解処分業者の処理証明書を徴していないため、廃棄帳票類の処分業者への搬入日や溶解処理日が確認できない。また、受託者からの報告は、搬入の単位(枚)と処分の単位(kg)が異なり、整合性がないため、搬入された廃棄帳票類が全て、溶解処理されたかどうかを確認できない。

局は、公印帳票類の廃棄に係る発生原因及び数量を把握し、排出量の抑制に努めるとともに、公印帳票類には、個人情報に記載されたものもあることから、廃棄処理について適切な管理を行われたい。

( 主 税 局 )

## ウ ごみの排出原因を追究するとともに削減に努めるべきもの

教育庁が所管する中央図書館(以下「図書館」という。)のペットボトル排出量について見たところ、平成18年度においては1,655kg、平成19年度においては1,490kgと連続して多量に排出されている。

両年度における排出量を職員数及び来館者数で換算してみると、毎日、概ね6人に1人の排出割合で、持ち込んだペットボトルを図書館のごみとして排出している量となる。

図書館は、ペットボトルの排出について、職員は、自身で持ち込んだペットボトル等は、本人に持ち帰らせる、館内の自動販売機(以下「自販機」という。)で販売したペットボトル等は、自販機横に設置している回収ボックスにより販売業者に回収させる等によるごみ減量対策を講じているとしている。

しかしながら、排出割合が両年度において改善されておらず、ごみ減量対策が不十分な状況となっているにもかかわらず、図書館は、ごみ減量対策として、その原因を追究していないのは適切でない。

庁は、ごみの排出原因を追究するとともに削減に努められたい。

( 教 育 庁 )



## エ 廃棄物の発生の抑制に努めるべきもの

消防庁は、各消防署等から排出される段ボールを資源ごみとして、古紙収集、処理業務を外部委託しており、平成19年度の排出量は10万6,190kgとなっている。

ところで、段ボールの排出理由について見たところ、職務上、装備品（正帽（夏・冬）正服（夏・冬）略帽、執務服上下（夏・冬）長靴、編上げ作業靴、等）の給（貸）与品目数が多いため、表19のとおり、年に2回行われる人事異動に伴って、給与品等の運搬に使用されるもの、給与被服等の納入にあたり、業者の梱包に使用されたものが、庁における段ボールごみの年間排出量の15%以上に相当する量にあたることが認められた。

しかしながら、人事異動は恒常的であることから、異動の都度、ごみとして排出する段ボール箱を使用するのではなく、再利用が可能な折りたたみ式コンテナ等を採用することで、段ボール箱の排出量の抑制が可能であり、給与被服の納入に使用された段ボール箱についても、他局が行っているように納入業者に引き取らせることで、同様に、排出量の抑制をすることができる。

廃棄物の段ボール等を資源ごみとして再活用すること以上に、事業者が廃棄物の発生の抑制に努めることが重要な課題であることを踏まえ、庁は、廃棄物の発生の抑制に努められたい。

（東京消防庁）

（表19）給与品等にかかる段ボール使用量（試算）

区分	規模	使用量
人事異動時の運搬用 （平成19年4月期）	約1,700人	@700g × 3個 × 1,700人 = 3,570kg (注)
人事異動時の運搬用 （平成19年10月期）	約1,400人	@700g × 3個 × 1,400人 = 2,940kg
給与被服等納入時の梱包用	年間6,500箱	@1.5kg × 6,500個 = 9,750kg
計		16,260kg

（注）異動時の給与品の運搬については、高さ300mm × 幅410mm × 奥行330mmのサイズを平均的な箱として試算した。

## オ パソコンの再資源化に適切に取り組むべきもの

パソコンは、資源の有効な利用の促進に関する法律で製造業者等に回収と再資源化が義務付けられていることから、各メーカーがリサイクルシステムを構築し、再資源化に取り組んでいる。

ところで、各庁舎におけるパソコンの処理状況を見たところ、表20のとおり、産業廃棄物として廃棄処分していることが認められた。

東京都環境基本条例では、都の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならないとしており、パソコンを再資源化せず、廃棄処分していることは適切でない。

病院経営本部及び建設局は、パソコンの再資源化に適切に取り組まれたい。

（病院経営本部・建設局）

(表20) 産業廃棄物として廃棄されたパソコンの状況

(単位:台)

局名	庁舎名	廃棄年度及び台数			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	事業所計
病院経営本部	墨東病院	4	2		6
	大塚病院	7	5		12
	松沢病院			1	1
	合計				19
建設局	第一建設事務所		19		19
	北多摩南部建設事務所	16			16
	合計				35

(指摘事項 28、29)

廃棄物処理について

事業活動に伴って発生する廃棄物については、廃掃法により、事業者が自らの責任において適正に処理すること(第3条及び第11条) 運搬又は処分を他人に委託する場合には、環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならないこと(第6条の2第6項及び第12条第3項) 廃棄物処理の受託者は、その処理を他人に再委託してはならないこと(第7条第14項及び第14条第14項) と規定されている。

ア 廃棄物処理を適正に行うべきもの

各庁舎における廃棄物処理について見たところ、表21のとおり、処理を再委託している事例、都と廃棄物処理業者の間で委託契約が締結されておらず、廃掃法で規定された事業者の責務を果たしていない事例、が認められた。

各局は、廃棄物処理を適正に行われたい。

( 総 務 局 ・ 都 市 整 備 局 ・ 福 祉 保 健 局 ・ 下 水 道 局 )

(表21) 廃棄物処理の不適切な事例

局名	庁舎名	内 容
処理を再委託している事例		
都市整備局	再開発事務所	旧北新宿地区事務所閉鎖に伴う不用品等収集運搬・処分委託において、受託業者がその処理を第三者に委託している。
福祉保健局	北療育医療センター城南分園	廃棄文書の処理において、 ・一般廃棄物であるにもかかわらず産業廃棄物処理業者に委託している。 ・受託業者は、古紙の処理施設を持っていないため第三者に再委託している。
廃掃法で規定された事業者の責務を果たしていない事例		
総務局	竹芝庁舎(公文書館)	館が、廃棄物の運搬・処理業務を、建物管理委託業務の受託者の業務であると解釈したことにより、廃棄物運搬・処理の許可を有していない建物管理委託業務の受託者は、当該業務を第三者に再委託して行わせている。 この結果、館と廃棄物処理業者との間で契約を締結していない。また、館は、産業廃棄物管理表(マニフェスト)を保管しておらず、適正に処理されたことを確認していない。
下水道局	有明水再生センター	庁舎は江東区の施設との合築となっているため、共有部分の管理については、共同で建物管理業者(以下「管理業者」という)に委託している。 廃棄物の保管場所は共有部分となっており、管理業者に管理させていることから、廃棄物処理にかかる契約は、管理業者と廃棄物処理業者との間で締結されており、センターと廃棄物処理業者との間で契約を締結していない。

## イ 廃棄物処理料金を適切に支出すべきもの

各局は、一般廃棄物の収集運搬を単価契約で委託している。

ところで、これらの契約において、収集運搬された一般廃棄物は各市の処理施設で処分されるため、契約単価は、収集運搬の料金と、各市の条例で定められた、市の処理施設における処分料金(以下「市の処分料金」という)とから成り立っている。

契約に係る入札(見積競争)は消費税抜きの金額で行われるため、各事業所は、落札単価に消費税を加算した金額を契約単価としている。

この契約単価について見たところ、以下のとおり不適切な状況が認められた。

東村山市、東大和市、府中市においては、市の処分料金を非課税としている。

非課税取引と課税取引が、同一の契約で同時に発生する場合、それぞれの金額を区分して消費税を算出することから、契約単価は、収集運搬の料金に係る消費税額のみを落札単価に加えた金額とすべきである。

しかしながら、東村山老人ホーム、北多摩看護専門学校、北多摩南部建設事務所においては、市の処分料金にも消費税を加算した額を契約単価としている。

立川市においては、市の処分料金を内税としていることから、契約単価のうち処分にかかる金額は市の処分料金と同額とすべきである。

しかしながら、立川合同庁舎においては、誤って市の処分料金に消費税を加算して契約単価としている。

これらのため、市の処分料金に加算された消費税額を試算すると、表22のとおり、29万余円が不経済支出となっている。

各局は、廃棄物処理料金を適切に支出されたい。

( 主 税 局 ・ 福 祉 保 健 局 ・ 建 設 局 )

(表22) 市の処分料金に消費税を加算したことによる不経済支出の内訳

(単位：円)

局名	庁舎名	平成19年度 年間処理量 (kg)	区分	市の処分料金	支払額
主税局	立川合同庁舎	11,378	誤 A	31.5	358,407
			正 B	30	341,340
			差引(不経済支出) A-B	1.5	17,067
福祉保健局	東村山老人ホーム	206,380	誤 A	26.25	5,417,471
			正 B	25	5,159,500
			差引(不経済支出) A-B	1.25	257,971
	北多摩看護専門学校	3,479	誤 A	13.65	47,483
			正 B	13	45,227
差引(不経済支出) A-B	0.65	2,256			
建設局	北多摩南部建設事務所	8,139	誤 A	44.1	358,928
			正 B	42	341,838
			差引(不経済支出) A-B	2.1	17,090

## 特別管理産業廃棄物の管理等は適正・適切に行われているか

(指摘事項 30、31)

### 特別管理産業廃棄物について

廃掃法では、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものを、特別管理産業廃棄物として、厳重に保管し、適正に処理するよう規定している。

### ア 特別管理産業廃棄物に関する帳簿を適正に記載すべきもの

病院等では、注射針などの感染性廃棄物、検査等に使用したキシレンの廃液（爆発性のある廃油）が発生する。

これらは、廃掃法で規定する特別管理産業廃棄物に該当し、排出事業者は収集運搬から処分までの経過を帳簿に記載するよう義務付けられている。

ところで、各庁舎における特別管理産業廃棄物の処理にかかる帳簿の記載状況について見たところ、表23のとおり、帳簿を設置していない、あるいは記載の漏れがある事例が認められた。

福祉保健局及び病院経営本部は、特別管理産業廃棄物に関する帳簿を適正に記載されたい。

(福祉保健局・病院経営本部)

(表23) 特別管理産業廃棄物に関する帳簿の不適切な庁舎

局名	庁舎名
福祉保健局	帳簿がない：東村山老人ホーム、東村山ナーシングホーム、 府中療育センター、北療育医療センター城南分園
病院経営本部	帳簿がない：大塚病院 廃液について記載がない：広尾病院、墨東病院

## イ PCB廃棄物を適切に保管すべきもの

すでに使用を終了した高圧コンデンサ、トランス等の重電機器でPCBを含有しているもの（以下「PCB廃棄物」という）については、廃掃法により、特別管理産業廃棄物として、その処理が終わるまでの間、厳重に保管するよう義務づけられている。

また、各庁舎において現在使用中もしくは使用を終え保管中の重電機器については、PCBの含有の有無を確認したうえで、含有している場合、使用中の機器については東京都PCB適正管理指導要綱により速やかに知事に届出を、保管中の機器については法に基づいて適正に保管及び処分をしなければならない。

ところで、各庁舎におけるPCB廃棄物の保管状況及び重電機器の状況について見たところ、表24及び25のとおり、適切でない状況が認められた。

各局は、PCB廃棄物を適切に保管されたい。

主 税 局 ・ 生活文化スポーツ局 ・ 都市整備局 ・ 福祉保健局 ・  
病院経営本部 ・ 産業労働局 ・ 中央卸売市場 ・ 建設局 ・  
港湾局 ・ 交通局 ・ 教育庁

(表24) PCB廃棄物の不適切な保管状況

局名	庁舎名	状 況
主税局	立川都税事務所	保管場所内に可燃ごみが置かれているなど、不適切な状況である。保管場所の表示が基準を満たしていない。
生活文化スポーツ局	計量検定所	特別管理産業廃棄物管理責任者の有資格者がいない。
都市整備局	第一区画整理事務所	保管容器のドラム缶は、底部が腐食しており、漏れる危険性があるが、飛散・流出防止措置をしていない。
	再開発事務所	飛散・流出防止措置をしていない。
福祉保健局	東村山老人ホーム	PCB廃棄物保管場所の表示がない。 飛散・流出防止措置をしていない。
	府中療育センター	転倒防止措置をしていない。
	児童会館	PCB廃棄物保管場所の表示がない。
病院経営本部	松沢病院	転倒防止措置をしていない。 飛散・流出防止措置をしていない。
	墨東病院	PCB廃棄物保管場所の表示がない。
	大塚病院	転倒防止措置をしていない。 飛散・流出防止措置をしていない。
産業労働局	労働相談情報センター 国分寺事務所	PCB廃棄物保管場所の表示が基準を満たしていない。
中央卸売市場	築地市場	2か所のうち1か所でPCB廃棄物保管場所の表示がない。 特別管理産業廃棄物管理責任者の変更届を提出していない。
建設局	北多摩南部建設事務所	転倒防止措置をしていない。 飛散・流出防止措置をしていない。
港湾局	東京港管理事務所	特別管理産業廃棄物管理責任者の変更届を提出していない。
教育庁	立川ろう学校	特別管理産業廃棄物管理責任者の有資格者がいない。
	多摩教育センター	特別管理産業廃棄物管理責任者の有資格者がいない。

(表25) 重電機器のPCB含有の確認をしていない事例

局名	事業所名	数量	状況
病院経営本部	大塚病院	コンデンサ3台	使用中の機器
建設局	第五建設事務所	トランス1台	使用中の機器
交通局	江戸川自動車営業所	コンデンサ2台 開閉器1台	1階電気室に保管中のコンデンサ及び開閉器
	志村車両検修場	最大で9台	場内各区作業所倉庫脇に保管中の蛍光灯安定器

## (意見・要望事項 4)

## ウ 各局が適切に現況調査を行うよう、指導強化に努めるべきもの

PCB廃棄物は、表26のとおり、都全体では392箇所まで保管しており、廃掃法に規定する保管規準を遵守し、保管する責任を各局の管理者が負っている。

各局が保管しているPCB廃棄物については、適正保管の徹底など、必要な対策の調整や協議を行うことを目的として、PCB廃棄物連絡協議会が設置されており、環境局が事務局となっている。

局では、PCB廃棄物の保管状況の届出等に関する事務を所管していることから、平成20年度には保管状況に関するチェックシートを作成して配布するなど、保管状況の適正化に努めていることが認められる。

しかしながら、前述のとおり、各局のPCB廃棄物の保管場所として実査した32事業所のうち17所で不適切な状況が認められており、不適切な事例が5割以上にもなったことを踏まえると、都全体の保管場所について改めて現況調査を行う必要がある。

局は、チェックシートをより一層わかりやすくするなどして、都のPCB廃棄物保管場所392箇所について各局が適切に現況調査を行うよう、指導強化に努められたい。

(環境局)

(表26) 各局のPCB廃棄物保管場所数

局名	箇所数	局名	箇所数
総務局	14	中央卸売市場	8
財務局	1	建設局	24
主税局	17	港湾局	1
生活文化スポーツ局	4	東京消防庁	3
都市整備局	7	交通局	9
環境局	2	水道局	35
福祉保健局	30	下水道局	47
病院経営本部	7	教育庁	161
産業労働局	19	警視庁	3
		合計	392

(3) 庁舎の適正・効率的な管理について

行政財産使用許可等は適正に行われているか

(指摘事項 - 32)

財産の使用許可を適切に行うべきもの

地方自治法等では、財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができるとしている。

ところで、各庁舎の財産の使用許可に関する状況を確認したところ、表27のとおり、許可手続きが行われていないなどの不適切な事例や、飲料水の空き缶等を回収するため使用者が設置した容器の占有面積が、許可面積に含まれていない事例が認められた。

各局は、財産の使用許可を適切に行われたい。

総務局・主税局・環境局・  
福祉保健局・病院経営本部・産業労働局・  
東京消防庁・交通局・下水道局

(表27) 適切でない事例

許可手続きが行われていないなどの不適切な事例		
局名	庁舎名	内容
福祉保健局	児童会館	売店脇のテラスのロッカー等が使用許可の範囲から逸脱している。
病院経営本部	松沢病院	喫茶室が使用している物置及び更衣室が、使用許可の範囲から逸脱している。
産業労働局	中央・城北職業能力開発センター-板橋校	校に併設する人材育成プラザ3階倉庫に、Dが技能検定に要する資機材を保管しているが、財産の使用許可手続きが行われていない。
	労働相談情報センター-八王子事務所	食堂の通用口外に、使用許可の範囲を逸脱して、物置が置かれている。
交通局	渋谷自動車営業所	所の敷地北側のフェンスに、東京電力株式会社に看板を設置させているが、財産の使用許可を行っておらず、設置の経緯も不明である。
	志村車両検修場	場の敷地内に、埋設管の腐食防止のため、東京ガス株式会社の機器を設置させているが、財産の使用許可を行っていない。
空き缶等を回収するため使用者が設置した容器の占有面積が、許可面積に含まれていない事例		
局名	庁舎名	
総務局	竹芝庁舎	
主税局	中央都税事務所、大田都税事務所、中野都税事務所、練馬都税事務所	
環境局	廃棄物埋立管理事務所、中防休憩施設レストハウス、第三排水処理場管理棟	
福祉保健局	東村山ナーシングホーム、児童会館	
東京消防庁	都民防災教育センター(立川、池袋、本所)、消防防災資料センター、	
下水道局	流域下水道本部、多摩川上流水再生センター	



( 指摘事項 - 33 )

**行政財産使用料の請求を適正に行うべきもの**

交通局は、自動車営業所等各事業所に飲料用自動販売機等を設置する者に対して、行政財産の使用許可をしている。

この使用許可に当たっては、東京都交通局公有財産規程（昭和39年東京都交通局規程第17号）第9条の5第6により、主として職員の利便に供するため、低い価格で提供する時には、使用料を減額又は免除することができるとしている。

ところで、自動販売機にかかる使用許可の状況について見たところ、飲料用自動販売機のほかたばこの自動販売機があり、どちらも使用料を免除されていた。

しかしながら、たばこの自動販売機は、定価での販売であり、低い価格ではないため、規定に該当しないにもかかわらず、飲料用自動販売機同様、使用料を免除しているのは、適正でない。

局は、行政財産使用料の請求を適正に行われたい。

( 交 通 局 )

## 光熱水費の節減に積極的に取り組んでいるか

(指摘事項 34、35)

### 電気料金の節減について

#### ア 契約電力を見直し電気料金の節減に努めるべきもの

中央図書館では、東京電力との電気需給契約において、主契約及び予備電力契約の契約電力を920kW(契約種別：業務用電力2型)としているが、直近2か年の毎月の最大需要電力実績を見たところ、表27のとおり、最大でも850kWであり、契約電力(920kW)を毎月下回っている。

電気料金については、主契約には、契約電力1kW当たり毎月1,953円の基本料金がかかり、予備電力契約には、契約電力1kW当たり毎月163.8円の基本料金がかかることから、仮に、平成20年の契約電力を850kWとした場合、平成20年1月から監査日現在までの電気料金は、113万余円節減できたことになる。

契約電力の変更は、東京電力との協議により随時可能なことから、庁は、契約電力を見直し、電気料金の節減に努められたい。

( 教 育 庁 )

(表27) 中央図書館(契約電力：920kW)月別最大需要電力調べ

(単位：kW)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平成18年	679	758	713	734	770	840	797	826	806	773	797	749
平成19年	718	754	739	739	790	756	850	838	814	732	761	643
平成20年	646	780	742	756	672	600	571	545	586			

$$\begin{aligned} \text{節減額(試算)} &= ((\text{基本料金単価}=\text{主契約 } 1,953 \text{ 円} + \text{予備電力契約 } 163.8 \text{ 円}) \times (\text{契約電力: } 920 \text{ kW} - \text{想定} \\ &\quad \text{契約電力: } 850 \text{ kW})) \times \text{月数} \times \text{力率割引(注)} \\ &= (2,116.8 \text{ 円} \times 70 \text{ kW}) \times 9 \text{ 月} \times 0.85 = 113 \text{ 万 } 3,546 \text{ 円} \end{aligned}$$

(注) 力率割引とは、供給された電力を無駄なく利用した場合に適用される割引率

#### イ 電力契約を変更する等電気料金の節減に努めるべきもの

警視庁が所管する各運転免許試験場における電気需給契約について見たところ、以下のとおり、適切でない事例が認められた。

鮫洲運転免許試験場(以下「試験場」という。)では、契約電力を570kW(契約種別：業務用電力)としているが、直近2か年の毎月の最大需要電力実績を見たところ、表28のとおり、最大でも485kWであり毎月570kWを下回っている。

電気料金は、1kW当たり毎月1,638円の基本料金がかかることから、仮に平成20年の契約電力を485kWとした場合、平成20年1月から監査日現在までの電気料金は、106万余円節減できたことになる。

さらに、試験場のように、最大需要電力が500kWを下回っている場合には、契約電力を500kW未満の契約に変更することにより、東京電力が、その請求月を含めた直近

1年間のなかで、最も使用した月の電力を基本料金として、毎月、自動的に更新（見直し）を行うことから、効率的に、基本料金の節減が可能となる。

庁は、契約を500kW未満に変更する等、電気料金の節減に努められたい。

府中運転免許試験場では、契約電力を934kW（契約種別：業務用電力）としているが、直近2か年の毎月の最大需要電力の実績を見たところ、表29のとおり、契約電力（934kW）を毎月下回っている。

仮に、平成20年の契約電力を、平成19年の最大需要電力847kWとした場合には、平成20年1月から監査日現在までの基本料金は、109万余円節減できたことになる。

契約電力の変更は、東京電力との協議により随時可能なことから、庁は、契約電力を見直し、電気料金の節減に努められたい。

（警視庁）

（表28）鮫洲免許試験場（契約電力：570kW）月別最大需要電力調べ（単位：kW）

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平成18年	283	272	241	225	211	286	379	442	434	397	297	223
平成19年	232	235	221	227	211	292	350	422	485	388	281	215
平成20年	233	263	241	205	187	273	334	433	468			

$$\begin{aligned} \text{節減額(試算)} &= (\text{基本料金単価} \times (\text{契約電力:570kW} - \text{想定契約電力:485kW})) \times \text{月数} \times \text{力率割引(注)} \\ &= 1,638 \text{円} \times 85\text{kW} \times 9\text{月} \times 0.85 = 106 \text{万} 5,109 \text{円} \end{aligned}$$

（注）力率割引とは、供給された電力を無駄なく利用した場合に適用される割引率

（表29）府中免許試験場（契約電力：934kW）月別最大需要電力調べ（単位：kW）

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平成18年	756	749	706	583	636	756	773	814	806	612	578	703
平成19年	694	677	646	559	569	739	770	847	785	612	643	696
平成20年	739	710	636	557	617	655	835	790	698			

$$\begin{aligned} \text{節減額(試算)} &= (\text{基本料金単価} \times (\text{契約電力:934kW} - \text{想定契約電力:847kW})) \times \text{月数} \times \text{力率割引} \\ &= 1,638 \text{円} \times 87\text{kW} \times 9\text{月} \times 0.85 = 109 \text{万} 170 \text{円} \end{aligned}$$

（注）用語説明

業務用電力2型契約	業務用電力契約（通常）に比べ、基本料金を引き上げ、電力量料金を引き下げた料金メニュー。選択メニューとして平成12年度から開始
予備電力契約	予備電線路により供給を受ける電力契約

## その他

### (意見・要望事項 - 5)

#### 本庁舎の適正な庁舎管理に努めるべきもの

都庁本庁舎及び都議会議事堂のうち都議会の用に供する部分を除く部分については、東京都庁内管理規則及び東京都公有財産規則に基づき、総務局が庁内管理者として、庁内における秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防を所管し、財務局が財産の管理者として、施設及び設備機器の維持管理、行政財産の使用許可を所管している。

ところで、本庁舎の利用状況について見たところ、監査日現在、表31のとおり、行政財産の使用許可範囲を逸脱して、共用部分である通路に看板等が設置されているなど、不適正な事例が多数認められた。さらに、商品ワゴンやパンフレット台が防火扉の閉鎖障害となるなど、防災上不適切な事例が認められた。

行政財産の使用許可は、行政財産本来の用途又は目的を妨げない限度において認められるものであるが、これらは緊急時の避難の妨げとなっているばかりでなく、美観を損ねている面もある。

総務局及び財務局は、十分協議のうえ、連携して、本庁舎の適正な庁舎管理に努められたい。

( 総務局・財務局 )

(表31) 行政財産の使用許可における不適正な事例及び防災上不適切な事例

庁舎名	該当階	使用者 (許可の相手方)	使用用途	許可範囲を逸脱した 不適正な事例	防災上不適切な事例
第一本庁舎	1階	E	観光情報センター	看板、のぼりが通路に置かれている	
	1階	F	南・北側喫茶コーナー	看板が通路に置かれている。	
	1・2階		書店	看板、商品棚が通路に置かれている。また、店舗に隣接する通路に、台車や商品が置かれている。	
	16階		喫茶コーナー	看板が通路に置かれている。	
			旅行相談所(2社)	通路両側にパンフレット台が隙間なく陳列されている。	
			G	事務所	看板、傘立が通路に置かれている。
	25階	F	喫茶コーナー	看板が通路に置かれている。	
			自動販売機		通路にはみ出して設置されており、建築基準法上必要な通路幅が確保されていない。
			南・北側両職員食堂	看板等が通路に置かれている。	
	32階		売店	商品等が通路に置かれている。	通路に置かれた商品等が、防火扉の閉鎖障害となっている。
第二本庁舎	1階	F	旅行相談所(2社)	通路両側及び外側にパンフレット台等が隙間なく陳列されている。	パンフレット台等により、建築基準法上必要な通路幅が確保されていない。
	2階		喫茶コーナー	店舗の囲いが、許可面積を超える形で設置されている。また、看板が通路に置かれている。	店舗の囲いにより、建築基準法上必要な通路幅が確保されていない。
	4階		北側職員食堂	エスカレータ脇とエレベータホール窓際に、台車等が置かれている。また、看板等が通路に置かれている。	
			南側職員食堂	看板等が通路に置かれている。	
			売店	商品等が通路に置かれている。	通路に置かれた商品等が、防火扉の閉鎖障害となっている。
	10階		喫茶コーナー	看板が通路に置かれている。	
	17階		旅行相談所	通路両側に多数のパンフレット台が陳列されている。	パンフレット台が、防火扉の閉鎖障害となっている。
	31階		喫茶コーナー	看板が通路に置かれている。	
都議会 議事堂	地下 1階	F	食堂、売店等	看板、パンフレット台等が通路に置かれている。	
	1階		食堂(南側)	サンプルケース等が通路に置かれている。	サンプルケース等が、非常口の障害となっている。



## 青少年の健全育成について

# 目 次

第 1	監査の概要	6 5
1	監査の目的	6 5
2	監査の対象施策	6 5
3	監査の観点	6 6
	( 図 1 ) 自立の支援に関する施策の体系	6 8
	( 図 2 ) 非行防止等に関する施策の体系	6 9
	( 表 1 ) 監査対象事業別の主な観点「自立の支援に関する施策」	7 0
	( 表 2 ) 監査対象事業別の主な観点「非行防止等に関する施策」	7 1
4	監査対象局及び実地監査の場所	7 2
5	関係人調査の対象団体及び場所	7 2
6	実地監査の期間	7 2
第 2	監査の結果	7 3
1	総括	7 3
	( 1 ) 自立の支援に関する施策	7 3
	( 2 ) 非行防止等に関する施策	7 4
2	自立の支援に関する施策の各事業実績等	7 5
	( 1 ) 家庭に対する育成支援	7 5
	ア 相談機能の充実	7 5
	イ 家庭教育の補完・支援	8 5
	( 2 ) 地域に対する育成支援	8 7
	ア 東京都児童会館	8 7
	イ ユース・プラザ	8 8
	( 3 ) 学校における育成支援	9 0
	ア スクールカウンセラー等、学校内における教育相談	9 0
	イ 中途退学者対策	9 2
	ウ 消費者教育等、学校におけるその他の自立支援事業	9 6
	( 4 ) 雇用・就業に関する支援	9 7
	ア 若年者雇用就業支援	9 7
	イ 求職者を対象とした公共職業訓練	9 8
3	非行防止等に関する施策の各事業実績等	1 0 0
	( 1 ) 青少年の非行・犯罪被害防止	1 0 0
	ア 少年の規範意識の醸成活動	1 0 1



イ	教育機関等との連携	102
ウ	地域との連携	103
エ	少年を取巻く有害環境の浄化活動の推進	103
(2)	児童・生徒の問題行動対応の充実	104
ア	セーフティ教室	105
イ	児童・生徒のいじめ問題への対応	105
ウ	不登校への対応	106
(3)	性に関する産業への対応等	106
ア	不健全図書類等の指定、立入調査等	106
イ	インターネットへの対応	107
(4)	薬物の乱用防止	109
ア	薬物乱用防止教室	110
イ	薬物乱用防止に向けた広報啓発活動	111
ウ	親子の薬物乱用防止教室	111
エ	薬物乱用防止ポスター・標語の募集	112
オ	薬物乱用防止高校生会議	113
カ	薬物専門講師の養成	113
【参考】	青少年の健全育成に係る協議会等の概要	115

# 青少年の健全育成について

## 第1 監査の概要

### 1 監査の目的

近年、青少年を取り巻く環境は、少子化・核家族化の進展に伴う家族機能の弱体化、情報化の進展や伝達手段の多様化による有害情報の氾濫、就業形態の多様化など、めまぐるしく変化しており、都民の多くが青少年の健全な育成について不安を抱いている。

このような状況の中で、次代を担う青少年が社会の一員としての役割を果たすことができるよう、行政をはじめとして、家庭、学校、地域社会、企業などが一致協力して、青少年の自立性と社会性を育成するための環境を整備していくことがますます重要となっている。

都においては、青少年の育成について、青少年・治安対策本部をはじめ、教育庁、福祉保健局、警視庁など14局にわたって、施策を推進している（「東京都の青少年2007～施策のあらまし～」による）。

また、東京子ども応援会議や子育て応援東京会議など民間団体も含めた横断的な会議を設置し、広く都民全体の力で、青少年の健全な育成を推進する取り組みを進めている。

そこで、今回の監査では、「青少年の健全育成について」を主題として、都が実施している多種多様な施策の中から、特に、各局間や区市町村、民間を含む各種団体等との連携が重要である「青少年の自立支援に関する施策」及び「青少年の非行防止に関する施策」を監査対象事業とし、各事業が効果的・効率的に行われているかを検証した。

## 2 監査の対象施策

### (1) 自立の支援に関する施策（図1）

#### ア 家庭に対する育成支援

対象局：青少年・治安対策本部、福祉保健局

教育庁、警視庁

#### イ 地域に対する育成支援

対象局：福祉保健局、教育庁

#### ウ 学校における育成支援

対象局：青少年・治安対策本部、生活文化スポーツ局、教育庁

#### エ 雇用・就業に関する支援

対象局：産業労働局

( 2 ) 非行防止等に関する施策 ( 図 2 )

- ア 青少年の非行・犯罪被害防止  
対象局：警視庁、教育庁
- イ 児童・生徒の問題行動対応の充実  
対象局：教育庁
- ウ 性に関する産業への対応等  
対象局：青少年・治安対策本部、教育庁
- エ 薬物の乱用防止  
対象局：福祉保健局、教育庁、警視庁

3 監査の観点

「自立の支援に関する施策」及び「非行防止等に関する施策」が、効果的・効率的に行われているか、主に以下の観点から監査を実施した。

また、両施策の監査対象事業別の主な着眼点は、表 1 及び表 2 のとおりである。

( 1 ) 自立の支援に関する施策

- ア 自立支援のための各種施策を推進していく上で、関係各局、関係団体等相互の連携や役割分担は適切か
- イ 各種相談事業は、広く都民に周知され、十分な理解のもとに効果的に行われているか
- ウ 複数局で所管する自立支援のための同種施策は、効率的に行われているか
- エ 自立支援に関する各種調査は、結果を施策へ適切に反映させているか

( 2 ) 非行防止等に関する施策

- ア 非行防止、犯罪被害防止等のための各種施策は、学校、地域等と連携して効果的に行われているか
- イ 区市町村や地域で非行防止等の支援に携わる指導者等との連携や情報提供は、効果的に行われているか
- ウ 複数局で所管する非行防止、犯罪被害防止等のための同種施策は、効率的に行われているか
- エ 非行防止と環境浄化に関する各種調査は、適切に結果を施策へ反映させているか

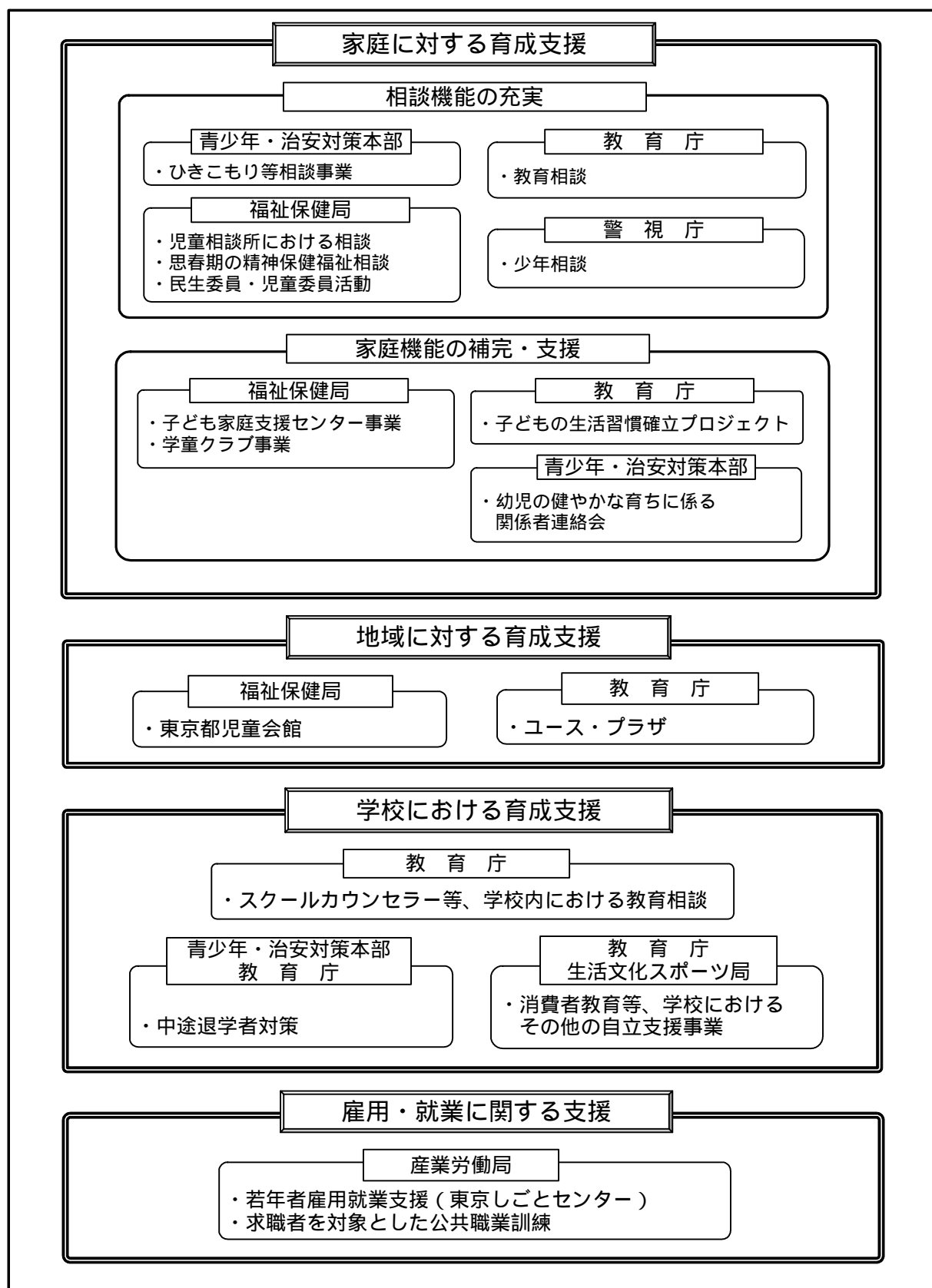
( 3 ) 自立の支援に関する施策及び非行防止等に関する施策の相互連携等

- ア 各施策間及び各局間の連携、情報交換等は、十分なものとなっているか
- イ 各施策間での調整作業は、適切に行われ、施策が効果的・効率的なものとな

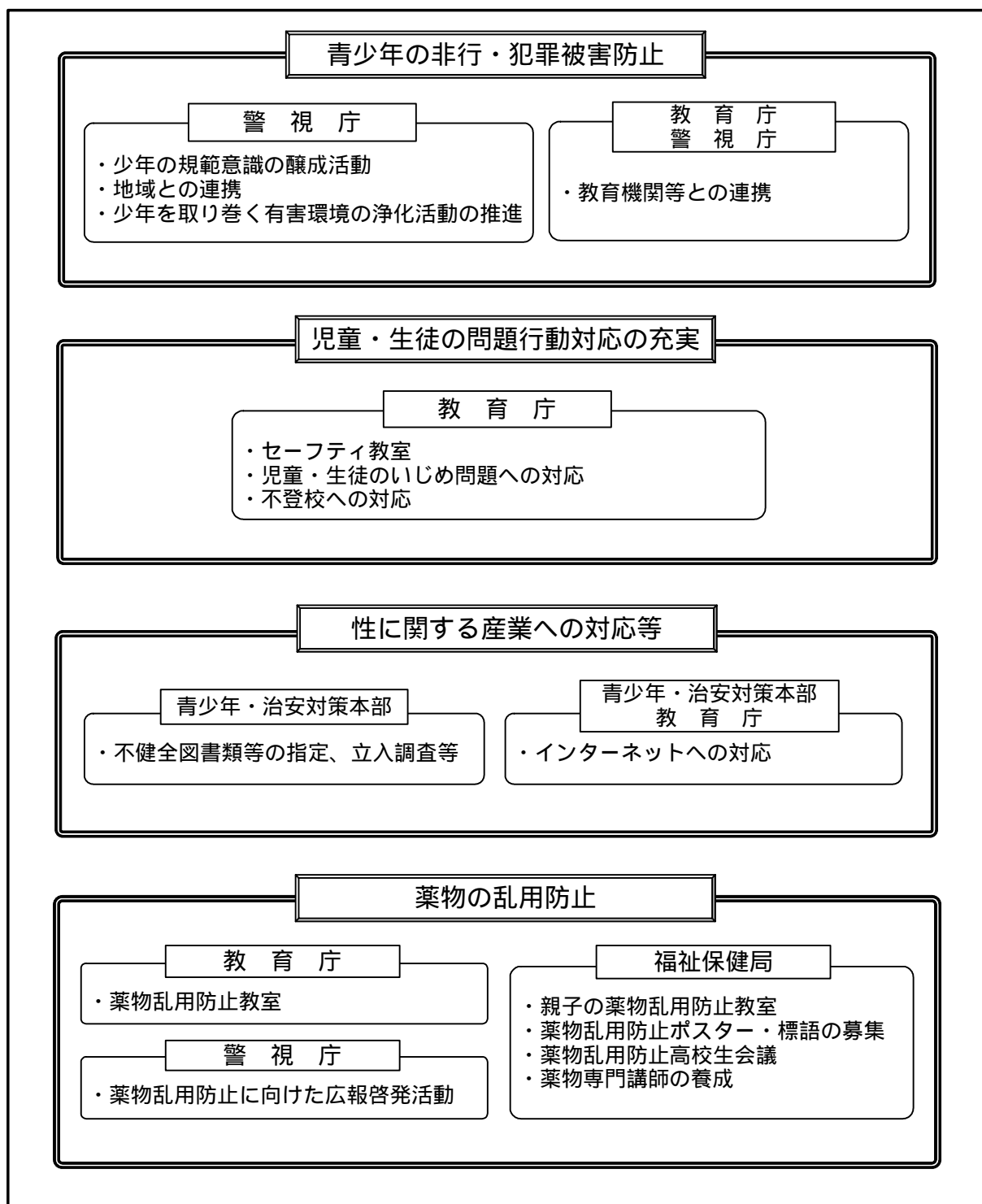
っているか

ウ 各局で所管する同種又は関連する施策は、都の施策として総合的なものとなっているか

( 図 1 ) 自立の支援に関する施策の体系



( 図 2 ) 非行防止等に関する施策の体系



(表1) 監査対象事業別の主な着眼点「自立の支援に関する施策」

施策区分	監査対象事業	主な着眼点	所管局
家庭に対する育成支援	相談機能の充実	相談事業の都民等への周知は十分に図られているか 各局、各関係機関相互の連携・協力(紹介、引継ぎ、連絡会議の開催等)は適切に行われているか	青少年・治安対策本部 福祉保健局 教育庁 警視庁
	家庭機能の補完・支援	区市町村への支援・指導が適切に行われているか 関連した事業について、各局の連携は適切に行われているか	福祉保健局 教育庁 青少年・治安対策本部
地域に対する育成支援	東京都児童会館	施設の運営は効率的、効果的に実施されているか 都民への周知、関係施設との連携は適切に行われているか	福祉保健局
	ユース・プラザ		教育庁
学校における育成支援	スクールカウンセラー等、学校内における教育相談	事業が適切に実施され、不登校の減少など具体的な効果を上げているか 他の関係機関との連携は適切に行われているか	教育庁
	中途退学者対策	新しいタイプの高校の創設が効果を上げているか	
		中途退学者への支援において、関係各局、各機関の連携が適切に行われているか	青少年・治安対策本部 教育庁
	消費者教育等、学校におけるその他の自立支援事業	学校における消費者教育は効果的に行われているか 消費者教育について、関係各局の連携は適切に行われているか	生活文化スポーツ局 教育庁
「中学生の職場体験」事業は効果的に行なわれているか、また、関係各局の連携により体験職場の開拓などは順調になされているか		青少年・治安対策本部 教育庁	
雇用・就業に関する支援	若年者雇用就業支援	求職者への周知は適切に実施されているか 就業に確実に結びつく取り組みとなっているか	産業労働局
	求職者を対象とした公共職業訓練		

(表2) 監査対象事業別の主な着眼点「非行防止等に関する施策」

施策区分	監査対象事業	主な着眼点	所管局
青少年の 非行・犯 罪被害防 止	少年の規範意識の醸成活動	広報啓発など各種非行防止活動は効果を上げているか	警視庁
	教育機関等との連携	学校関係者等との連携は適切に行われているか	教育庁 警視庁
	地域との連携 少年を取巻く有害環境の浄化活動の推進	環境浄化活動などの実施において、地域との連携は適切に行われているか	警視庁
児童・生徒の問題行動対応の充実	セーフティ教室	各事業は適切に行われ、問題行動全般について効果を上げているか 各事業で、関係機関との連携は適切に行われているか	教育庁
	児童・生徒のいじめ問題への対応		
	不登校への対応		
性に関する産業への対応等	不健全図書類等の指定、立入調査等	不健全図書類等の指定は適切に行われているか 立入調査は適切に行われているか	青少年・治安対策本部
	インターネットへの対応	インターネットから流れる有害情報の青少年に与える影響の重大性を認識し、適切に対応しているか 関係機関との連携は、適切に行われているか	青少年・治安対策本部 教育庁
薬物の乱用防止	薬物乱用防止教室	他の関係機関と連携して実施されているか 実施規模は十分なものとなっているか 効果の把握は適切になされているか	教育庁
	薬物乱用防止に向けた広報啓発活動		警視庁
	親子の薬物乱用防止教室		福祉保健局
	薬物乱用防止ポスター・標語の募集		
	薬物乱用防止高校生会議		
	薬物専門講師の養成		



#### 4 監査対象局及び実地監査の場所

監査対象局	実地監査の場所	
	部	所等
青少年・治安対策本部	総合対策部	
生活文化スポーツ局	都民生活部	東京都消費生活総合センター
福祉保健局	少子社会対策部 生活福祉部 障害者施策推進部 健康安全部	東京都児童相談センター 品川児童相談所 世田谷児童相談所 北児童相談所 八王子児童相談所 東京都児童会館 中部総合精神保健福祉センター 多摩総合精神保健福祉センター
産業労働局	雇用就業部	多摩職業能力開発センター
教育庁	人事部 指導部 都立学校教育部 地域教育支援部	東京都教育相談センター 都立蒲田高等学校 都立桐ヶ丘高等学校 都立国分寺高等学校 都立上水高等学校 都立晴海総合高等学校 都立つばさ総合高等学校 都立白鷗高等学校・白鷗高等学校附属中学校 都立桜修館中等教育学校 都立本所高等学校 都立豊多摩高等学校 都立小平西高等学校 都立東大和高等学校
警視庁	生活安全部	巣鴨少年センター 台東少年センター 立川少年センター 八王子少年センター

#### 5 関係人調査の対象団体及び場所

- (1) 財団法人東京しごと財団（東京しごとセンター）
- (2) PFI区部ユース・プラザ株式会社（東京スポーツ文化館）
- (3) 京王ユース・プラザ株式会社（高尾の森わくわくビレッジ）

#### 6 実地監査の期間

平成20年9月17日から同年11月21日まで

## 第2 監査の結果

### 1 総括

青少年ひとりひとりの能力と個性を伸ばし、自立した社会人として健全に育成していくことは、社会全体に課せられた課題であり、行政機関をはじめとして、家庭、学校、地域社会などが互いに協働・連携しながら、青少年の成長を願いつつ、様々な取り組みを行っている。

都は、平成20年12月に「10年後の東京」への実行プログラム2009を策定し、「青少年を健全に育成し、社会性を持った若者を輩出」するための施策等の中で、退職教員や警察官、民生委員・児童委員などを活用した児童の登校時の家庭訪問や登校後の学習支援、18歳以上の若者を対象に悩みや不安に対する継続的な相談対応を行う「若年者総合相談（仮称）」の実施、インターネットや携帯電話のトラブルから子供を守るネット・ケータイヘルプデスク（仮称）の開設などの事業を新規事業として盛り込んだ。

これらの新規事業についても、既存の事業と同様に、関係機関や地域と連携して取り組んでいく必要がある。

今回の監査では、各事業所管局と関係各局等との連携や役割分担等は適切か、各局で所管する同種又は関連する事業間での調整は適切かなどの観点から、各事業が効果的・効率的に行われているかを検証した。

その結果、青少年の健全育成をさらに進めるために、なお一層の工夫や検討を要する事項が以下のとおり認められた。

#### (1) 自立の支援に関する施策

ア 児童相談所、教育相談センター等の各相談機関では、情報の共有化や協力体制の構築が進んでおり、研修やマニュアルの充実を図っていることが認められたが、児童福祉司や主任児童委員の配置について、検討すべき課題がある。

イ 平成16年の児童福祉法の改正により、児童相談が区市町村の業務として法律上明記され、地域の身近な相談機関としての子ども家庭支援センターの役割は重要度を増しているが、各区市町村における取り組みに地域差があることから、引き続きサービス水準の向上に向けて働きかけていくことが必要である。

ウ 都立高校改革推進計画により、主に中途退学を減らす目的で計画されたエンカレッジスクールやチャレンジスクールといった新しいタイプの高校が順次開校し、きめ細やかな学習指導により、中途退学者防止に一定の成果を上げている。これらの学校への入学応募倍率はなお高いことから、社会状況や都民の都立高校に対するニーズ等を踏まえながら、今後も、都立高校改革の推進に努めることが望まれる。

## (2) 非行防止等に関する施策

ア いじめ問題への対策として、生徒自身の取り組みを促すため開催している「いじめ防止フォーラム」は、公立学校のみを対象としているが、関係局と連携し、私立学校にも広げることにより、一層の効果が期待される。

イ 青少年健全育成条例の改正により、事業者へのフィルタリングサービス告知の義務付けを行うとともに、実態調査を行うなど、時宜を得た対応が行われているが、調査結果を受けて、教育庁が発表した緊急アピールは、公立学校の児童・生徒と保護者を対象としており、関係各局と連携し、私立学校を含めた都内の児童・生徒に行き渡らせることが望まれる。

ウ 平成20年上半期の大麻事件の摘発者が前年同期比で12.3%増となり、このうち20歳代以下が65%を占めるなど、青少年の薬物乱用は深刻さを増している。薬物乱用の防止に向けた各種の事業が実施されているが、関係機関の連携のもとに取り組みの強化が求められる。

今後とも、次代を担う青少年を健全に育成するため、青少年ひとりひとりの自立性と社会性を培うための環境を整備するとともに、非行防止等にかかる各種施策を着実に推進することが重要であり、関係各局が行政機関や都民等と連携し、今までにも増して事業に取り組み、実効を期していくことが望まれる。

## 2 自立の支援に関する施策の各事業実績等

### (1) 家庭に対する育成支援

#### ア 相談機能の充実

##### (着眼点)

福祉保健局、教育庁、警視庁、青少年・治安対策本部の各局が実施している各種相談事業の実施について、

- ・ 相談事業の都民等への周知は十分に図られているか
- ・ 各局、各関係機関相互の連携・協力（紹介、引継ぎ、連絡会議の開催等）は適切に行われているか
- ・ 相談体制（相談員の人数・専門性、相談員への研修、マニュアルの整備）は十分確保されているか
- ・ 各機関（児童相談所、教育相談センター等）の事業は適切に執行されているか

などの視点から検証した。

##### (検証結果)

- ・ 各相談事業について、相談を必要とする都民に対して、その存在が周知されるよう努力していることが認められたが、新たな相談事業である、ひきこもり相談については、相談経路を把握し、より効果的な周知を行うことにより、相談ニーズの掘り起こしが期待できる。
- ・ 児童相談所や教育相談センターなどの各相談機関は、相談内容がますます複雑・困難になっている中で、児童相談所を中心として情報の共有化、協力体制の構築が進んでおり、児童虐待、非行などそれぞれのケースに応じた連携が行われている。
- ・ 各相談機関で、必要な相談員人数の確保に向けた取り組み、研修、マニュアルの充実に努めていることが認められた。なお、児童福祉司、主任児童委員数については、配置状況や制度上の課題があると思われる。

#### (ア) ひきこもり等相談事業（青少年・治安対策本部）

青少年・治安対策本部（以下「本部」という。）は、ひきこもり状態にある若者及び家族等関係者に対し、インターネットによるメール相談等を行うことにより、社会へのつながりを取り戻し、ひきこもりからの脱却を図る「ひきこもりサポートネット」の運営及び調査研究を、平成16年11月から実施している。また、平成19年7月より電話相談、平成20年10月より携帯電話によるメール相談を開始している。相談実績は表3のとおりである。

ひきこもりサポートネットのメール相談は、匿名で相談できること、24時間受け付けていることから、表4に示すとおり、相談者としては本人からの相談割合が最も高くなっており、ひきこもり状態にある本人にとって相談しやすい手段となっている。

一方で、都内のひきこもりの若者は約2万5千人と推計されているなど（ひきこもりの

実態等に関する調査（平成19年度若年者自立支援調査研究）青少年・治安対策本部）依然として多くの若者が、ひきこもり状態から脱却する機会がつかめずにいることが推定される。

より多くのひきこもり状態の若者に相談事業の存在を幅広く周知し、ひきこもり状態からの脱却を支援するため、どのような経路で、この相談事業を知ったかを把握することにより、より効果的な周知のあり方を検討することができる。

本部は、現在、相談経路を把握できるようシステムの改修を行っているが、今後も、相談経路の把握の続行・拡充を図り、効果的な周知方法の検討を行うことにより、相談ニーズの一層の掘り起こしを図ることが望まれる。

（表3）相談実績 （単位：人、件）

区分	年度（平成）	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
メール相談	新規登録者	242	471	317	376	200
	延べ相談件数	582	1,637	1,352	1,463	674
電話相談	新規登録者				773	452
	延べ相談件数				1,190	1,255
合計	新規登録者	242	471	317	1,149	652
	延べ相談件数	582	1,637	1,352	2,653	1,929

（注）メール相談は平成16年11月から、電話相談は平成19年7月から開始。  
平成20年度は4～9月の実績である。

（表4）相談者の属性（平成19年度） （単位：件、％）

区分	本人	両親	兄弟姉妹	配偶者	その他	計
メール相談	230	64	54	5	23	376
	61.1%	17.0%	14.4%	1.4%	6.1%	100%
電話相談	343	310	37	3	80	773
	44.4%	40.1%	4.8%	0.4%	10.3%	100%

（注）電話相談は平成19年7月からの実績である。

（イ）児童相談所における相談（福祉保健局）

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、児童の基本的権利を具体的に保障することを目的として設置されており、都は、児童相談センターをはじめ11か所の児童相談所を設置している。

また、児童相談所において、相談業務を主に担当している児童福祉司及び児童心理司の配置状況は表5のとおりである

児童福祉司の配置基準は、「法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね5万から8万までを標準として定める」（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第2条）とされている。児童福祉司の管轄人口を都道府県別に見ると表6のとおりであり、都は、定数増を図っているにもかかわらず、児童福祉司1人あたりの管轄人口が富山県に次いで多い状態となっている。

近年、児童虐待など、複雑なケースが増加しており、それに対応するため、児童福祉司の定数をここ数年増やし、平成14年度の106人から平成20年度には159人となっているが、配置基準、相談件数等からみて、十分とはいえず、専門性を確保しつつ増員していくことが、今後の課題である。

(表5) 児童相談所における児童福祉司及び児童心理司の配置状況  
(平成20年4月1日現在) (単位:人)

児童相談所	児童福祉司		児童心理司
		スーパーバイザー	
センター	23	3	13
墨田	17	1	5
品川	15	1	5
世田谷	11	1	4
杉並	13	1	4
北	13	1	4
足立	16	1	5
八王子	15	1	4
立川	12	1	4
小平	15	1	4
多摩	9	1	4
合計	159	13	56

(注) スーパーバイザーとは、児童福祉司その他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について教育・訓練・指導を行なう者で、ここでは児童福祉係長を計上している。

(表6) 児童福祉司の管轄人口(平成20年度) (単位:人)

福祉司1人当たりの人口が少ない府県		福祉司1人当たりの人口が多い都県	
鳥取県	31,948	富山県	79,409
青森県	32,651	東京都	73,547
京都府	34,496	佐賀県	72,197
沖縄県	37,822	茨城県	69,190
大阪府	41,855	三重県	69,147

(注) 人口(平成17年10月1日現在人口統計)を児童福祉司の配置数(平成20年4月1日現在)で除して算出している。

#### 相談、支援業務

児童相談センターは、地域児童相談所としての業務のほかに、中央児童相談所として地域児童相談所に対する連絡調整、情報提供等を行っている。

全児童相談所の相談受理件数は表7のとおりである。

(表7) 相談の種類及び受理状況

(単位: 件)

相談区分		内 容	17年度	18年度	19年度
養育相談	被虐待相談	虐待に関する相談	3,221 (11.5%)	3,288 (11.0%)	3,216 (13.1%)
	その他 養護相談	養育困難(保護者の家出、失踪、死亡、離婚等) 養育家庭に関する相談	3,440 (12.3%)	3,322 (11.2%)	2,801 (11.4%)
保健相談		一般的健康管理に関する相談(乳児、虚弱児、児童の疾患等)	1,534 (5.5%)	1,425 (4.8%)	1,328 (5.4%)
障害相談		身体障害、知的障害、発達障害に関する相談	6,128 (21.9%)	8,847 (29.7%)	6,193 (25.2%)
非行相談		ぐ犯等相談、触法行為等相談	1,530 (5.4%)	1,623 (5.4%)	1,633 (6.7%)
育成相談		不登校、性格行動、育児・しつけ、ことばの遅れ等に関する相談	6,807 (24.3%)	6,965 (23.4%)	5,684 (23.2%)
その他相談		措置変更、在所期間延長に関する相談等	5,355 (19.1%)	4,307 (14.4%)	3,682 (15.0%)
合 計			28,015	29,777	24,537

児童相談所は、児童に関わる相談の中心的役割を果たす機関であり、各教育・医療・警察などの相談機関との連携の核となること、区市町村の子ども家庭支援センターなどへの支援をすることなどが役割として求められている。

児童虐待対策については、子ども家庭支援センター、学校、警察、保健所等地域の関係機関との各種連絡会議等により円滑な連携・協力体制を構築している。

また、平成16年の児童福祉法改正で、児童虐待の通告先として新たに区市町村が加えられたこと等を踏まえ、子ども家庭支援センター等との連携体制の整理、安全確認や虐待事例の進行管理についての基本ルールを定めた「東京ルール」を、平成19年度に策定している。

また、平成18年度より各児童相談所に関係機関とのネットワークづくりの支援、子ども家庭支援センターの支援等を行う地域支援班を設置している。

地域支援班は、管轄地域内の区市町村の子ども家庭支援センターとの連絡会や個別ケースに対する支援のほか、福祉事務所、所管警察、児童養護施設等との定期的な協議会の開催などにより、連携体制の整備や事例検討会を行っている。

#### 一時保護

児童福祉法第33条により、知事又は児童相談所長は、必要と認める場合には児童を児童相談所に一時保護し、又は一時保護を委託することができることと規定している。

現在、都における一時保護所の定員は、144名であり、保護人員等は、表8のとおりである。また、一時保護所への新規入所児の状況を見ると、表9のとおりである。

平均保護期間が1か月を超え長期化しており、平成19年度の入所率は100%を超えている。このため、局では緊急対応として、平成19年度から平成20年度にかけて、

一時保護の受入枠を40名増やしている。

一時保護所における保護期間は原則として、保護した日から2か月を超えてはならないとされているが、児童養護施設等への措置が決まっていながら、施設の空きがないために、一時保護所において保護期間が2か月を超過している事例が認められた。

一時保護期間中は、通学できないことから、一時保護所においては、学力を維持するために学習指導を行っているが、一時保護期間が2か月を超えるなど長期化している児童に対しては、個々の児童の学力に見合った適切な学習指導を行うための学習指導体制を整備することが望まれる。

(表8) 一時保護所における保護人員等 (単位:人、日、%)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
年間延べ保護人員	46,890	52,323	57,164
平均保護日数	31.2	35.5	39.0
入所率	99.1	99.4	107.2

(表9) 一時保護所における新規入所状況 (単位:件、%)

区分 入所理由	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率
養育・被虐待	551	35.4	578	39.0	591	38.4
養育・その他	555	35.7	468	31.6	426	28.7
非行	293	18.9	313	21.1	374	25.4
その他	155	10.0	123	8.3	114	7.5
合計	1,554	100.0	1,482	100.0	1,505	100.0

#### メンタルフレンド派遣事業(ふれあい心の友派遣事業)

メンタルフレンド派遣事業は、不登校等さまざまな社会的不適応を示し、家に閉じこもりがちな児童に対し、遊び、スポーツ、料理作り等の活動を共にする兄又は姉の世代に相当するボランティアの青年を派遣し、児童・保護者とのふれあいの中で児童の自主性、社会性等の伸張を援助するものである。

メンタルフレンドは東京都児童相談センターが集中的に募集及び登録を行い、各児童相談所が、メンタルフレンドの派遣を必要と判断した場合に、心理担当職員の指導・援助のもとで活動している。

メンタルフレンドの登録及び派遣実績は、表10のとおりであり、登録者数が、平成18年度から減少している。

局では、登録者の拡大に向け努力しているが、募集対象大学を心理学科及び心理学科に近い学部・学科を設置している大学に限定せず、幅広く行うことが望まれる。



(表10)メンタルフレンド登録・派遣実績

(単位:人)

年度	区分	登録者数		派遣実人数	対象児童数
		新規	更新		
平成15年度		234	122	143	171
平成16年度		209	92	127	149
平成17年度		260	112	115	141
平成18年度		155	79	102	124
平成19年度		125	52	88	106

## (ウ)思春期の精神保健福祉相談(福祉保健局)

中部総合精神保健福祉センター及び多摩総合精神保健福祉センターでは、思春期・青年期の精神保健福祉相談及び通所訓練事業を実施している。

事業の周知に当たっては、ホームページやチラシ等を作成しているほか、保健所に対する情報提供を行う等、着実にその周知を図っていることが認められた。

平成19年度における精神保健福祉相談及び通所訓練の実績は、表11のとおりである。

(表11)総合精神保健福祉センターにおける事業実績(平成19年度)

区分 センター名	精神保健福祉相談			通所訓練 (延べ人数) (注)
	相談 (延べ件数)	グループワーク (回数、延べ人数)		
		本人 グループ	家族講座等	
中部総合精神 保健福祉センター	662件	10回 70人	18回 72人	8,792人 (6,687人)
多摩総合精神 保健福祉センター	1,271件	43回 333人	11回 153人	4,642人

(注)カッコ内は、統合失調症やうつ病の方が一般就労を目指すコース等の実績である。これらのコースは対象年齢が50歳未満となっているが、20歳代、30歳代の利用者が中心であるため、通所訓練の実績に含めた。

## (エ)教育相談(教育庁)

教育相談センターでは、幼児から高校生相当年齢の子どもの、いじめ等の問題行動や、学校生活での悩み、高校進学や進路に関する相談を、児童・生徒、保護者等の都民及び教職員から電話、来所、メールにより受け付けている。

センターの相談職員数は、統括指導主事1名、指導主事2名、心理技術6名、教育相談員(非常勤)6人、教育電話相談員(非常勤)3名、囑託員27名である。

新たに相談員となった職員への研修はきめ細かく行われている。また、電話相談についての対応マニュアル「電話相談 Q&A」を整備し、センターにおいて対応が困難な相談については、「関係機関 照会先リスト」を整備し、統合失調症等の精神疾患、人格障害等については都立精神保健福祉センター、就職については東京しごとセンターやハローワーク、児童虐待等の問題については児童相談所を、犯罪等の相談は警視庁のヤング・テレホン・コーナーを紹介するなどしている。

相談実績は、表 1 2 のとおりであり、また、相談内容の実績は表 1 3 のとおりである。

また、平成 1 9 年 2 月からは、いじめ問題に悩む児童・生徒やその保護者から 2 4 時間、電話相談を受けられるよう「いじめ相談ホットライン」が開設され、平成 1 9 年度は、年間 6 8 6 回の相談を受け付けている。

(表 1 2) 都民からの相談実績

(単位：回)

区 分	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度
電 話	1 6 , 3 6 3	1 9 , 0 9 0	2 4 , 5 7 3
来 所	5 , 5 1 4	5 , 6 3 9	6 , 7 7 7
メー ル	2 6 3	3 9 0	3 6 9
合 計	2 2 , 1 4 0	2 5 , 1 1 9	3 1 , 7 1 9

(注) 来所相談では、相談者ごとに継続的な相談を実施しているため、相談案件ごとに 1 件とするとともに、それぞれの案件ごとに来所相談を実施した回数を計上している。表 1 2 の来所は延べ回数を、表 1 3 の来所は案件数を示す。

(表 1 3) 相談方法別相談内容 (平成 1 9 年度)

(単位：回、件、%)

内容	電 話		来 所		メー ル	
	回数	構成比	件数	構成比	回数	構成比
性格・行動	5,758	23.4	433	21.7	64	17.3
不登校	818	3.3	312	15.6	14	3.8
いじめ	1,996	8.1	16	0.8	32	8.7
その他	2,944	12.0	105	5.3	18	4.9
精神症状	236	1.0	15	0.8	2	0.5
心身障害	219	0.9	71	3.6	6	1.6
学校生活	1,969	8.0	18	0.9	155	42.0
学校選択・進路	6,918	28.2	1,397	70.0	69	18.7
都立高校入学	124	0.5	114	5.7	7	1.9
都立高校転編入	1,897	7.7	187	9.4	4	1.1
高校問合せ	4,236	17.2	665	33.3	2	0.5
その他	661	2.7	431	21.6	56	15.2
家庭生活	3,548	14.4	61	3.1	38	10.3
その他	5,925	24.1	0	0.0	35	9.5
合 計	24,573	100.0	1,995	100.0	369	100.0

(オ) 少年相談 (警視庁)

恐喝や性的犯罪等の被害に関する相談、自分の悩みや困りごとなどを持つ少年や、子どもの非行問題で悩む保護者等からの相談に応じるため、各少年センターによる面接相談、ヤング・テレホン・コーナーによる電話相談を実施している。

相談事業においては、関係機関との連携が重要であるため、学校、児童相談所等の関係機関との連絡会議を開催し、情報交換等を行っている。

また、少年相談、ヤング・テレホン・コーナーを広く知ってもらうために、非行防止教室等でのカード、リーフレットの配布や少年雑誌への広告掲載等を行っている。

## 少年相談

警視庁では、8箇所の少年センター及び各警察署少年係で、相談を受け付けており、少年センターには、専門の相談員（心理職）を配置している。

少年相談の実績は、表14及び表15のとおりであり、相談者は保護者等がほぼ9割を占め、相談内容は、非行問題、家庭問題が過半を占めている。

この他、各少年センターでは、少年センターが遠い地域等に対し、区役所等における出張相談を実施しており、平成19年は、7箇所において月1～4回実施し、相談件数は400件である。

（表14）相談受理件数及び相談者の推移（単位：件、％）

相談者	平成17年		平成18年		平成19年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
少年本人	185	11.7	158	9.3	169	10.1
保護者等	1,398	88.3	1,539	90.7	1,507	89.9
合計	1,583	100.0	1,697	100.0	1,676	100.0

（表15）少年相談の相談内容の推移（単位：件、％）

内容	平成17年		平成18年		平成19年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
非行問題	556	35.1	563	33.2	516	30.8
学校問題	115	7.3	149	8.8	117	7.0
家庭問題	332	21.0	345	20.3	352	21.0
交友問題	46	2.9	60	3.5	96	5.7
健康問題	44	2.8	37	2.2	30	1.8
被害関係	297	18.8	360	21.2	279	16.6
その他	193	12.2	183	10.8	286	17.1
合計	1,583	100.0	1,697	100.0	1,676	100.0

## ヤング・テレホン・コーナー

ヤング・テレホン・コーナーは、十代の少年がいつでも相談できるよう、年末年始を除く毎日、専門の相談員（心理職）や少年問題に経験の深い警察官が相談に応じている。

また、保護者や学校関係者などの相談も受け付けている。

相談受理件数は、表16のとおりであり、平成19年における少年からの相談は1,486件で全体の25.9％と約4分の1を占め、その内訳は、小学生が162件、中学生が435件、高校生が638件、その他251件であった。

相談内容は、表17のとおり、精神保健関係や発達障害等の健康問題が最も多い相談となっている。

(表16) ヤング・テレホン・コーナーの相談受理件数及び相談者の推移(単位:件、%)

年次 相談者	平成17年		平成18年		平成19年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
少年本人	2,550	47.0	1,978	36.5	1,486	25.9
保護者等	1,285	23.7	1,342	24.8	2,028	35.3
成人本人	1,595	29.4	2,097	38.7	2,229	38.8
合計	5,430	100.0	5,417	100.0	5,743	100.0

(表17) ヤング・テレホン・コーナーの相談内容の推移 (単位:件、%)

年次 内容	平成17年		平成18年		平成19年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
非行問題	385	7.1	334	6.2	588	10.2
学校問題	281	5.2	242	4.5	348	6.1
家庭問題	497	9.2	494	9.1	707	12.3
交友問題	562	10.3	472	8.7	380	6.6
健康問題	1,830	33.7	2,327	43.0	2,235	38.9
被害関係	565	10.4	488	9.0	570	9.9
その他	1,310	24.1	1,060	19.6	915	15.9
合計	5,430	100.0	5,417	100.0	5,743	100.0

## (カ) 民生委員・児童委員活動(福祉保健局)

民生委員・児童委員は、区市町村それぞれの担当区域における生活保護、児童・高齢者・障害者福祉等の事項について、把握・相談・助言その他援助等を行う。

主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から指名されるが、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と民生委員・児童委員との連絡調整と援助・協力を行う。

民生委員・児童委員と主任児童委員の定数は、表18のとおりである。民生委員・児童委員は、民生委員法(昭和23年法律第198号)に基づき、区域ごとに民生委員協議会を組織すると定められており、主任児童委員の定数は、「民生委員・児童委員の定数基準について」(平成13年6月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知)により、民生委員協議会ごとに2～3人を配置するとされている。

児童虐待等の増加に伴い、児童相談所と緊密に連携した対応を求められるなど、主任児童委員の業務が増大している。しかし、表19のとおり、主任児童委員1人当たりの児童人口は、区市町村によって大きな差が生じていることから、主任児童委員の配置のあり方が課題となっている。

(表18) 民生委員・児童委員と主任児童委員の定数 (単位:人)

区分	定数
民生委員・児童委員	9,666
主任児童委員	795
合計	10,461

(注)平成19年12月1日現在の数値である。

(表19) 児童人口と主任児童委員定数

(単位:人)

区市町村	児童人口 (A)	主任 (B)	(A)/(B)	区市町村	児童人口 (A)	主任 (B)	(A)/(B)
千代田区	5,797	4	1,449	あきる野市	14,007	6	2,335
中央区	12,202	6	2,034	羽村市	9,969	3	3,323
港区	22,087	10	2,209	小金井市	16,308	6	2,718
新宿区	28,485	17	1,676	小平市	29,242	12	2,437
文京区	22,627	9	2,514	東村山市	23,554	6	3,926
台東区	18,487	22	840	国分寺市	17,090	4	4,273
渋谷区	19,709	14	1,408	西東京市	29,670	10	2,967
豊島区	24,533	15	1,636	東大和市	13,787	4	3,447
練馬区	105,169	40	2,629	清瀬市	11,671	4	2,918
北区	36,663	20	1,833	東久留米市	18,640	6	3,107
荒川区	23,381	13	1,799	武蔵村山市	12,466	4	3,117
板橋区	69,584	34	2,047	府中市	39,219	12	3,268
足立区	97,136	50	1,943	調布市	30,550	12	2,546
葛飾区	64,426	38	1,695	多摩市	20,904	8	2,613
墨田区	29,601	14	2,114	稲城市	14,595	4	3,649
江東区	57,556	18	3,198	八王子市	87,299	32	2,728
江戸川区	112,009	30	3,734	日野市	27,037	10	2,704
品川区	39,373	26	1,514	町田市	67,156	18	3,731
目黒区	29,883	20	1,494	瑞穂町	6,177	2	3,089
大田区	90,064	39	2,309	日の出町	2,115	2	1,058
世田谷区	106,402	54	1,970	檜原村	306	1	306
中野区	31,290	28	1,118	奥多摩町	655	2	328
杉並区	59,402	28	2,122	大島町	1,344	2	672
武蔵野市	17,210	6	2,868	利島村	33	0	0
三鷹市	24,634	7	3,519	新島村	446	1	446
狛江市	10,261	4	2,565	神津島村	379	1	379
立川市	26,910	12	2,243	三宅村	245	2	123
青梅市	23,813	12	1,984	御蔵島村	42	0	0
昭島市	17,879	6	2,980	八丈町	1,334	2	667
国立市	11,289	4	2,822	青ヶ島村	41	0	0
福生市	9,562	4	2,391	小笠原村	457	1	457

(注) 主任:主任児童委員定数(平成19年4月1日現在)

児童人口:平成19年1月1日現在

## イ 家庭教育の補完・支援

### (着眼点)

家庭を支援するため、区市町村が行っている子ども家庭支援センターなどの事業や、幼児期の生活習慣確立に向けた事業について

- ・ 区市町村への支援・指導が適切に行われているか
- ・ 関連した事業について、各局の連携は適切に行われているか

などの視点から検証した。

### (検証結果)

- ・ 都が補助し、区市町村が実施している子ども家庭支援センター及び学童クラブ事業について、各区市町村における取り組みに差があることから、引き続きサービス水準の向上に向けて働きかけていくことが必要である。

### (ア) 子ども家庭支援センター事業(福祉保健局)

子ども家庭支援センター(以下「支援センター」という。)は、区市町村において、福祉、保健・医療、教育等の各分野の関係機関と連携しながら、子どもと家庭に関する総合相談、子ども家庭在宅サービス等の提供・調整等を行っている。支援センターは、機能や自治体の規模に応じて、虐待の未然防止、早期発見のための事業を行う先駆型のほか、従来型、小規模型の3種類がある。

局は、支援センターの設置を図るため、補助や支援を行っている。また、支援センター職員の専門性向上のため、相談技法や虐待対応等の研修を実施している。

さらに、地域における子育て支援の中核機能として支援センターに求められる役割について、ガイドラインを作成して業務の標準化を図っている。

平成16年の児童福祉法の改正により、児童相談に応じることが区市町村の業務として法律上明確となった(第10条第1項)ことから、地域の身近な相談機関としての支援センターの役割は重要度を増している。特に、先駆型への移行を市に働きかけ、地域における児童相談体制の強化を図っていくことが求められている。

### (イ) 学童クラブ事業(福祉保健局)

保護者が労働等により昼間家庭にいない、都内小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を与えることにより児童の健全な育成を図ることを目的として、区市町村は学童クラブ事業を行っている。

学童クラブは、平成20年4月1日現在、22区26市4町1村の1,486箇所に設置され、登録児童数は約8万2千人である。

都は、学童クラブ事業を推進するため、補助・支援を行っている。

局では、「学童クラブ事業ガイドライン」(以下「都のガイドライン」という。)を、平成

18年7月に策定しているが、これは、望ましいサービス水準（子どもの健全育成への支援（心身の健康状態の把握、プライバシー保護への配慮等）、学童クラブに対する利用者の意向の把握、家庭や学校への支援（家庭、学校との情報交換、虐待発見時の連絡体制の整備等）、職員の能力向上（研修等）、マニュアルの整備によるサービスの標準化等）を示し、学童クラブの運営・管理者や職員によるチェックを通して、取り組み状況を自己点検することによる利用者へのサービス向上を目的としている。

しかしながら、都のガイドラインを活用したサービス水準のチェックの実施状況は、平成20年5月現在、16区市町にとどまっている。

各区市町村が設置運営している学童クラブが自己点検に当たり、都のガイドラインの積極的な活用を通してサービス水準の向上を図ることが、今後も望まれる。

#### （ウ）家庭教育の振興

子どもの生活習慣確立プロジェクト（教育庁）

庁は、学校、企業、行政等が協働して、学齢前の子どもに対する基本的な生活リズムの確立のための家庭の取り組みを支援する子どもの生活習慣確立プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を実施している。

プロジェクトは、表20のとおり、学校、企業、行政機関等80団体（平成20年6月現在）が参加する「子どもの生活習慣確立東京都協議会」（以下「協議会」という。）を設置している。

庁は、協議会メンバーの各機関と連携し、普及啓発として、各年度に定めたテーマに沿った内容で、生活リズムチェックカレンダーやリーフレットの作成、子どもの生活習慣確立フォーラムの開催等を行っている。

また、プロジェクトを全都的な活動として展開するに当たり、東京都が一体となって効果的かつ円滑な事業運営を行うために、庁のほか、本部、福祉保健局等、関係各局による行政連絡会を設置している。

（表20）子どもの生活習慣確立東京都協議会メンバー

会長：東京都教育長	
経済団体	経済同友会、東京商工会議所、東京経営者協会など
医療・福祉関係団体	東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都社会福祉協議会など
学校関係団体	東京都公立小学校校長会、東京都私立幼稚園連合会など
教育関係団体	東京都青少年委員会連合会、東京都体育協会など
企業	28社
NPO等	NPO法人キッズエクスプレス21、日本生活協同組合連合会など
区市町村関係団体	特別区教育長会、特別区保健衛生主管部長会など
都庁	青少年・治安対策本部、生活文化スポーツ局、福祉保健局、産業労働局、病院経営本部、教育庁

幼児の健やかな育ちに係る関係者連絡会（青少年・治安対策本部）

本部は、表 2 1 のとおり、幼児期の子どもの健全育成に係る関係機関の連携推進、課題への取組を目的とした幼児の健やかな育ちに係る関係者連絡会を設置している。

幼児の健やかな育ちに係る課題に取り組むため、幼児の生活実態等に関する調査を行っているほか、幼児の健やかな育ちフォーラムの開催、リーフレット作成等の普及啓発を行っている。

（表 2 1）幼児の健やかな育ちに係る関係者連絡会メンバー

区分	メンバー
有識者	大学教授 1 名
学校等	東京都公立小学校長会、東京私立初等学校協会、東京都国公立幼稚園長会、東京都私立幼稚園連合会、社会福祉法人東京都社会福祉協議会保育部会、東京都認証保育所協会
地域	東京都民生児童委員連合会、特別区児童主管課長会
都庁	教育庁、福祉保健局、生活文化スポーツ局、青少年・治安対策本部

（ 2 ）地域に対する育成支援

（着眼点）

都が設置している児童・青少年の活動支援拠点である東京都児童会館とユース・プラザについて

- ・ 施設の運営は効率的、効果的に実施されているか
- ・ 都民への周知、関係施設との連携は適切に行われているか

などの視点から検証した。

（検証結果）

- ・ 児童会館、ユース・プラザとも施設利用者数は多く、実施内容も工夫され、効率的、効果的に実施されていると認められる。
- ・ 児童会館は、地区児童館への支援や情報提供、研修の場の提供など、適切にセンター機能を果たしている。今後、建設中の「子ども家庭総合センター」（仮称）に機能移転されることとなっているが、これまで児童会館が担ってきた役割の確実な継承が必要である。

ア 東京都児童会館（福祉保健局）

東京都児童会館（以下「児童会館」という。）は、児童厚生施設のセンター的役割を果たすものとして、昭和 3 9 年 3 月に開設された都立の大型児童館であり、児童が安全に遊べるように種々の設備を備えた遊びの場である「ひろば」の提供及び児童の健全育成関連の公演・行事のためのホールの貸出、地域児童館活動への援助としての研修会を実施しているほか、都内の公立児童厚生施設相互の連携と活動の充実を図るため、「東京都公立児童厚生施設連絡協議会」を設置している。



平成19年度におけるひろばの活動実績及びホールの利用実績は、表22及び表23のとおりである。

(表22) ひろばの活動実績(平成19年度)

(単位:回、人)

区分	主な内容	回数	参加人数
運動のひろば	インラインスケート、一輪車	20	166
図書のひろば	おはなし会、えほんの時間	525	11,529
造形のひろば	えのぐあそび、七宝焼	11	176
音楽のひろば	ファミリーコンサート、リフレッシュアビリティ	100	4,982
わくわくひろば	顕微鏡観察、ミニプラネタリウム	12	129
ひよこタイム	体操、手遊び、工作	32	1,191
のびのびひろば	みんなであそぼう、おたのしみ会	68	1,941
木工教室	収納ボックス、いす等の工作	36	2,371
合計		804	22,485

(表23) ホールの利用実績(平成19年度)

(単位:回、人)

区分	主な内容	回数	入場者数
主催公演	日曜こども劇場、夏休み演劇フェスティバル	89	39,184
他催公演	音楽・ミュージカル、バレエ・舞踏、公演研修	52	19,628
合計		141	58,812

児童会館は、「子ども家庭総合センター」(仮称)に機能移転されることが決定されている。

今後、子どもの健全な育成を図るため、これまで児童会館が担ってきた、地区児童館への支援や情報提供、児童館活動の研修の場、子どもの創意工夫を引き出す遊びの提供などの役割を確実に継承することが望まれる。

## イ ユース・プラザ(教育庁)

青少年の自立と社会性の発達を支援するため、青少年に様々な体験活動等の機会と場を提供することを主な目的として、PFI手法(注)により、ユース・プラザが整備された。

ユース・プラザは、区部に東京スポーツ文化館、多摩地域に高尾の森わくわくビレッジが設置されている。ユース・プラザでは、施設提供のほか、青少年の自立と社会性の発達の支援のための先導的・広域的な講座や体験活動等を行う社会教育事業、青少年の文化・スポーツを中心とした活動に関する相談対応や来館者の交流及び情報交換の機会と場を提供するユース・スクエアの運営等を行っている。

施設は、民間の能力を活用したPFI手法により運営されており、施設の運営に関する広報活動等について見ると、新聞折込みのチラシや、区への広報、インターネットのホームページによる施設の紹介や旅行業者と契約し、宿泊施設利用者の増加に向けた取り組み、パンフレットによる施設紹介、鉄道広告媒体の利用、ホームページやグループメディアによるPR等を行っているほか、指定代理店が直接大学等に営業に出向き団体予約の受注を得るなど、一定の成果を上げている。

施設利用者数、宿泊者数は、毎年ほぼ計画数値を上回っている。

事業内容は、企画、準備及び実施について、民間事業者のノウハウを活用し、新しいプログラムの講座等が開催されており、PFI手法により実施しているユース・プラザの運営等は、順調であると評価できる。今後とも、都民に低廉かつ良好なサービスを提供するとともに、社会教育事業としての公共性を確保していくことが望まれる。

(注) PFIとは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金やノウハウを活用することにより、公共サービスの提供を行う事業手法をいう。

(ア) 東京スポーツ文化館

東京スポーツ文化館の施設の利用実績等は表24及び表25のとおりである。また、ユース・スクエア事業では、スポーツ及びボランティア等に関する情報提供及び相談対応、定期情報誌「ぶんぶん」の発行(4回)、利用者団体によるワークショップ等の場の提供(12回)、ニュースポーツやペーパークラフト等の活動支援プログラムの提供(14種類)等の事業を行っている。

(表24) 施設利用実績 (単位:人)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
施設利用者	588,772	604,542	591,448
宿泊者数	36,733	41,178	45,621
合計	625,505	645,720	637,069

(表25) 社会教育事業参加者数(平成19年度) (単位:人)

事業名	参加者数
チャレンジ・アシスト・プログラム	97
親子体験IN夢の島	294
映画はスポーツだ!中学生の映画塾	347
大江戸探検倶楽部	130
多国籍プチフェスタ	593
若者スキルアップ講座	132
みんなで楽しむスポーツ祭	195
合計	1,788

(イ) 高尾の森わくわくビレッジ

高尾の森わくわくビレッジの利用実績は表26及び表27のとおりである。また、ユース・スクエア事業では、相談業務、活動情報の提供、利用者団体による展示会(7回)、音楽団体等によるコンサート(7回)、利用者団体同士の交流のサポート等を行っている。

(表26) 施設利用実績

(単位:人)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
施設利用者	193,183	233,682	247,549
宿泊者数	27,311	30,418	33,308
合 計	220,494	264,100	280,857

(表27) 社会教育事業参加者数(平成19年度)

(単位:人)

事業名	参加者数
わくわくアートコンテスト	574
わくわくの森キャンプ	31
イングリッシュ キャンプ	30
リーダースキルアップ講座(5回実施)	126
小学生のためのハローワーク	40
子育て支援プログラム1「おやじと子のキャンプ」	33
子育て支援プログラム2「ひとり親家庭のための1泊2日 「わくわくオータムスクール」	33
合 計	867

## (3) 学校における育成支援

## ア スクールカウンセラー等、学校内における教育相談(教育庁)

## (着眼点)

スクールカウンセラー等学校内の相談事業について

- ・ 事業が適切に実施され、不登校の減少など具体的な効果を上げているか
- ・ 他の関係機関との連携は適切に行われているか

などの視点から検証した。

## (検証結果)

- ・ 不登校などは明確に減少傾向にあるとはいえないが、スクールカウンセラーによる相談のほか、アドバイザースタッフの派遣などの支援を行っていること、教職員の相談技量を向上させる研修を行うなど、努力していることが認められた。
- ・ スクールカウンセラーの相談においては、校長・担任との連携はもとより、児童相談所や教育相談センター、医療機関との連携を行っている。なお、大学生アドバイザースタッフの増加に向け、大学等への周知をより一層行うことが望まれる。

## (ア) スクールカウンセラー

いじめや不登校等の未然防止や解消を図ることを目的として、臨床心理士、精神科医等、専門的知識と経験を有する者をスクールカウンセラーとして、週1回8時間、公立中学校については全校、都立高等学校については必要に応じ60校を選定し配置している。

配置校では、児童・生徒、その保護者の相談のほか、教職員からの相談や、校内の教育相談体制の構築のための研修講師や助言を行っていることが認められた。

また、本人や保護者の了承のもと、必要に応じて都教育相談センター、児童相談所、専

門の医療機関等の他機関を紹介するなどの連携を行っている。

配置実績及び相談実績は表 2 8 のとおりである。

(表 2 8) スクールカウンセラーの配置及び相談実績 (単位: 校、件)

年 度	校 種	配置校数	相談件数	一校当たり 相談件数	一勤務日・ 一校当たり 相談件数
平成 1 7 年度	中 学 校	6 4 3	2 6 1, 0 9 1	4 0 6 . 1	1 1 . 6
	高等学校	5 1	1 9, 1 5 6	3 7 5 . 6	1 0 . 7
平成 1 8 年度	中 学 校	6 4 1	2 5 8, 1 2 1	4 0 2 . 7	1 1 . 5
	高等学校	6 0	1 9, 2 8 3	3 2 1 . 4	9 . 2
平成 1 9 年度	中 学 校	6 3 9	2 5 1, 9 2 5	3 9 4 . 2	1 1 . 3
	高等学校	6 0	2 1, 0 9 9	3 5 1 . 7	1 0 . 0

(注) 高等学校に対するスクールカウンセラーの配置は、総合高校等の新しいタイプの高校、チャレンジスクール、エンカレッジスクール、中途退学者の多い高校等のうちから選定している。

(イ) アドバイザリースタッフ派遣事業

アドバイザリースタッフとは、いじめ、不登校、集団不適應である児童・生徒の問題解決のため、家庭、学校(スクールカウンセラー未配置校を対象とする。)及び教育相談機関その他教育関係機関からの要請に基づき派遣される、教育相談等に従事する臨床心理士、精神科医等の専門家アドバイザリースタッフ及び教育相談、臨床心理等を専攻する学生アドバイザリースタッフをいう。

平成 2 0 年度における登録者数は、専門家アドバイザリースタッフが 7 6 名、学生アドバイザリースタッフは 7 1 名で、平成 1 9 年度における派遣実績は表 2 9 のとおりである。

学生アドバイザリースタッフについては、より多くの登録者を必要とすることから、庁は、大学等への周知をより一層徹底することにより、広くアドバイザリースタッフの募集を行うことが望まれる。

(表 2 9) アドバイザリースタッフ派遣実績(平成 1 9 年度) (単位: 回)

区分	小学校	中学校	高等 学校	特別支 援学校	教育委 員会等	教育相 談センター	家庭	合計
専門家	9	1 0	2 6 4	2 5	6	-	-	3 1 4
学 生	3 3 4	1 7	0	2 9	-	8 6	1 3 7	6 0 3

(ウ) 学校教育相談研修

東京都教職員研修センターでは、公立学校教職員を対象に、教職員が教育相談を行うために必要な知識・技能を向上させ、学校における教育相談体制の中核となる人材を育成するためにキャリアアップ研修を実施している。

平成 1 9 年度は、2, 7 0 9 人の受講者があった。

## イ 中途退学者対策

### (着眼点)

中途退学をさせないための取組や、中途退学者への支援を行う取組について

- ・ 新しいタイプの高校の創設が効果を上げているか
- ・ 中途退学者への支援において、関係各局、各機関の連携が適切に行われているかなどの視点から検証した。

### (検証結果)

- ・ 都立高校改革推進計画により、主に中途退学を減らす目的で計画されたエンカレッジスクールやチャレンジスクールといった新しいタイプの高校は、計画に沿って順次開校し、きめ細やかな学習指導により、中途退学者防止に一定の成果を上げている。これらの学校への入学応募倍率は高い。
- ・ 中途退学者の進路支援を行う事業については、教育庁、青少年・治安対策本部において取り組みを開始しているが、まだ、利用者数が少ないなどの課題があり、より一層の周知と関係機関の連携が求められる。

### (ア) 新しいタイプの高校づくり等(教育庁)

都立高校における中途退学者は、表30のとおり、減少傾向にあるものの、毎年5,000人前後という状況にある。

その背景として、生徒の関心や進路の多様化があることから、都立高校改革推進計画で新たなタイプの高校を創設するなど、中途退学の防止に向けた取り組みを行っている。

(表30) 都立高等学校における中途退学者数の状況

(単位：人、%)

項目	平成18年度			平成19年度		
	生徒数	中途退学者数	退学率	生徒数	中途退学者数	退学率
全日制	119,606	2,888	2.4	116,786	2,586	2.2
定時制	13,257	2,168	16.4	13,703	2,108	15.4
合計	132,863	5,056	-	130,489	4,694	-

### エンカレッジスクール

庁は、小学校、中学校において力を発揮しきれずにいた生徒が、社会生活を送るうえで必要な基礎的・基本的学力を身につけることを目的に、エンカレッジスクールを平成15年4月より順次設定しており、平成20年3月現在、4校が指定されている。

エンカレッジスクールは、入学選考に当たっては、学力検査は行わず、調査書、面接、小論文及び実技検査による選考を行っている。また、学習内容は、基礎学習を中心に体験学習や選択授業を大幅に取り入れ、「30分授業」、「2人担任制」及び「体験活動」等を行い、中途退学の防止に努めるとともに、生徒自らが、その進路を明確にできる学校を目指している。

エンカレッジスクールは、表3-1に見られるとおり、中途退学防止に効果があると考えられ、応募倍率は表3-2のとおり高く、生徒のニーズが高い状況となっている。

(表3-1) エンカレッジスクールの退学者数の推移

(単位：人、%)

校名	区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
足立東	退学者数	66	46	50	38	34	32
	退学率	13.0	9.0	9.2	7.5	6.4	6.0
秋留台	退学者数	70	36	41	56	59	51
	退学率	10.4	5.3	6.0	8.2	8.8	7.6
練馬工業	退学者数	35	34	69	68	61	29
	退学率	7.4	7.7	15.7	16.8	15.0	7.0
蒲田	退学者数	31	11	27	55	97	39
	退学率	4.5	1.6	3.9	8.1	15.2	7.0

(注) 網掛は、エンカレッジスクール指定後の退学者数である。

(表3-2) エンカレッジスクールの応募倍率の推移

(単位：倍)

校名	区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
足立東	推薦	2.48	2.49	3.04
	一般前期	2.96	2.51	2.10
	一般後期	1.44	1.68	1.77
秋留台	推薦	2.75	2.33	3.00
	一般前期	3.22	1.89	2.49
	一般後期	2.83	2.89	2.78
練馬工業	推薦	1.88	2.08	1.47
	一般前期	1.96	1.56	2.00
	一般後期	1.50	1.88	1.90
蒲田	推薦	-	2.12	2.05
	一般前期	-	1.66	1.88
	一般後期	-	1.84	1.31

### チャレンジスクール

チャレンジスクールは、小・中学校時代に不登校経験を持つ生徒や中途退学者を主な対象に受け入れる、単位制・総合学科の昼夜間定時制独立校であり、平成12年4月より順次開校し、平成20年3月現在、5校が設置されている。入学に当たっては、志願申告書、面接及び作文による選考を行っている。授業内容等は、昼夜間開講の三部制とし、少人数のきめ細かい指導を通じて、基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、ボランティア活動等の体験学習を重視した教育を行っている。

チャレンジスクールは、表3-3のとおり、中途退学防止に一定の効果があると考えられ、応募倍率は表3-4のとおり、各校とも募集人数を大きく上回る状況となっている。

(表33) チャレンジスクールの退学者数の推移

(単位：人、%)

校名	区分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
桐ヶ丘	退学者数	40	41	47	58	56
	退学率	7.3	6.9	7.9	9.7	9.7
世田谷泉	退学者数	44	53	62	77	52
	退学率	8.7	8.9	9.6	11.9	7.9
大江戸	退学者数	-	21	18	33	40
	退学率	-	14.4	6.3	7.7	8.3
六本木	退学者数	-	-	5	22	41
	退学率	-	-	3.4	7.4	9.5
稔ヶ丘	退学者数	-	-	-	-	12
	退学率	-	-	-	-	5.9

(表34) チャレンジスクールの応募倍率の推移

(単位：倍)

校名	区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
桐ヶ丘	前期	2.27	2.16	2.13
	後期	4.48	4.45	3.24
	合計	2.56	2.46	2.31
世田谷泉	前期	2.51	1.81	2.39
	後期	4.67	2.77	3.97
	合計	2.86	1.97	2.65
大江戸	前期	2.78	2.29	2.59
	後期	4.63	4.04	4.28
	合計	3.10	2.59	2.86
六本木	前期	3.05	2.36	2.60
	後期	5.56	4.32	4.54
	合計	3.46	2.68	2.92
稔ヶ丘	前期	-	1.92	1.56
	後期	-	2.86	2.40
	合計	-	2.09	1.69
八王子拓真	前期	-	2.70	2.02
	後期	-	-	-
	合計	-	2.70	2.02
合計	前期	2.64	2.14	2.20
	後期	4.83	3.56	3.61
	合計	2.99	2.35	2.41

(注) 八王子拓真は定時制課程単位制高校だが、年次の一部にチャレンジ枠を有する。

生徒の多様な希望に応え続けていくため、新しいタイプの高校における各校種ごとの志願者数の推移を見極めつつ、今後も、社会状況や都民の都立高校に対するニーズ等を踏まえながら、高校改革のさらなる推進に努めることが望まれる。

## (イ) リスタートプレイス等

### 青少年リスタートプレイスの運営（教育庁）

庁は、平成17年度より教育相談センターにおいて、青少年リスタートプレイスを運営し、高校を中途退学した生徒及び保護者を対象とした進路変更などに伴う情報提供や相談を行うことにより学校復帰や就労を支援している。

相談は電話及び来所により受け付けており、実績は表35のとおりである。

相談では、都立高校のチャレンジスクール、エンカレッジスクール、昼夜間定時制高校の再入学、高校卒業程度認定試験、サポート校などの情報提供を行うほか、就職を希望する場合には、東京しごとセンター等他機関を紹介している。

(表35) 相談回数実績

(単位：回)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
電話相談	333	498	478
来所相談	45	54	87
合計	378	552	565

継続的な支援の希望者には、登録者として受け付け、進路相談会や「つどい」の案内や、都立高校入試の情報提供を行っている。

また、中途退学者とその保護者が集まり、アドバイザーを交えて、同じような疑問や悩みのある人同士で情報交換を行う「つどい」を設けている。平成19年度には12回開催し、延べ184名の参加者があった。

リスタートプレイスは、平成17年度に設置されてから、徐々に利用者数（電話相談数と来所者数の合計）も増加している。また、相談センター等でも、パンフレット、ポスターその他による周知を図っている。しかし、年間の退学者数と比べて、利用者がまだ少ないことから、より一層の周知が望まれる。

### 通信制サポート校の活動支援（青少年・治安対策本部）

通信制サポート校とは、通信制高校に通う生徒に対し、自宅学習での単位取得や生活面の支援を行う民間施設である。

通学している主な生徒は、中学校時代に不登校だった生徒、勉強が苦手であった生徒、全日制高校に入学したものの、何らかの事情から中途退学した生徒等である。

生徒は通信制高校入学と同時に通信制サポート校にも入学し、必要な指導、支援を受けながら通信制高校卒業を目指す。

本部は、都内の通信制サポート校29校で構成された「通信制サポート校・東京ネットワーク」の活動を支援するため、定期的な情報交換、通信制サポート校のアピールのための通信制サポート校・東京ネットワークフェスタを実施している。



## ウ 消費者教育等、学校におけるその他の自立支援事業

### (着眼点)

児童・生徒が社会生活を送る上で必要な知識・経験を身につけさせる事業について

- ・ 学校における消費者教育は効果的に行われているか
- ・ 消費者教育について、関係各局の連携は適切に行われているか
- ・ 「中学生の職場体験」事業は効果的に行われているか、また、関係各局の連携により体験職場の開拓などは順調になされているか

などの視点から検証した。

### (検証結果)

- ・ 学校における消費者教育については、小・中・高等学校それぞれにおいて、学習指導要領に基づき、社会科や家庭科の授業において行われている。
- ・ 教育庁と生活文化スポーツ局が連携して、教職員研修や教材作成などにおいて、消費生活総合センターが専門機関として協力している。
- ・ 中学生の職場体験は、平成20年度において、全ての都内公立中学校での実施が予定されている。体験職場の開拓については、青少年・治安対策本部が業界等の協力を要請するなど、局を越えた取り組みが行われている。

## (ア) 消費者教育の推進

### 学校における消費者教育（教育庁、生活文化スポーツ局）

児童・生徒が、自ら主体的に判断することができる「自立した消費者」としての基礎的な資質の育成を目的として、学校において消費者教育を行っている。小学校、中学校では社会科、家庭科の学習指導要領に、また、高等学校では公民、家庭科の学習指導要領にそれぞれ盛り込まれており、これに沿って実施されている。

なお、文部科学省は、小学校については平成23年度から、中学校については平成24年度から、新学習指導要領で、消費者教育を強化する予定であるが、適切な消費者教育の必要性から、教育庁と生活文化スポーツ局は、小中学生向け教材の開発を行い、平成21年度からモデル事業を実施し、小遣いの使い方やクレジットカードやインターネットを利用した悪徳商法の被害に遭わないための教育を行う。

### 学校の消費者教育への支援（生活文化スポーツ局）

学校における消費者教育支援のため、東京都消費生活総合センター（以下「センター」という。）では、夏休み期間を利用した教員向け講座（センター、多摩消費生活センターで延べ32回）及び教員に向けた情報提供、児童・生徒向けの教材（消費生活読本）の作成を行っている。

(イ) 中学生の職場体験(青少年・治安対策本部、教育庁)

都内全公立中学校生徒を対象として、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成することを目的として、5日間程度職場体験を実施している。

中学生の職場体験に関する事務は、本部と教育庁が共管し、本部は受入先事業所の開拓、教育庁は学校への指導を担当している。

平成19年度は、561校(対全都内中学校 88.3%)の中学校、6万8,842人が参加し、平成20年度は、全校での実施が目指されている。受入先事務所として、平成20年度は、39の産業団体と、1,083の事業所が賛同し、都庁関連でも総務局をはじめとして16の局で受入れている。

(4) 雇用・就業に関する支援

(着眼点)

様々な理由で就労が困難な若者に対し、雇用・就業の機会を提供する事業について

- ・ 求職者への周知は適切に実施されているか
- ・ 就業に確実に結びつく取り組みとなっているか

などの視点から検証した。

(検証結果)

- ・ 就労意識が希薄であったり、就労スキルが十分ではない若者に対する就労支援事業は、最近開始されたものが多く、今後さらに周知に努める必要がある。
- ・ 東京しごとセンターで実施している若年者雇用就業支援各種事業は、就業に結びつく工夫を行っている。また、都立職業能力開発センターで実施されている若年者就業支援科では、修了者の就職率はほぼ100%と高く、入校率、修了率の向上が望まれる。

ア 若年者雇用就業支援(産業労働局)(東京しごとセンター)

東京しごとセンター(以下「しごとセンター」という。)では、若者の職業意識の形成を図り、個々の状況に応じてきめ細かな支援を行うために、若年者雇用就業支援として、ワークスタート支援プログラムや様々な職業体験、能力開発講座の開催等を実施している。また、平成19年度から年長フリーター等就職活動応援事業を開始している。

しごとセンターにおける若年者の利用実績は、表36のとおりである。

(表36) 若年者のしごとセンター利用実績

(単位:人)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利用者数	27,527	36,197	36,880
就職者数	2,015	2,065	3,033

(注) 就職者数は、正社員のほかアルバイト等非正規雇用も含まれる。

(ア) 個別カウンセリング

若年者の就業に関する専門的な知識・経験を有する就職支援アドバイザーを配置し、個々の個性や希望、状況等を踏まえたきめ細やかな相談やカウンセリングを、平成19年度には延べ12,861回実施した。

(イ) ワークスタート支援プログラム

就業による社会的自立が必要であるにもかかわらず、就職活動に踏み出せないでいる若者を対象に、専門的なノウハウを有する機関を活用した支援メニューを実施している。支援プログラムによる就職者数は、平成18年度修了生のうち10人、平成19年度修了生のうち9人である。

(ウ) 資格取得支援講座

就職に当たって必要な基本知識・技能を修得し、就業に結びつけるために、資格取得支援講座を実施した。平成19年度はパソコンの資格取得支援講座を36回実施し、103人が受講した。

(エ) 様々な職業体験の実施

職業選択の過程の一つとして、若年者に対し、様々な職業体験(インターンシップ)の場の提供を行った。平成19年度の実績は表37のとおりである。

(表37) 職業体験の実施状況(平成19年度)

(単位:人)

項目	主な内容	参加人数
一般企業	都内企業において5日程度のインターンシップ体験	95
農業塾	農業に関心のある若者等を対象とした農業体験	10
職人塾	優れた技能を有する職人の下で概ね1ヶ月行うものづくり体験	20
しごと発見塾	しごとをする現場でのレポート等を通じた職業理解	82
ものづくり体験塾	ものづくり体験や企業見学の場の提供	72
合計		279

イ 求職者を対象とした公共職業訓練(産業労働局)

都立職業能力開発センターでは、若年者就業支援科として、25歳未満の中卒者や高等学校中退者などの就業困難者を対象に、社会人としての基礎能力の取得を重視した職業訓練を、表38のとおり実施している。

平成19年度に実施した「塗装コース」ほか2コースの入校状況については、いずれのコースにおいても定員割れとなっており、特に城南職業能力開発センターで実施した「福祉サービスコース」では、定員30人に対して入校者数17人、修了者数9人で、修了率は約53%となっている。しかしながら、修了者の就職率は100%となっているなど、訓練を修了した場合には成果が見られることから、今後も引続き、入校者の確保に努めるとともに、より多くの修了者を就業に結びつけるなどの事業目的を達成するための取り組みが望まれる。

(表38)若年者就業支援科の実施状況

(単位：人、%)

年度	実施校	コース名	定員	応募		入校		修了		就職	
				人員	率	人員	率	人員	率	人員	率
18	足立校	塗装コース	30	29	96.7	24	82.8	15	62.5	15	100
	合計		30	29	96.7	24	82.8	15	62.5	15	100
19	足立校	塗装コース	30	26	86.7	22	84.6	18	81.8	18	100
	城南	福祉サービスコース	30	18	60.0	17	94.4	9	52.9	9	100
	多摩	自動車整備コース	30	33	110.0	25	75.8	16	64.0	16	100
	合計		90	77	85.6	64	83.1	43	67.2	43	100

(注)実施校である城南は城南職業能力開発センター、多摩は多摩職業能力開発センター、足立校は、城東職業能力開発センター足立校の略称である。

### 3 非行防止等に関する施策の各事業実績等

#### (1) 青少年の非行・犯罪被害防止

##### (着眼点)

警視庁が主体となって実施している事業について、

- ・ 広報啓発など各種非行防止活動は効果を上げているか
- ・ 学校関係者等との連携は適切に行われているか
- ・ 環境浄化活動などの実施において、地域との連携は適切に行われているか

などの視点から検証した。

##### (検証結果)

- ・ 非行少年の検挙・補導人員は、減少傾向にあることから、各種非行防止活動等施策の効果は現れていると推測できる。
- ・ 学校関係者等との連携については、警察官OBのスクールサポーターとしての活用、学校警察連絡協議会の設置、警察・学校・児童相談所などによるサポートチームの運営など、個別児童に対応した取り組みが行われている。
- ・ 地域との連携については、約6,000人の少年警察ボランティアを委嘱し、重点地区を設け、各種環境浄化活動の実施回数の増加を図るなど、積極的な取り組みが行われている。

警視庁が作成した「少年育成活動の概況」(平成19年中)によると、非行少年として検挙・補導した少年及び不良行為少年の補導人員は、表39及び表40のとおり、近年、減少傾向にあるが、これは少子化に伴う少年人口の減少によるところが大きいとしている。

しかし、少年非行等の主な特徴として、刑法犯における犯罪少年の人口比(少年人口1,000人あたりに占める検挙人員)が、平成19年は15.7人で、成人人口比(成人人口1,000人あたりに占める検挙人員)4.3人の約4倍と高い数値を示している。路上強盗やひったくり等の街頭犯罪における総検挙・補導人員に占める少年の割合が約38%と高水準で推移している。携帯電話の普及に伴い、子どもでも手軽にインターネットへの接続が可能となったことで、出会い系サイト等を利用し、少年が性的被害に巻き込まれる事案も跡を絶たない現状にある。

こうした状況の中、警視庁では、各種の非行防止に取り組んでいる。

(表39) 非行少年として検挙・補導した少年数の推移

(単位：人)

区分 年次	非 行 少 年							
	合 計	刑 法 犯 少 年			特 別 法 犯 少 年			ぐ 犯 少 年
		計	犯 罪	触 法	計	犯 罪	触 法	
平成15年 (対前年比)	15,998 (943)	14,738 (788)	13,700 (662)	1,038 (126)	842 (124)	816 (135)	26 (11)	418 (31)
平成16年 (対前年比)	15,409 (589)	14,155 (583)	13,284 (416)	871 (167)	880 (38)	855 (39)	25 (1)	374 (44)
平成17年 (対前年比)	14,623 (786)	13,425 (730)	12,410 (874)	1,015 (144)	819 (61)	759 (96)	60 (35)	379 (5)
平成18年 (対前年比)	12,915 (1,708)	11,810 (1,615)	10,933 (1,477)	877 (138)	714 (105)	673 (86)	41 (19)	391 (12)
平成19年 (対前年比)	11,575 (1,340)	10,531 (1,279)	9,423 (1,510)	1,108 (231)	653 (61)	595 (78)	58 (17)	391 (0)

(注) 犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。

触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。

ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服さない性癖があるなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、若しくは刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

(表40) 不良行為少年補導人員の推移

(単位：人)

年次 男女別	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
男子	56,540	54,798	55,952	50,174	47,153
女子	18,068	19,017	20,002	18,526	18,791
合計	74,608	73,815	75,954	68,700	65,944

(注) 不良行為少年：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をした少年をいう。

## ア 少年の規範意識の醸成活動（警視庁）

## (ア) 非行防止教室

少年に非行防止及び犯罪被害防止のため意識付けを行うため、非行防止教室を開催しており、小・中・高等学校における非行防止教室の実施状況は、表41のとおりである。

近年の少年非行は、少年の規範意識の低下が大きな要因の一つとなっていることから、規範意識の向上は重要であり、今後も非行防止教室の効果的な実施が望まれる。

(表41) 学校における非行防止教室の実施状況

(単位：回)

区 分	平成17年	平成18年	平成19年
小学校	1,404(20)	1,514(23)	1,342(23)
中学校	512(32)	583(45)	504(40)
高等学校	139(38)	298(45)	158(46)
合計	2,055(90)	2,395(113)	2,004(109)

(注) ( ) 内数字は、私立学校における非行防止教室の実施延べ回数の内数である。

(イ) 社会参加活動

少年の規範意識の向上又は社会の一員としての意識の涵養に資するための体験活動として、表42のとおり、環境美化活動、生産体験活動、ボランティア活動、スポーツ・レク活動などを、少年の社会参加活動民間推進員等の少年警察ボランティア等と共同して行うとともに、これらの活動に非行性の高い少年を参加させることにより、立直り支援のための取り組みを推進している。

社会奉仕体験活動は、非行性の高い少年にとって有益であることから、今後も更に民間ボランティアと連携・協力しながら推進することが望まれる。

(表42) 社会参加活動の実施状況 (単位：回)

区 分		平成17年	平成18年	平成19年
合 計		3,286	3,468	2,975
内 訳	環境美化活動	856	921	738
	生産体験活動	254	308	234
	ボランティア活動	145	154	121
	スポーツ・レク活動	2,031	2,085	1,882

出典：警視庁「少年育成活動の概況」より

イ 教育機関等との連携（教育庁、警視庁）

(ア) スクールサポーター

警察官OBを警察署等に配置して、学校からの要請に応じて学校に派遣し、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う制度である。平成19年におけるスクールサポーターの学校訪問状況は表43のとおりである。

(表43) スクールサポーターによる学校訪問状況（平成19年） (単位：回)

項 目	小学校	中学校	高等学校	その他	合 計
学 校 訪 問	22,116	10,033	3,811	3,602	39,562
うち公立学校	21,545	8,583	1,802	2,700	34,630
うち私立学校	571	1,450	2,009	902	4,932

(注) その他は、保育園、幼稚園等である。

(イ) 学校警察連絡協議会及び警察・学校相互連絡制度

児童・生徒の非行問題等に迅速、的確に対処し、健全育成の推進を図るため、学校警察連絡協議会を設置し、情報交換及び連絡調整等を行っている。

また、警視庁と各教育委員会、警視庁と私立学校との間で締結した協定に基づき、非行等問題行動に関し、必要な情報の連絡を行う、いわゆる「警察と学校との相互連絡制度」が運用されている。

### (ウ) サポートチーム

今日の児童生徒の問題行動には、複雑な背景があり、その解決にあたっては、関係者が連携し行動することが効果的である。そこで、非行等の問題行動を起こす児童生徒を対象として、学校、教育委員会、警察署、児童相談所等の関係機関の実務担当者が情報交換、処遇の検討、援助活動等を行うサポートチームが運営されている。

### ウ 地域との連携（警視庁）

少年の非行防止及び保護を行い、少年の健全な育成を図るための地域のリーダーとしての役割を担うボランティアを「少年警察ボランティア」として委嘱している。

「少年警察ボランティア」は、主に表44の活動を行っているほか、街頭パトロール活動、少年のたまり場等の地域実態把握活動、情報発信活動への協力等を行っており、平成20年4月現在の委嘱者数は、約6,000人である。

(表44) 警視庁少年警察ボランティア

名 称	主な活動内容
少年指導委員（注）	少年の盛り場でのはいかい、風俗営業店等への出入りを防止するための補導活動、少年相談、風俗営業等関係者に対する協力要請等
警視庁委嘱少年補導員	盛り場などにおける街頭補導等
協助委員	非行集団に所属する少年の集団からの離脱及び非行集団等の解体補導活動に関する協力等
母の会委員	子どもの健全育成又は非行問題で悩んでいる母親等に対する助言、指導等
ひと声運動推進員	機会あるごとに少年に声を掛け、励ますなどして少年の健全育成と非行防止を図るためのひと声運動の推進
少年を守る環境浄化推進委員	少年を取り巻く社会環境を浄化するための地域の有害環境の実態把握、有害広告物の撤去、図書類販売業者等に対する申入れ等
少年の社会参加活動民間推進員	少年を有意義な活動に参加させ、非行防止を図るための地域での社会参加活動の呼び掛け、社会参加活動における指導等
被害少年サポーター	犯罪等により被害を受けた少年の精神的打撃の軽減を図るための活動（少年相談専門職員の指導・助言の下で活動）
被害少年カウンセリングアドバイザー	少年相談専門職員が行うカウンセリング等の継続的な支援活動に関する専門的立場からの指導・助言等

(注) 少年指導委員は東京都公安委員会が委嘱している。

### エ 少年を取り巻く有害環境の浄化活動の推進（警視庁）

少年の心身に有害な影響を与える環境を浄化するため、表45のとおり、有害広告物・不健全図書类等対策、非行集団等のたまり場対策の推進などの環境浄化活動を、関係機関・団体、少年を守る環境浄化推進委員等と共同して行っている。

また、特に、少年を取り巻く環境を浄化する必要のある地区を「少年を守る環境浄化重点地区」として指定するほか、各署においても重点地区を設けて環境浄化に取り組んでいる。



(表45) 環境浄化活動の実施状況

(単位：回)

区 分	年 度	平成17年	平成18年	平成19年
		実施回数	実施回数	実施回数
環境浄化会議等の啓発活動		280	327	360
情報発信活動		754	704	1,214
有害広告物撤去活動		382	407	394
不健全図書類(区分陳列)		484	751	1,334
不健全図書類(自動販売機撤去)		185	168	92
たまり場補導活動等		2,056	2,471	2,325
合 計		4,141	4,828	5,719

## (2) 児童・生徒の問題行動対応の充実

## (着眼点)

学校におけるいじめ、暴力、不登校などの問題行動の解決に向け、教育庁が主体となって実施している事業について、

- ・ 各事業は適切に行われ、問題行動全般について効果を上げているか
- ・ 各事業で、関係機関との連携は適切に行われているか

などの視点から検証した。

## (検証結果)

- ・ いじめ、暴力、不登校のいずれも、明確に減少傾向にあるとは言えず、むしろ増加しているものもあり、さらに取り組みを強化する必要がある。
- ・ いじめ問題への対策として開催している「いじめ防止フォーラム」は、公立学校のみを対象としているが、関係局と連携し、私立学校にも広げることにより、さらなる効果が期待される。

教育庁が実施した「児童・生徒の問題行動等の実態について」の調査結果によれば、表46から表48までのとおり、平成19年度は、平成18年度と比較して、暴力行為の発生件数は増加、いじめの認知件数は減少、不登校児童・生徒数は増加し、指導の結果登校できるようになった児童・生徒の割合(学校復帰率)は小学校で減少、中学校で増加などの傾向が見られる。

(表46) 暴力行為の状況

(単位：校、件)

項 目	区 分	平成18年度		平成19年度	
		発 生 学校数	発 生 件 数	発 生 学校数	発 生 件 数
小 学 校	学校内	67	137	75	219
	学校外	6	6	16	22
中 学 校	学校内	227	1,024	234	1,287
	学校外	93	156	115	178
高等学校	学校内	19	22	30	52
	学校外	18	19	9	12

(表47) いじめの状況

(単位：校、件)

項 目	平成18年度		平成19年度	
	認知 学校数	認知 件 数	認知 学校数	認知 件 数
小 学 校	758	3,841	595	1,970
中 学 校	505	2,759	464	2,052
高 等 学 校	83	163	59	104
特別支援学校	8	21	8	19

(表48) 不登校の状況

(単位：校、人、%)

項 目	平成18年度			平成19年度		
	不登校 在席学校数	不登校 児童・生徒数	学 校 復帰率	不登校 在席学校数	不登校 児童・生徒数	学 校 復帰率
小 学 校	864	1,871	31.0	796	1,880	29.2
中 学 校	619	7,049	24.2	620	7,192	24.5

(注) 学校復帰率は、不登校児童・生徒数のうち、指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒数の割合を表す。

#### ア セーフティ教室(教育庁)

セーフティ教室は、都内公立学校において警察署等の協力を得て、平成16年度から実施しているものであり、第一部として、児童・生徒の非行防止・犯罪被害防止学習、第二部として、教職員や保護者、健全育成関係者等による意見交換会の二部構成となっている。

実施状況は表49のとおりであり、平成19年度において、ほぼ全校で実施されている。

(表49) セーフティ教室の実施状況(教育庁)

(単位：校、%)

区 分	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	実施校	実施率	実施校	実施率	実施校	実施率
小 学 校	1,259	94.8	1,329	100	1,323	100
中 学 校	578	90.2	641	100	639	100
高 等 学 校	-	-	206	99.5	205	99.5
特別支援学校	-	-	60	100	59	100
合 計	1,837	-	2,236	-	2,226	-

#### イ 児童・生徒のいじめ問題への対応(教育庁)

いじめ問題への対応として、年3回、都内全公立学校を対象に「ふれあい(いじめ防止強化)月間」を実施し、いじめの実態把握といじめ解消に向けた学校における取り組みを行っているほか、24時間体制での電話相談「いじめ相談ホットライン」の実施、ポスター・リーフレット等の配布、「いじめ防止フォーラム(生徒会長サミット)」の開催、学校等への専門家の派遣等を行っている。

このうち、「いじめ防止フォーラム」は、中学校の生徒会会長等が集い、自分たちの学校での活動をふまえ「いじめ防止のために何ができるか」を考えるものであり、生徒自身によるいじめ防止の取り組みに資する内容となっている。

現在は、都内公立学校のみを対象に開催しているが、私立学校にもその効果を広めるため

参加を呼びかけることが望まれる。

#### ウ 不登校への対応（教育庁）

不登校対策として、スクールカウンセラーの活用を図っているほか、区市町村教育委員会の学校不適応対策担当者を対象として、「学校不適応対応連絡協議会」を開催し、不登校児童・生徒への指導や適応指導教室の運営・指導に関する情報交換等を行っている。

小学生、中学生とも不登校の児童・生徒が増加する傾向にあることから、施策を効果的に執行することにより、減少に向かうことが望まれる。

### （３）性に関する産業への対応等

#### ア 不健全図書類等の指定、立入調査等（青少年・治安対策本部）

##### （着眼点）

「東京都青少年の健全な育成に関する条例」における、特に性に関する産業への対応について

- ・ 不健全図書類等の指定は適切に行われているか
- ・ 立入調査は適切に行われているか

などの視点から検証した。

##### （検証結果）

- ・ 不健全図書類等の指定については、平成20年6月の秋葉原無差別殺傷事件の発生などを受けて、9月にダガーナイフを不健全刃物と指定し、未成年への販売等を禁止するなど、速やかな対応が行われている。
- ・ 立入調査については、違反の可能性が高い場所に効率的に立ち入りできるよう、東京都青少年健全育成協力員による調査・報告を参考にしているが、調査方法を改善することにより、さらに効率的に実施できると思われるので、検討が望まれる。

本部では、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類、映画等、刃物、がん具類を不健全図書類等として指定（平成18年度：29件、平成19年度：40件）しているほか、青少年を深夜（午後11時から翌日午前4時まで）に深夜興行場等に立ちらせないため、また、不健全な図書類が青少年に販売、貸付け、閲覧等されないために、表50のとおり、深夜興行場等や不健全図書類の販売店舗等への立入調査及び自主規制等の実態調査を行っている。

（表50）立入調査等件数

（単位：件）

年度	区分	書店等	映像ソフト等 専門店	カラオケ ボックス等	古物商
平成18年度		361	65	130	64
平成19年度		319	87	143	67

また、東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年東京都条例第181号、以下「青少年健全育成条例」という。）第9条の4の規定に基づき、区市町村等から推薦のあった年齢満20歳以上の者を「東京都青少年健全育成協力員」（以下「協力員」という。）として、知事が委嘱（平成20年3月現在：901名）をしている。

本部は、青少年健全育成条例第9条（指定図書類）及び第9条の2（表示図書類）に規定されている図書類について、区分陳列、包装等、青少年健全育成条例の規定が書店、コンビニエンスストア等において遵守されているかを、協力員に調査・報告させている。

また、青少年健全育成条例第7条（図書類等の販売等及び興行の自主規制）の趣旨により、指定図書類及び表示図書類のほか、シール止め雑誌（掲載内容が見られることのないよう、自主規制として出版社等が表紙をシールで封緘したもの）を含む成人向け図書類（以下「類似図書類」という。）についても、区分陳列等の自主規制が守られているかを調査・報告させている。これらの調査・報告に基づき、適切でないと考えられた店舗については、立入調査を随時実施している。

ところで、類似図書類については、シール止め雑誌とそれ以外の成人向け・大人向けと思われるものも図書名を記載することなく、不適切と判断された店舗名のみを報告させている。成人向け・大人向けとする判断が協力員によって異なる可能性があることから、職員による立入調査をより効率的に行っていくための調査方法等について検討することが望まれる。

#### イ インターネットへの対応（青少年・治安対策本部、教育庁）

##### （着眼点）

インターネットから流れる有害情報への対応は今日的課題であり、特に青少年に与える影響について

- ・ 重大性を認識し、適切に対応しているか
- ・ 関係機関の連携は、適切に行われているか

などの視点から検証した。

##### （検証結果）

- ・ 青少年健全育成条例の改正により、事業者へのフィルタリングサービス告知の義務付け（努力義務）を行うとともに、青少年・治安対策本部及び教育庁が、それぞれの立場で、実態調査などを行うなど、時宜を得た対応が行われている。
- ・ 教育庁は、実態調査結果を受け、公立学校の児童・生徒と保護者に緊急アピールを発しているが、青少年・治安対策本部など関係局と連携し、私立学校にも広げることにより、さらなる効果が期待される。関係機関の連携強化が望まれる。

本部は、インターネットへの対応として、平成19年の青少年健全育成条例改正により、携帯電話販売店や家電量販店などの販売事業者に対し、インターネット上の有害情報への携帯電話などからのアクセスを制限するフィルタリングサービスの告知・勧奨に努めるよう義務付けたことを受け、平成20年2月に、その施行状況等の把握のため、携帯電話販売店や家電量販店などの販売事業者を対象として「フィルタリングに関する実態調査」を行っている。

一方、教育庁では、携帯電話の普及拡大に伴い、子どもの携帯電話でのインターネット利用における様々な課題が指摘されていることを踏まえ、平成20年7月に、児童・生徒、保護者及び教員を対象として「子供のインターネット・携帯電話利用についての実態調査」を行っている。

庁は、この調査結果を受け、都内全ての公立小・中・高等学校等の児童・生徒及びその保護者等に対して、子供の携帯電話利用についての注意喚起を緊急アピールという形の文書により行っている。

しかしながら、庁の行った調査結果から得られた内容は、都の子どもに共通する問題であることから、このような緊急アピールについては、関連の青少年健全育成条例を所管する本部などと連携して、私立の各学校を含めた都内の児童・生徒全員に行き渡らせるべきものである。このような子どもに共通する問題については、関係局と連携して取り組むことが必要である。

#### (4) 薬物の乱用防止

##### (着眼点)

薬物の乱用防止には、継続的かつ効果的な普及啓発活動を行うことが求められていることから、それらの活動が、

- ・ 他の関係機関と連携して実施されているか
- ・ 実施規模は十分なものとなっているか
- ・ 効果の把握は適切になされているか

等の視点から検証した。

##### (検証結果)

- ・ 東京都薬物乱用対策推進本部のもと、教育庁、警視庁、福祉保健局が連携し、薬物乱用防止教室、広報啓発活動等の事業を実施しているが、薬物乱用防止ポスターへの応募や薬物乱用防止高校生会議の参加について、私立学校への働きかけをさらに強化することが望まれる。
- ・ 薬物のもたらす影響について、正確な知識を提供し、乱用を防止するため、薬物乱用防止教室は全公立・私立学校で実施するべきであるが、実施率が100%に至っていないことから、関係機関の連携の下に、100%実施になるよう強化が望まれる。
- ・ 平成20年上半期の大麻事件の摘発者が前年同期比で12.3%増となり、このうち20歳代以下が65%を占めるなど、青少年の薬物乱用は深刻さを増している。薬物乱用の防止に向けた各種の事業が実施されているが、関係機関の連携のもとに取り組みの強化が求められる。

都は、昭和48年に「東京都薬物乱用対策推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置し、また、平成9年には、推進本部に青少年対策部会を設置し、「青少年のための薬物乱用防止対策の推進」(平成15年7月改訂、以下「薬物乱用防止対策の推進」という。)を取りまとめ、薬物から青少年を守る社会づくりの強化を図っている。

法令別では、表51のとおり、全体としては減少しているが、平成19年の都内の薬物事犯少年について見ると、大麻取締法違反で薬物事犯少年全体の45.6%を占めており、また、学識別では、表52のとおり、学校に通学していない無職少年、有職少年の占める割合が増加し、平成19年では両者で約8割を占めていることなどの特徴がある。

薬物乱用を廃絶する特効的な方策は無く、薬物の乱用を未然に防止していくため、薬物の正しい知識の普及、家庭・学校・地域が一体となって、総合的かつきめ細かな対策を進めていく必要がある。

このため、「薬物乱用防止対策の推進」では、国の薬物乱用対策推進本部が策定した「薬物乱用防止新五か年戦略」に基づき、小学校高学年及び中学校においては、外部講師を活用した「薬物乱用防止教室」を年1回以上開催すること、多様な啓発方法の展開として、小学生を対象とした「親子の薬物乱用防止教室」の開催、中学生を対象とした「薬物乱用防止ポスター・

標語の募集」、高校生を対象とした「薬物乱用防止高校生会議」を実施すること、啓発活動に対する支援の充実として、薬物専門講師の養成・派遣、講師の能力向上研修の充実を図ることとしている。

また、私立学校については、薬物乱用防止教育が的確に実施されるよう、薬物専門講師の派遣等の周知を図るとされている。

(表51) 薬物事犯少年の法令別検挙・補導状況の推移 (単位:人)

年次	合計	大麻取締法	覚せい剤取締法	毒物及び劇物取締法	麻薬等取締法
平成15年	188(43)	53(1)	48(22)	65(17)	22(3)
平成16年	158(50)	67(5)	29(20)	30(10)	32(15)
平成17年	134(47)	35(4)	45(23)	24(8)	30(12)
平成18年	91(39)	41(5)	34(24)	4(1)	12(9)
平成19年	90(34)	41(5)	38(23)	1(0)	10(6)

(注)( )は、女子の数を表す。

出典:警視庁「少年育成活動の概況」より

(表52) 薬物事犯少年の学識別検挙・補導状況の推移 (単位:人、%)

区分	年次	平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
在学少年	小学生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中学生	5	2.7	2	1.3	5	3.7	2	2.2	1	1.1
	高校生	39	20.7	19	12.0	27	20.1	11	12.1	10	11.1
	大学生	7	3.7	16	10.1	5	3.7	4	4.4	6	6.7
	その他	13	6.9	10	6.3	5	3.7	4	4.4	3	3.3
	小計	64	34.0	47	29.7	42	31.3	21	23.1	20	22.2
有職少年		48	25.5	38	24.0	38	28.4	22	24.2	24	26.7
無職少年		76	40.4	73	46.2	54	40.3	48	52.7	46	51.1
合計		188	-	158	-	134	-	91	-	90	-

出典:警視庁「少年育成活動の概況」より

#### ア 薬物乱用防止教室(教育庁)

児童・生徒の発達段階に応じ、体育、保健体育、道徳、特別活動等を中心に、学校の教育活動全体を通じて薬物乱用防止に関する指導を行うとともに、「薬物乱用防止教室」を開催している。

開催にあたっては、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等を講師としている。

平成19年度における都内公立学校の薬物乱用防止教室の実施状況を見たところ、表53のとおり、約3割の中学校、高等学校が実施していない状況にある。「薬物乱用防止対策の推進」では、小学校高学年と全中学校において、また、平成20年8月に国が策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」では、すべての中学校・高等学校において、「少なくとも年1回の薬物乱用防止教室を開催する」としていることから、薬物乱用防止教室の実施率の向上を図ることが必要である。

(表53) 教育庁における薬物乱用防止教室等開催状況(平成19年度)(単位:校、%)

区 分	学校数	実施数	実施率
小 学 校	1,323	740	55.9
中 学 校	638	452	70.8
高 等 学 校	183	114	62.3
中学校・高等学校合計	821	566	68.9

(注) 中学校は、中等教育学校を含んだ数である。

## イ 薬物乱用防止に向けた広報啓発活動(警視庁)

私立を含む小・中・高等学校・専門学校等において、実施される「薬物乱用防止教室」に講師を派遣しているほか、表54のとおり、地域と連携した街頭キャンペーン等を行っており、特に、4月に「少年の薬物乱用等非行防止対策強化推進」、6月及び7月に「薬物乱用防止広報強化期間」を設け、幅広く広報啓発活動を推進しているが、会議・キャンペーンとともに、回数及び参加人員が減少していることから、さらなる実施の推進が望まれる。

(表54) 薬物乱用防止会議、キャンペーン等の実施状況 (単位:件、人)

項 目		平成17年	平成18年	平成19年	
合 計	実施件数	1,022	761	491	
	参加人員	455,428	246,732	156,375	
内 訳	学校関係	実施件数	290	114	41
		参加人員	12,275	4,312	2,128
	地域関係	実施件数	234	182	128
		参加人員	8,736	5,872	4,595
	計	実施件数	524	296	169
		参加人員	21,011	10,184	6,723
キャンペーン	実施件数	498	465	322	
	参加人員	434,417	236,548	149,652	

## ウ 親子の薬物乱用防止教室(福祉保健局)

「薬物乱用防止対策の推進」で、小学生については、保護者に対する教育を同時に行い、親子が共通の認識の基に薬物乱用防止の意識を醸成することが効果的であるとしており、都保健所では、小学校5・6年生とその保護者を対象とした「親子の薬物乱用防止教室」を実施している。

平成18年度及び平成19年度の「親子の薬物乱用防止教室」の開催状況は、表55のとおりであるが、都保健所が所管する地域に所在する公立小学校の数からすると、その実施率が低調なものとなっており、今後、実施率の向上が望まれる。



(表5.5) 親子の薬物乱用防止教室の開催状況

(単位:校、人、%)

保健所名	年度	実施 学校数	所管地域小学校数 及び実施率		受講者数	
			学校数	実施率	生徒	保護者
西多摩	18	1	54	1.9	46	9
	19	3		5.6	208	90
南多摩	18	2	49	4.1	63	21
	19	1		2.0	46	10
町田	18	-	40	-	-	-
	19	6		15	292	33
多摩立川	18	-	72	-	-	-
	19	-		-	-	-
多摩府中	18	2	84	2.4	205	40
	19	-		-	-	-
多摩小平	18	2	77	2.6	104	12
	19	5		6.5	117	15

## エ 薬物乱用防止ポスター・標語の募集(福祉保健局)

「薬物乱用防止対策の推進」で、中学生については、学校教育の一環として、授業の中で薬物乱用防止学習から感じたことを表現することにより薬物乱用を許さない心を醸成するとして薬物乱用防止ポスター・標語の募集を実施している。

薬物乱用防止ポスター・標語の募集、回収及び地区選考の事務は、東京都薬物乱用防止推進協議会(以下「推進協議会」という。)が受託しており、また、各学校へのポスター・標語の応募依頼については、局が区市町村教育委員会及び東京私立中学高等学校協会に、依頼文・募集要項等により行い、必要に応じて、推進協議会に48ある地区協議会が、地区内の各中学校へ直接依頼することとしている。

平成19年度における薬物乱用防止ポスター・標語の応募状況は、表5.6のとおりであるが、対象学校数に比較して、国立中学校及び私立中学校で応募が低調なものとなっている。

国立及び私立の学校についても、薬物乱用防止対策の推進は重要な施策であることから、これらの学校からの応募を増やすよう、引続き積極的な働きかけが望まれる。

(表5.6) 薬物乱用防止ポスター・標語の応募状況(平成19年度)(単位:校、点、%)

校種	対象 学校数	応募学校数				応募作品数	
		ポスター		標語		ポスター	標語
		学校数	応募率	学校数	応募率		
国立中学校	7	0	0	0	0	0	
公立中学校	636	249	39.2	164	25.8	5,450	15,479
私立中学校	181	10	5.5	8	4.4	265	1,868
合計	824	259	31.4	172	20.9	5,715	17,347

#### オ 薬物乱用防止高校生会議（福祉保健局）

「薬物乱用防止対策の推進」で、高校生については、高校生自らが薬物乱用を身近な問題としてとらえ、薬物の誘惑を排除できる能力を習得する機会の提供、参加高校生が学習した内容を広く同世代の仲間に発信していくことによる効果的な啓発活動の展開、学校現場における薬物乱用防止に関する指導手法の構築、などを目的として「薬物乱用防止高校生会議」（以下「会議」という。）の開催を啓発活動の具体的対応策としている。

会議の開催状況は、表 5 7 のとおりであり、毎年、高校 2 校を選抜し、計 2 0 名ほどの高校生により実施している。会議の同年代へのアピールを、より強力なもの、より広範囲なものとするため、会議参加校の増加等、効果的な方策を検討することが望まれる。

（表 5 7）薬物乱用防止高校生会議の開催状況

年 度	参加校及び参加者数	内 容
平成 1 8 年度	都立第三商業高校（1 0 名） 都立晴海総合高校（1 0 名）	・麻薬・覚せい剤乱用防止運動東京大会 における寸劇発表 ・リーフレット作成
平成 1 9 年度	都立竹台高校（1 2 名） 都立上野高校（9 名）	・麻薬・覚せい剤乱用防止運動都民大会 における寸劇発表及び薬物乱用防止啓 発ゲーム発表 ・リーフレット作成

#### カ 薬物専門講師の養成（福祉保健局）

学校・地域等における薬物乱用防止教室や講習会において講師を勤めてもらうため、薬剤師の資格を有する者、学校・地域において薬物乱用防止にかかる普及啓発活動に従事している者を対象に、講師養成講座を開催し、その修了者を薬物専門講師としている。

また、平成 1 1 年度からは講師の資質向上のため、「薬物専門講師フォローアップ研修」を実施している。

平成 1 9 年度における「薬物専門講師フォローアップ研修」の実施状況は、表 5 8 のとおり、対象者数 9 7 8 人に対して、受講者数 3 6 0 人、受講率が 3 6 . 8 % と低調なものとなっている。

昨今、大麻等の薬物に係る事件が多く発生しており、学校・地域等における薬物乱用防止啓発の重要性が増し、薬物乱用防止教室等の積極的な開催が求められていることから、薬物専門講師の研修受講率の向上に努めることが望まれる。

(表58) フォローアップ研修の実施状況(平成19年度) (単位:人、%)

区 分	対象者数	受講者数	受講率
薬物乱用防止推進協議会会員	177	62	35.0
ライオンズクラブ国際協会 303-A地区会員	153	60	39.2
東京都薬剤師会会員/東京都学校薬剤師会会員	426	212	49.7
覚せい剤等乱用防止推進員	14	6	42.9
中毒者相談員	4	2	50
その他	39	10	25.6
都職員(健康安全研究センター及び保健所職員)	165	8	4.8
合 計	978	360	36.8

【参考】青少年の健全育成に係る協議会等の概要

1 東京子ども応援協議会

設立年月 平成17年6月

設置目的 次代の社会を担う青少年が心身ともに健やかに育成される社会の実現を図るため、都民、区市町村、事業者及び地域の団体と協働して、青少年育成施策を総合的に推進するための体制を整備するため。

構成員等 行政機関、教育関係団体、事業者関係団体、青少年健全育成等団体

事務局 青少年・治安対策本部

2 子育て応援東京会議

設立年月 平成19年10月

設置目的 子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるとともに、子どもを産み育てたいと望む人たちが安心して子育てできる環境を整備するため。

構成員等 学識経験者、経済団体、教育関係団体、事業者関係団体、青少年健全育成等団体  
行政機関

事務局 福祉保健局

3 心の東京革命推進協議会（青少年育成協会）

設立年月 平成14年4月

設置目的 「心の東京革命」の推進と青少年の健全な育成を図るため、都民、民間団体及び企業、並びに東京都・区市町村が相互に連携し、幅広い都民運動を効果的に展開するため。

構成員等 行政機関、教育関係団体、事業者関係団体、青少年健全育成等団体

事務局 心の東京革命推進協議会（青少年育成協会）

4 中学生の職場体験推進協議会

設立年月 平成17年5月

設置目的 中学生の職場体験を円滑に進めるためには、家庭、地域、産業界など、多くの関係者の理解と協力が必要なため。

構成員等 行政機関、学識経験者、産業団体・企業、教育関係団体、青少年育成団体、就業支援機関

事務局 青少年・治安対策本部、教育庁

5 子どもに万引をさせない連絡協議会

設立年月 平成19年1月

設置目的 子どもの非行防止や健全育成に資するため、子どもの万引防止対策について協議し、子どもに万引をさせない取組を推進するため。

構成員等 行政機関、学識経験者、教育関係団体、青少年育成団体、防犯関係団体、事業者関係団体

事務局 青少年・治安対策本部

6 東京都要保護児童対策地域協議会

設立年月 平成17年11月

設置目的 平成17年4月に施行された改正児童福祉法第25条の2の規定に基づき、児童虐待等を防止することを目的に、関係機関が積極的に情報を交換するなど、密接に連携し、保護を要する子どもをいち早く発見、保護するために関係機関等による地域協議会の設置促進が図られることになった。このため、都における要保護児童対策の一層の強化と区市町村における協議会設置を促進するため。

構成員等 児童福祉関係の行政機関及び団体、保健医療関係の行政機関及び団体、教育関係の行政機関及び団体、警察・司法関係の行政機関及び団体

事務局 福祉保健局

7 各区市町村要保護児童対策協議会

設立年月 平成17年5月～平成20年3月

設置目的 平成17年4月に施行された改正児童福祉法第25条の2の規定に基づき、児童虐待等を防止することを目的に、関係機関が積極的に情報を交換するなど、密接に連携し、保護を要する子どもをいち早く発見、保護するため。

構成員等 児童福祉関係の行政機関及び団体、保健医療関係の行政機関及び団体、教育関係の行政機関及び団体、警察・司法関係の行政機関及び団体

事務局 各区市町村子ども家庭支援センターまたは福祉所管部署

8 東京都薬物乱用対策推進本部

設立年月 昭和48年9月

設置目的 東京都における薬物乱用対策に関し、関係行政機関相互の緊密な連絡を図るとともに総合的かつ効果的な対策の樹立を強力に推進するため。

構成員等 都関係行政機関、国麻薬及び入国管理関係機関

事務局 福祉保健局